

令和5年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和5年9月5日（火）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
会 期 自 令和5年 9月 5日
至 令和5年 9月21日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 発委第 2号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 6 発委第 3号 新たな財源確保調査検討特別委員会の設置について
- 日程第 7 議案第36号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第37号 令和4年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 日程第 9 議案第38号 令和4年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて
- 日程第10 議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第40号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第12 議案第41号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第42号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 認定第 1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第16 認定第 3号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第17 認定第 4号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第18 認定第 5号 令和4年度白馬村水道事業会計決算認定について
- 日程第19 認定第 6号 令和4年度白馬村下水道事業会計決算認定について

日程第20 決算特別委員会の設置について

令和5年第3回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和5年9月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
総務課長	田中克俊	参事兼税務課長	山岸茂幸
健康福祉課長	工藤弘美	会計管理者会計室長	鈴木広章
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	廣瀬昭彦
住民課長	堤 則昭	参事兼教育課長	横川辰彦
子育て支援課長	内山明子	生涯学習スポーツ課長	松澤宏和
総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉	代表監査委員	横澤哲朗

6. 欠席した職員

教 育 長 横川秀明

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

8. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

発委第2号及び発委第3号 説明、質疑

議案第36号から議案第42号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

認定第1号から認定第6号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

6) 決算特別委員会の設置について

9. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第36号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第37号 令和4年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
3. 議案第38号 令和4年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
4. 議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）
5. 議案第40号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
6. 議案第41号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
7. 議案第42号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）
8. 認定第1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について
9. 認定第2号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
10. 認定第3号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
11. 認定第4号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
12. 認定第5号 令和4年度白馬村水道事業会計決算認定について
13. 認定第6号 令和4年度白馬村下水道事業会計決算認定について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第3回白馬村議会定例会を開会いたします。

第5番加藤ソフィー議員が、産休のため欠席しております。

横川教育長が、所用のため欠席しております。

長野県では8月29日に新型コロナ医療警報を発令しております。マスクの着用は個人の判断ですが、重症化リスクの高い方に感染が及ばないように、本定例会会期中マスクの着用を推奨いたしますので、ご協力をお願いいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和5年8月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、村長から令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和5年8月定例会が、8月17日及び18日に行なわれました。また、白馬山麓事務組合議会令和5年第2回定例会が、8月28日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、白馬村教育委員会から令和4年度白馬村教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書が提出されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました請願、陳情はお手元に配付いたしました請願文書表及び陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第7番 太谷修助議員、第10番 加藤亮輔議員、第11番 丸山勇太郎議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和5年第3回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から9月21日までの17日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。令和5年第3回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席を頂き厚く御礼を申し上げます。

昨年8月7日に村長に就任をしてから1年が経過しました。この間、多くの温かいお言葉を頂きました村民の皆様、ご指導とご理解を賜りました議員の皆様、そして様々なご協力を頂きました各種団体の皆様に心より御礼を申し上げます。

この1年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながらも、地域経済の回復に向けた取組を進める必要があり、各種施策にスピード感が求められる場面が多かったように思います。

昨年度は、コロナ対策も新たな段階へと移行し、村内観光産業においても、持ち直しの動きが見られましたが、一方で急速な円安の進行やロシアによるウクライナ侵略等によるエネルギーや物価の高騰が、事業者の収益や家計を圧迫しました。そうした情勢を踏まえ、村では国の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金等を活用した様々な物価高騰対策を講じてまいりました。

さらに、今年5月の5類感染症への移行に伴い客足が回復し、この夏もにぎわいを取り戻したことから、公約の重要事項に掲げました「コロナ禍からの急速な経済回復を図る」点については、一定の成果が上げられたものとありがたく思うところであります。

村長就任に際し、私は「コロナ禍を乗り越え、持続可能な次の白馬へ」として、5つの公約を掲げました。公約実現へ向けての道のりはまだ始まったばかりであり、これからさらに種をまいていくとともに、それらが実となるまで育て上げることが大切であり、まさにこれからが本番でありま

す。

新型コロナの影響で、制限をせざるを得ない時期もございましたが、これからは村内各所に足を運び、村民の皆様の生の声を伺って行政に生かしてまいりたいと考えております。

初心を忘れることなく、持続可能な白馬村を目指し、皆さんとともにしっかり歩みを進めてまいりますので、今後とも深いご理解と絶大なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、この夏の観光客の入込状況についてですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に加えてほぼ平年どおりの時期に梅雨が明け、天候にも恵まれたこともあり、7月は前年比124.5%となる15万1,800人と推計しています。

主要な観光拠点からは「天候にも恵まれ来場が好調に推移した」「コロナ前に戻ってきている感じがする」といった声が聞かれたほか、公共交通機関では観光目的のお客様が増加し、コロナ前を上回る数字であったと伺っています。

8月の利用者数は、集計中ではありますが、山の日を含む3連休がかなりのにぎわいを見せていた一方で、お盆休み後半の入り込みは台風による影響を受けたものと見ていますが、夏全体としてはコロナ前に近い状況に戻ってきていると見ています。

8月13日には、グリーンスポーツの森において白馬の夏祭りが開催され、その中で今年はヴィクトワール・シュヴァルプラン・村男Ⅲ世誕生の10周年記念イベントも開催されました。このイベントには、なかやまきんに君にも特別にお越し頂き、盛大に会場を盛り上げていただきました。実行委員会によりますと、今年の白馬の夏祭りの来場者数は約4,500人で、過去最高であったとのことでもあります。

全般的に、好調であったと言える夏の観光シーズンでありましたが、白馬大雪渓が昨冬の雪不足、この夏の猛暑の影響を受けて、8月末を待たず閉鎖せざるを得ない状況に陥りました。夏山常駐隊や山案内人組合、山小屋と協議した結果、何より登山者の安全確保を最優先して、8月27日をもって閉鎖を判断したところです。この判断と同時に、地球温暖化は冬に限らず、夏の観光にも大きく影響していることを痛感したところであります。

次に、各課の事業執行状況について説明させていただきます。

最初に、総務課関係ですが、この夏は姉妹都市交流が活発に行なわれました。6月29日から30日にかけては、白馬南小学校の児童が河津町を訪問し、河津小学校と交流。7月25日から27日にかけては白馬北小学校の児童が太地町を訪問し、太地小学校と交流しました。また、7月22日から23日には、姉妹都市提携40周年を記念し、夏の河津町民号として河津町の岸町長をはじめ44名の河津町民の皆さんが白馬村を訪問されました。天候にも恵まれ、トレッキングやスポーツ交流などを楽しまれ、白馬村民との交流を深めました。今後、白馬村から河津町への訪問交流も予定しており、ますます両者の親交が深まっていくことを期待しているところです。

7月23日には白馬村消防団南部分団が、実に12年ぶりに長野県消防ポンプ操法大会のポンプ

車操法の部に出場し、第4位というすばらしい成績を修めました。少子高齢化などの影響から、消防団を取り巻く環境が厳しくなっている中、団員の皆さんが日々努力した結果であり、私も非常に誇らしく感じております。今後とも消防団の活躍を期待するとともに、村としましては、消防団の活性化に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、庁内DXの推進ですが、4月に策定した白馬村スマートビレッジ推進計画の手順に基づき、課題の洗い出し、解決策の検討について月2回のペースで推進チームによる施策立案、進捗状況管理を行なっています。検討中の主な庁内業務効率化策の具体的な内容は、書かない窓口などを想定した窓口業務の改善策、文書管理や電子決裁等の事務処理、文書管理業務の改善策及び職員の勤怠管理の可視化に関する生産性向上策をテーマとしています。勤怠管理分野の具現化については、本定例会の補正予算案でも関連経費を計上しておりますので、詳細は常任委員会で説明させていただきます。

空き家対策管理については、6月に第1回白馬村空き家対策協議会を開催し、当面の優先検討課題として位置づける移住・定住策の推進と管理不全空き家の発生抑制を目的とした、空き家の活用に関する取組を推進していくことを確認しました。本年度中に4回程度の協議会を開催し、空き家対策計画の策定と空き家バンク制度の構築に向けて協議を進めたいと考えています。

環境政策の取組については、年度当初より環境専門人材の設置に向けて、総務省の人材プラットフォームをはじめ、人材派遣型企業版ふるさと納税制度を活用したマッチングなどを進めてきたところではありますが、残念ながらいまだ希望する人材とのマッチング成立までには至っておりません。引き続き、公的マッチング制度の活用や関連機関等からの情報提供を踏まえながら、成立に至るよう努力してまいります。

一方で、6月には住民と事業者有志の皆様から、白馬村ゼロカーボン行動計画への提言書の提出があり、環境政策に対する住民と事業者の政策に関する熱い思いを再認識するとともに、行政の取組を後押しいただいている活動への感謝とゼロカーボンビジョン実現に向けた心強さを改めて感じるところです。

提言書にある内容は、今後の行政が進める環境施策のアイデア集としても非常に参考になる提言と受け止めており、引き続き地域一体となった取組を意識しながら施策の具現化に努めていきたいと考えます。

令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は歳入歳出予算総額に1億8,746万4,000円を追加し、予算総額6億2億6,410万3,000円とするものです。

補正の主なものは、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴う必要経費と基金積立金の増額、ウイング21自動火災報知設備の改修による増額、低所得世帯や子育て世帯への県費による給付金事業による増額や、4月の人事異動に伴う人件費の組替えなどですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に、観光課関係ですが、国庫補助事業等の実施状況についてご説明します。

1つ目は、国土交通省の先導的官民連携支援事業で、8月17日付で補助金の交付決定を受け八方池山荘建替計画・運営における、コンセッション方式等官民連携調査に着手しています。8月30日には公募型プロポーザル方式による事業者選定審議会を開催し、その結果に基づき相手方と契約手続を進めております。

2つ目は、国土交通省の共創モデル実証運行事業で、白馬村では交通事業者等を含む複数の共創主体でプラットフォームを構成し、昨冬の実証運行で大きな成果を上げたナイトデマンドタクシーの拡充に取り組んでまいります。

3つ目は、観光庁の持続可能な観光推進モデル事業です。この事業は、村が補助金の交付を受けて事業を実施するものではなく、官公庁が調査、実証事業を白馬村で実施するものになります。白馬村では、日本版持続可能な観光ガイドラインに基づき、持続可能な観光地経営の促進と宿泊事業者の環境対策の加速化を事業目的としており、持続可能な観光地経営の促進という面では、新たな観光財源に関する検討を進めてまいります。

健康福祉課関係では、新型コロナワクチン接種につきまして、高齢者や基礎疾患を持つ方、医療従事者等を対象とした春接種を5月から開始し、8月末の高齢者の接種率は56.4%になりました。今後、オミクロン、XBB株を用いた秋接種が9月20日から開始されます。1回目、2回目の初回接種を終了した方で、前回の接種から3か月以上を経過している方が対象になりますので、重症化リスクの高い方は接種をご検討いただければと思います。

また、去る9月1日には敬老会をウイング21で開催しました。4年ぶりの開催となり大勢の方にお楽しみいただけたところであります。

農政課関係ですが、今年の米の刈取りは天候の影響で、早いところでは9月1日から始まったと聞いており、例年よりも早まっているようです。一方、農業資材や肥料、燃料の高騰による農業経営への影響は厳しいものと認識しており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援対策が少しでも負担軽減につながればと思っております。

また、去る7月20日に新たな農業委員12名に対し辞令を交付し、同日に農業委員会から農地利用最適化推進委員2名の委嘱がされました。今後は、農地法の適正執行に加え、人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴う目標地区の策定が農業委員会の新たな役割となりました。このため、農業委員会から提案のあった目標地区策定、ほ場整備に合わせた農業振興地域整備計画の見直しに伴う専門人材確保のため、集落支援員に係る費用を補正予算に計上しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

林務関係では、ここ数年発生しているナラ枯れ被害に対して、人家や遊歩道付近を中心にできる限りの対策に取り組んでいるところであります。本年も、専門家による対策会議の開催を予定していますが、奥山までは対応しきれないのが実情であります。一方、森林経営管理制度に基づく森林

整備につきましては、今月から内山地区の施業に入る予定で準備を進めております。

土地改良関係ですが、ほ場整備事業の北城南部地区は来年度からの作付けを目指して工事が進んでおり、北城北部地区は事業エリアを確定するため、地元実行委員会を中心に地権者の意向を取りまとめながら、事業採択に向けた調整を引き続き進めております。

国土調査事業では、今年度調査に入る大出地区の説明会を7月下旬に開催し、10月からの一筆地調査の立会いに向けて準備を進めているところであります。

続いて建設課関係では、現在長野県において進められております、白馬駅前無電柱化事業に関連し、去る9月2日に白馬駅前ストリートフェスが行なわれました。地元の皆様の企画、立案により県道白馬岳線を歩行者天国にして行なわれたイベントであります。幸い天候にも恵まれ大勢の皆様からご参加を頂いたところであります。無電柱化事業につきましては、景観保全や防災面からも大きな期待が寄せられておりますが、こうしたイベントを通じてさらに事業の推進に結びつけていければと考えておりますので、議会をはじめ村民の皆様の引き続きのご理解、ご支援をお願いします。

住民課関係では、3月に開始しましたコンビニエンスストアでの住民票と印鑑証明書の発行事業がトラブルなく順調に稼働しています。コンビニエンスストアでの証明書の発行割合は住民票で12%、印鑑証明書で14%を占めており、毎月安定的な利用割合で推移しています。

マイナンバーカード関連では、9月のマイナポイント第2弾の締切りに間に合わせて、マイナンバーカード関連の手続きが増加傾向を見せています。また、住民記録では白馬インターナショナルスクールの開校の影響もあり、例年より早く8月から外国人の転入が増えてきています。

環境衛生関係では、8月1日付でリネットジャパンと協定を締結し、宅配業者による自宅に居ながらの小型家電の回収が可能になりました。また、北アルプス広域連合が進める白馬リサイクルプラザの建設が実施設計の見直しにより、様々な製品の材質、設備をダウングレードした結果、設計額の減額が見込めることとなり、11月をめどに意匠等の最終確認を行なうとともに、実施設計業務の予算措置を図る予定で進めるとお聞きしております。

上下水道課関係では、白馬駅前無電柱化工事、みそら野、名鉄地区の水道本管布設替工事などの更新工事が順調に進んでおります。また、白馬村浄化センター再構築基本設計であるストックマネジメント実施計画や耐震実施計画も、技術的援助に関する協定の締結先である日本下水道事業団において作業が進められているところであります。

次に、教育委員会部局、最初に子育て支援課関係ですが、食費などの物価高騰に直面して影響を受けている低所得の子育て世帯、104世帯184名に生活支援の補助金を交付しました。さらに、家計急変世帯に対しても3月末まで対応することで進めております。

認定こども園しろま保育園では、祖父母参観日や保護者会主催の縁日など、ようやくコロナ禍前の体制で開催することができ、にぎやかな笑顔が戻ってきております。また、園舎外壁のひび割

れや鉄骨のさびつきなどに対して補修工事を完了しました。

12月に開園する、サンライズキッズ保育園白馬園の入園説明会を開催したところ、20名余りの保護者の参加がありました。冬期間は未満児の入所希望が増加する傾向にあるため、開園により待機児童の解消につながると期待しているところです。

生涯学習スポーツ課関係では、8月6日に白馬ジャンプ競技場において、初の試みとしてウォータースポーツフェスティバルを開催し、村内外から約1,500人の参加があり、暑い夏の日ミニプール、ウォータースライダー等の水を使った約10種類のアトラクションを楽しんでいただきました。このイベントは、ジャンプ競技場における競技以外の有効利用と親子の触れ合いの機会の創出を目的に初めて開催したのですが、今後も積極的に施設の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

また、一昨日3日にはスノーハープにおいて4年ぶりとなる村民運動会を開催し、約700人の参加がありました。競技種目の見直しを行ない、分館対抗リレーも9年ぶりに復活するなど、残暑厳しい中ではありましたが、多くの村民の皆様楽しんでいただくことができました。

氷河調査事業につきましては、不帰沢、杓子沢、白馬沢において、新潟大学を中心に白馬山案内人組合の協力を得ながら雪溪の氷厚測定、流動観測等の調査を実施しており、今月24日には今年度の活動報告をウイング21において行ないます。

図書館等複合施設の基本計画の見直しにつきましては、4月以降複合施設の建設及び運営における官民連携による事業実施の可能性を探るため、さらなるサウンディング調査に加え、事業費の縮減と整備の考え方を関係課において検討を進めてまいりました。本定例会の会期中には、これまでの検討結果と財政状況を踏まえた計画の見直しについて説明させていただきます。

最後に、決算関係ですが、一般会計の決算の状況を申し上げますと、決算規模は歳入69億6,500万円余り、歳出67億円余りで、前年度と比べますと歳入が4,100万円余り、歳出が1億4,700万円余りの減額となりました。

歳入の面では、村税収入が、前年度と比較して2億3,500万円余り増え、15億2,500万円余りとなる一方で、地方特例交付金が1億6,900万円余り減の400万円余りとなりました。

地方債は、引き続き新規発行債を元金償還額以下としたため、前年比1億6,000万円余りの大幅な減額となっております。

村税について申し上げますと、税目別では個人住民税が1,100万円余り、法人村民税が1,800万円余り、固定資産税が1億8,600万円余り、軽自動車税が200万円余り、村たばこ税が500万円余り、入湯税は1,100万円余りと全ての税目で増額になりました。

不納欠損額は3,300万円余りで、不納欠損額を差し引いた後の村税収入未済額は2億100万円余りであります。

また、徴収率ですが、現年分については98.6%で前年度を0.3ポイント上回り、過去最高と

なり、滞納繰越分については13.7%で前年度を2.9ポイント上回り、現年分と滞納繰越分を合わせた徴収率は86.7%と前年度3.4ポイント上回る結果となりました。今後も、徴収率の向上と滞納額の削減に努め、税負担の公平性と村民サービスの向上のための財源確保に努めてまいります。

歳出の面では、引き続き事務事業の見直しなどによる歳出削減に努めているわけですが、土木費関係では、大雪だった前年度に比べ除雪委託費が1億6,000万円ほど減ったことなどが主な要因となり、土木費の決算額は前年度比約23%減の8億5,200万円余りとなりました。

また、令和元年度から引き続き財政調整基金の取崩しをせず、前年度の余剰金処分の7,000万円と歳出から8,400万円を積み立てました。

また、減債基金も取崩しをせず、昨年に引き続き積み立て、両基金を合わせた年度末基金残高は14億8,876万円余りとなり、過去最高額となっています。

また、義務教育施設整備基金にも1億5,000万円の積立てを行なうなど、健全財政の堅持に努めております。

特別会計等の決算状況ですが、国民健康保険事業勘定特別会計は歳入総額10億1,852万2,048円、歳出総額10億1,306万9,409円で、実質収支額は545万2,639円となり、全額翌年度への繰越しとしました。国民健康保険財政調整基金は積立ても行ないましたが、国保特別会計の繰入れも行なったことから、令和4年度末の残高は1億9,070万円余りとなりました。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億678万4,915円、歳出総額は1億667万8,921円で実質収支額は10万5,994円でありました。

農業集落排水事業特別会計の収入総額は356万7,417円、歳出総額は356万1,175円で実質収支額は6,242円であります。

水道事業会計における収益的収入は3億4,468万8,707円で、収益的支出は2億6,078万5,087円です。

資本的収入は5,763万9,220円で、資本的支出は4億4,976万8,352円です。不足する3億9,212万9,132円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填しております。

下水道会計における収益的収入は5億724万4,040円で、収益的支出は4億7,873万7,697円です。資本的収入は3億5,628万622円で、資本的支出は4億7,536万5,074円です。不足する1億1,908万4,452円は、過年度分損益勘定留保資金及び現年度分損益勘定留保資金で補填しております。

本定例会に提出します案件は、議案7件、決算認定6件であります。

議案等につきましては、担当課長等により提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますよ

うお願い申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

議長（太田伸子君） これより発委の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べる事ができないと定められておりますので、申し添えます。

日程第5 発委第2号及び日程第6 発委第3号は会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

△日程第5 発委第2号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第5 発委第2号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番津滝俊幸議会運営委員長。

第8番（津滝俊幸君） 8番津滝俊幸です。

発委第2号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

改正の内容は、議会事務局の職員や議会の個人情報に関する業務を受託し、従事している者などを対象に、個人情報の不正利用などに対して罰則規定を追加するもので、この罰則規定について長野県地方検察庁との協議が終え、承諾いただいたことにより本改正を行なうものであります。

罰則規定につきましては、第6章として第53条から第57条の規定を追加するものです。

本条例の施行日は、公布の日とするものです。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第2号 白馬村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第3号 新たな財源確保調査検討特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 次に、日程第6 発委第3号 新たな財源確保調査検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番津滝俊幸議会運営委員長。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

発委第3号 新たな財源確保調査検討特別委員会の設置についてご説明いたします。

本議案を白馬村議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

新たな財源確保調査検討特別委員会の設置につきましては、行政側は観光事業に対する財源確保についての調査、検討を再開したことにより白馬村議会としても調査、検討する必要があることから、本特別委員会を設置したいものであります。

1枚おめくりいただき、新たな財源確保調査検討特別委員会の設置についてを御覧ください。

1、名称、新たな財源確保調査検討特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び白馬村議会委員会条例第5条。

3、目的、新たな財源確保の調査、検討。

4、委員の定数、12名。議員全員としたいものです。通常であれば、議長を含めない形でしたが、今回は議長を含めた12名で構成していきます。

5、設置の期間、本特別委員会は議会閉会中も調査を行なうことができるものとし、現議員の任期満了の日まで継続して調査を行なうものとする。

以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。発委第3号 新たな財源確保調査検討特別委員会の設置についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました、新たな財源確保調査検討特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、新たな財源確保調査検討特別委員会の委員は、議員全員を選任することに決定いたしました。

次に、議案の審議に入ります。

△日程第7 議案第36号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第36号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第36号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、特別職の職員で非常勤のもの報酬について新たな区分の追加に伴い、その報酬額を定めるものでございます。

議案最終ページの新旧対照表を御覧ください。

別表、第1条関係に空家等対策協議会委員を追加し、日額6,100円と半日額3,800円とするものでございます。

1ページお戻りいただき、改正条例の附則を御覧ください。

この条例は公布の日から施行し、改正後の白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の規定は、令和5年4月21日から適用するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第37号 令和4年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第37号 令和4年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第37号 令和4年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましてご説明いたします。

令和4年度未処分利益剰余金は、令和3年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた3億7,983万3,359円となっております。

令和4年度未処分利益剰余金のうち3億円を資本金に組み入れ、7,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの額983万3,359円は翌年度へ繰越利益剰余金として処分しようとする

もので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第38号 令和4年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第38号 令和4年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第38号 令和4年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、ご説明いたします。

令和4年度未処分利益剰余金は令和3年度からの繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせた3,219万7,118円となっております。

令和4年度未処分利益剰余金のうち3,000万円を建設改良積立金に積み立て、残額の219万7,118円は翌年度への繰越利益剰余金として処分しようとするもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,746万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億6,410万3,000円とするものでございます。

8ページの歳入明細を御覧ください。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

12款1項3目農林業費負担金173万8,000円の増額は、事業採択による有害鳥獣被害防

止対策協議会負担金（交付金分）です。

13款1項6目観光使用料414万5,000円の減額は、ナイトデマンドタクシー事業の実施主体が村から交通事業者等を含む連携体へ移行することに伴う予算の組替えであります。

9ページ、14款2項6目総務費国庫補助金275万2,000円の減額は、マイナンバーカード関連事務交付金で、カードの券面印刷機導入に伴う補助金84万7,000円の増額と、地方公共団体情報システム機構J-LISへの負担金を307万円減額することなどによる交付金の減額でございます。

15款2項1目総務費県補助金664万5,000円の増額は、長野県生活困窮世帯緊急支援事業の関係で、住民税所得割非課税世帯等に対して1世帯当たり2万円を支給するための事業費とその事務費でございます。

同じく2目民生費県補助金302万円の増額は、長野県子育て世帯生活支援特別給付金で、国の制度に該当しない住民税所得割非課税世帯の子育て世帯に対して、児童1人当たり3万円を支給するための事業費とその事務費でございます。

10ページを御覧ください。

15款3項1目総務費県委託金166万4,000円の増額は、空き家推定モデル実証実験業務の委託金確定によるものでございます。

17款1項1目一般寄附金1億2,500万円の増額は、7月末現在で前年度比101%の状況でありますふるさと白馬村を応援する寄附金の増額です。

18款1項4目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金464万8,000円の増額は、当初予算において基金繰入を財源としていた事業の増額補正分を追加で繰り入れるものであります。

11ページ、19款1項1目繰越金2,450万3,000円の増額は、令和4年度決算額の確定によるものであります。

20款5項1目雑入2,496万8,000円の増額は、北アルプス広域連合過年度還付金1,500万8,000円、白馬山麓事務組合負担金483万2,000円、持続可能な観光推進モデル事業支援金371万9,000円などによるものであります。

21款1項1目臨時財政対策債660万3,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

7目教育債700万円の増額は、ウイング21の自動火災報知設備の改修に係る緊急防災・減災事業債の増額によるものです。

続きまして、12ページ歳出明細を御覧ください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金の増額、減額は4月の人事異動に伴う職員の配置などにより人件費を組替えるもので、会計年度任用職員の人件費につきましても同様でございます。人件費の組み替えに関する部分につきましては説明を割愛させていただきます。

き、それ以外の主な事業につきまして説明欄により説明をさせていただきます。

2款1項1目一般管理事業401万3,000円の増額は、DX推進の一環として勤怠管理システムを導入するための委託料278万3,000円などによるものです。

13ページ、6目ふるさと納税事業5,902万2,000円の増額は、歳入で説明しましたふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴い、返礼業務委託料など主要の経費を増額するものです。

14ページにかけまして、移住・交流・集落支援事業526万8,000円の増額は、空き家推定モデル実証実験に伴う委託料の確定138万6,000円などによるものです。

15ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳事業283万4,000円の減額は、歳入で説明しましたマイナンバーカードの券面印刷機導入に係る備品購入費80万3,000円の増額と、J-LISへの負担金307万円の減額などです。

16ページを御覧ください。

17ページにかけまして、3款1項1目長野県価格高騰特別対策支援金664万5,000円の増額は、住民税所得割非課税世帯のうち国の交付金を活用した支援を受けていない世帯や、家計急変世帯を対象として2万円を支給するための支援金とその事務費であります。

17ページ、6目住民国保事業885万6,000円の減額は、人事異動による組替えのほか、出産育児一時金及び国庫補助の調整による国保会計繰出金の減額です。

18ページにかけまして、3款2項1目長野県子育て世帯生活支援特別給付金302万円の増額は、国の支援制度がない住民税所得割非課税世帯の子育て世帯に、長野県独自事業で実施する特別給付金とその事務費であります。

20ページをお開きください。

4款2項2目し尿処理事業300万4,000円の増額は、白馬山麓事務組合における下水道投入施設建設に係る地下水量調査費用とクリーンコスモ姫川の修繕費の増額による白馬山麓事務組合負担金の増額です。

21ページ、5款1項3目農業振興事業145万2,000円の増額は、農業機械等導入支援補助金の増額69万2,000円などによるものであります。

22ページを御覧ください。

5款2項1目有害鳥獣被害対策事業174万5,000円の増額は、国からの交付金が追加交付されることによる協議会への負担金の増額であります。

23ページにかけまして6款1項3目海外観光客受皿整備事業995万3,000円の増額は、歳入で説明しましたとおりナイトデマンドタクシーの事業主体が村ではなくなることに伴い、委託料等から負担金へ予算を組み替えるものであります。

25ページをお開きください。

9款1項2目学校環境整備事業212万6,000円の増額は、白馬中学校で生徒が使用するパソコンが故障したため、39台を中古で調達するための備品購入費90万3,000円などです。

27ページを御覧ください。

9款5項2目ウイング21維持管理事業1,569万3,000円の増額は、マンホールポンプ、バスケットゴールなどの修繕費109万6,000円、自動火災報知設備改修について煙探知機等の資材高騰により700万円余りを、また、照明器具が動作しなくなったことにより756万円余りを、いずれも工事請負費で増額するものであります。

最終28ページを御覧ください。

12款1項3目ふるさと納税基金事業8,750万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額により積立金を増額するものであります。

議案書お戻りいただきまして、5ページを御覧ください。

5ページの第2表地方債補正につきましては、上段は臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い限度額を減額し、下段につきましては先ほど説明しましたウイング21維持管理業務の自動火災報知設備改修費用の増額に係る緊急防災減災事業債の同額の増額により、公共施設改修事業の限度額を増額するものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第40号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第40号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第40号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億2,687万7,000円とするものです。

5ページの歳入明細をお開きください。

2款1項3目事業補助金4万5,000円の増額は、出産育児一時金の支給額改正に伴い、その財源の振り分け内容が変更となり国庫支出金が発生したことによるものです。

5款1項1目一般会計繰入金885万6,000円の減額は、出産育児一時金の支給額改正とと

もに、支給対象件数を調整したことによる減額と、人事異動に伴う人件費減額分です。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金74万4,000円の減額は、6ページ6款の令和4年度の繰越金が確定し増額となったため、財政調整基金からの繰入金を減額するものです。

6ページで、7款3項5目雑入494万9,000円の増額は、令和4年度に長野県国民健康保険団体連合会へ支払った療養給付費審査支払手数料が、精算により還付されたことによるものです。歳出に移ります。7ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、歳入でも説明しました人事異動による人件費分の減額です。

2款4項1目出産育児一時金54万1,000円の減額も、歳入で説明いたしました出産育児一時金の支給対象件数を調整したことによる減額です。

8ページを御覧ください。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、特定財源から一般財源に財源の組替えを行なうものです。

6款1項3目保険給付費負担金等償還金494万1,000円の増額は、歳入で補正しました還付金について、支出時の財源が長野県から交付された普通交付金であることから、還付された金額を長野県に返還するため当初予算計上に不足する額を増額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 会議を再開いたします。

△日程第12 議案第41号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第41号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第41号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

第2条として、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額1款水道事業費用を593万8,000円を追加、2億9,534万2,000円とし、第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億9,323万円に改め、資本的支

出予定額の1款資本的支出に456万円を追加し、3億314万4,000円とするものです。

この補正は、職員の人事異動による人件費の増額、また水道料金改定に向けた支援として、水道料金体系等検討業務委託料を新たに計上するものであります。

第4条として、当初予算第8条に定める職員給与費を人事異動により743万7,000円増額し、5,223万7,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第42号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第42号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第42号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

第2条として、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額1款下水道事業費用を444万6,000円減額し、4億5,525万4,000円とし、第3条では当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,285万8,000円に改め、資本的支出の予定額の1款資本的支出を54万2,000円減額し、4億9,995万8,000円とするものです。この補正は、下水道公共柵設置工事に伴う工事請負費の増額、また職員の人事異動に伴う人件費の減額となります。

また、当初予算第8条に定めました職員給与費を人事異動により678万8,000円を減額し、2,169万6,000円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号及び議案第38号を除く議案第36号から議案第42号まではお手元に配付いたしました、令和5年第3回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号を除く議案第36号から議案第42号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより認定案件の審議に入ります。

△日程第14 認定第1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第2号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第3号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第4号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第5号 令和4年度白馬村水道事業会計決算認定について

△日程第19 認定第6号 令和4年度白馬村下水道事業会計決算認定について

議長(太田伸子君) お諮りいたします。日程第14 認定第1号から日程第19 認定第6号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までは一括議題とすることに決定いたしました。

最初に、日程第14 認定第1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。初めに、田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 認定第1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。私からは歳入全般と議会、監査、総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、その他の歳出につきましては、各課等の長が、順次、説明をまいります。

それでは最初に、令和4年度歳入歳出決算書100ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は69億6,560万1,882円、歳出総額は67億74万1,055円で、歳入歳出差引額は2億6,486万827円、繰越明許費繰越額は5,219万9,000円、実質収支額は2億1,266万1,827円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億3,000万円余りであります。

それでは決算書6ページ、歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

まず、歳入であります。1款村税は収入済額15億2,549万7,424円、不納欠損額は

3,304万8,024円、収入未済額は2億149万7,732円で、収入未済額はもう少しで2億円を切るところでございます。

収入済額の内訳は、1項村民税4億4,048万7,619円、2項固定資産税9億3,353万4,102円、3項軽自動車税3,833万1,699円。

7ページ。4項村たばこ税6,972万508円、5項入湯税4,342万3,496円でありませう。2款地方譲与税は7,435万3,000円。

おめくりいただき、8ページ。

6款法人事業税交付金は2,409万4,000円、7款地方消費税交付金は2億4,873万2,000円。

9ページ。

10款地方交付税は23億9,631万9,000円であります。

12款分担金及び負担金は8,315万5,878円で、主なものは1項1目民生費負担金では、保育所保育料や一時保育料など未就学児の保育に関する負担金が1,610万円余り。

おめくりいただき、10ページ。

3目農林業費負担金では、土地改良事業受益者負担金が1,900万円、4目教育費負担金では、学校給食費負担金が3,522万円余りであります。

11ページにかけまして、13款使用料及び手数料は5,733万4,284円で、1項使用料の主なものとしましては、ジャンプ競技場リフト使用料が1,923万円余り、ケーブルテレビ白馬IRU契約利用料が673万円余り、ケーブルテレビ施設保守費等指定管理者負担分利用料が592万円余り。

11ページ。

4目土木使用料の公有財産専用料が697万円余りであります。

2項手数料の主なものとしましては、2目衛生費手数料の雑排水くみ取手数料が314万円余りでございます。

14款国庫支出金は8億186万6,832円で、1項国庫負担金の主なものは、児童手当国庫交付金が8,046万円余り。

12ページに移りまして、国民健康保険保険基盤安定負担金が1,131万円余り、障害者自立支援給付負担金が5,878万円、障害児施設給付費負担金が1,103万円余り、新型コロナウイルスワクチン接種負担金が3,048万円余りであります。

15ページにかけまして、2項国庫補助金の主なものは、1目民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金が1,842万円余り、子どものための教育保育給付国庫交付金が2,714万円余り、子育て世帯生活支援特別給付金が1,200万円です。

13ページ、2目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金が1,870万円

余り、3目土木費国庫補助金では、橋梁修繕工事などに係る土木費補助金が合わせて6,624万円。

4目教育費国庫補助金では、おめくりいただいて14ページ。

図書館等複合施設における先導的官民連携支援事業補助金が1,288万円余り、5目観光商工費国庫補助金では、地方創生推進交付金が5,987万円余り、6目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億1,604万円余り、新型コロナウイルス感染症対策のための非課税世帯等臨時給付金給付事業補助金が5,730万円、電力、ガス、食料品等緊急支援給付金事業費補助金が4,610万円でございます。

15ページ。

3項国庫委託金の主なものは、ナショナルトレーニングセンター委託金が1,754万円余りです。

15款県支出金は4億8,199万1,326円で、1項県負担金の主なものは、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金が5,701万円余り、身体障害者福祉費負担金が3,402万円余り。

16ページに移りまして、児童手当負担金が1,782万円余りであります。2項県補助金の主なものとしましては、2目民生費県補助金では、地域医療介護総合確保基金事業補助金が4,172万円余り。

17ページ。

子ども・子育て支援事業交付金が961万円余り、子どものための教育保育給付交付金が単独分を含めまして1,548万円余り。4目農林水産費県補助金では、多面的機能支払交付金が2,400万円余り。

18ページに移りまして、繰越事業でございます、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金が1,411万円余り。

19ページ。

10目商工費県補助金では、第6波対応事業者支援交付金が繰越分と現年分を合わせて1億1,276万円であります。3項県委託金の主なものは、ジャンプ競技場管理委託金が4,732万円、県民税徴収委託金が1,641万円余り、参議院選挙、県知事選挙、県議会議員選挙に係る事務委託金が合わせて1,327万円余りであります。

16款財産収入は1,744万1,011円であります。

おめくりいただき、20ページ。

17款寄附金は5億5,443万9,600円であります。内訳としましては、ふるさと白馬村を応援する寄附金が5億4,100万円余り。

21ページに移りまして、協働のまちづくり寄附金が1,216万円余りです。

18款繰入金は2億5,599万1,092円で、令和4年度におきましても財政調整基金繰入金と減債基金繰入金はございません。主なものとしましては、2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金が2億4,198万311円、5目中小企業融資利子補給基金繰入金973万8,781円です。おめくりいただき、22ページ。

19款繰越金は明許繰越事業分を含み、8,798万1,193円。

20款諸収入は1億6,710万2,242円です。主なものとしましては、1項1目延滞金は、村税延滞金が1,424万円余り、3項1目貸付金元利収入は、白馬村商工振興資金預託金回収金が1,500万円。

23ページに移りまして、4項1目民生費受託収入は、介護保険地域支援事業受託金が3,883万円余り。

5項1目雑入では、24ページに移りまして、上から2つ目。

北アルプス広域連合過年度還付金が1,948万円余り。1つ飛ばして、村職員の派遣に伴う、北アルプス広域連合派遣職員負担金が877万円余り。1番下から4つ目の村職員の派遣に伴う、長野県地方税滞納整理機構負担金が947万円余りであります。

25ページを御覧ください。

21款村債は1億7,125万7,000円で、主なものとしましては、1項1目臨時財政対策債が5,385万7,000円、2目総務債は、庁舎屋根改修工事に伴う防災対策事業債が1,550万円、3目農林業債では、ほ場整備事業等に伴う公共事業等債が1,100万円。

5目土木債では、26ページへ移りまして、道路新設改良事業などに伴う緊急自然災害防止対策事業債が6,330万円、6目教育債では、白馬南小学校地下タンク改修工事に伴う公共施設等適正管理推進事業債が520万円であります。

続きまして、歳出でございます。27ページからお願いします。

1款1項1目議会費7,171万445円は、議員12名の報酬と手当、一般職員2名の人件費が主なものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億3,876万8,665円は、28ページにかけまして、特別職2名、一般職14名及び会計年度任用職員5名などの人件費。

29ページに移りまして、11節役務費では通信運搬費等が1,145万円余りです。

おめくりいただき、30ページ。

下段から31ページにかけまして、2目財産管理費6,065万6,028円の主な内容は、会計年度任用職員2名の人件費。

31ページ、10節事業費では、庁舎の光熱水費が891万円余り、11節役務費では、建物災害共済保険料583万円余り、14節工事請負費は、庁舎屋根などの庁舎改修修繕工事費2,068万円であります。

3目交通安全対策費48万円は、おめくりいただいて32ページ。

白馬村交通安全協会への補助金、4目防犯対策費40万円は、白馬村防犯協会への補助金であります。5目姉妹都市提携費381万1,377円は、河津町、太地町との交流費用であります。6目企画費5億7,278万8,339円の主な内容についてですが、白馬高校支援事業以外の総務課が所管する事業について、ご説明を申し上げます。主なものは、移住・交流集落支援事業で、会計年度任用職員4名の人件費665万円余り。

33ページに移りまして、11節役務費ではふるさと納税事業のクレジット決済手数料等1,095万円余り、返礼品送料等1,887万円余り、12節委託料では、返礼業務委託料が2億4,134万円余り、13節使用料及び賃借料では、ケーブルテレビ白馬の電柱添架使用料674万円余り、いこいの森借り上げ料670万円。

34ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金では、北アルプス広域連合経常費負担金1,403万円余り、LGWAN等負担金679万円余り。

35ページに移りまして、協働のまちづくり推進補助金2,150万円余り、新型コロナウイルス感染症対策のための非課税世帯等臨時給付金2,490万円、同じく原油高、物価高等給付金1,603万円余り、同じく電力、ガス、食料品等給付金4,600万円です。

おめくりいただいて、36ページを御覧ください。

8目電算事業費、電算業務費4,048万9,489円の主な内容は、電算総合行政システム業務委託料1,311万円余り、庁内システム広域設置負担金1,170万円です。

少し飛びまして、39ページをお開きください。

4項選挙費1,794万1,130円の主な内容は、おめくりいただいて40ページ。

3目参議院議員選挙費672万7,639円、41ページ、4目村長選挙費314万5,928円、5目長野県知事選挙費572万8,816円であります。

43ページを御覧ください。

6項1目監査委員費60万6,360円は、監査委員報酬49万円余りが主な内容でございます。飛びまして、81ページをお開きください。

8款1項消防費1目非常備消防費3,003万3,770円の主な内容は、消防団員報酬1,523万円余り、消防団員等公務災害補償掛金等604万円余りです。

おめくりいただいて、82ページ。

2目広域常備消防費1億5,660万5,200円は、北アルプス広域連合への負担金が主な内容であります。3目消防施設費412万7,400円の主な内容は、消火栓設置工事費185万円余り、消火栓管理負担金154万円余りでございます。4目防災費1,151万2,654円の主な内容は、83ページに移りまして、新防災情報配信システムに係る防災システム等保守委託料627万円余りです。

飛びまして、97ページをお開きください。

11款1項公債費7億5,796万9,329円は、長期債の元金と利子でございます。
おめくりいただいて、98ページ。

12款諸支出金5億1,013万5,628円の主な内容は、1項1目財政調整基金積立金は8,400万円、2目減債基金積立金2,600万円、3目ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金3億9,276万円余り、4目白馬村地域情報化施設基金積立金674万円余りです。

次に、101ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、令和4年度は道の駅の用地購入により、行政財産の公用財産、その他の施設が増加しております。普通財産の土地では、給食センター西側の用地を第3の子どもの居場所用地として貸し付けることから、行政財産から普通財産へ移動したことにより増加しております。

また、原野の増加につきましては、落倉の土地の寄附を受けたことによるもの。

雑種地の減少につきましては、過去3年分の地籍変動について数値の把握誤りがあったことが判明したため、正しい数値に修正した結果でございます。これは、財産台帳と固定資産台帳の間で数値が一致しない財産がございまして、財産台帳を整備する上で、新公会計システム土地データ入力支援業務を予算化し、例年に比べて費用と時間をかけまして行なった作業の成果でございます。

建物の移動につきましては、木造の減は、庄屋丸八の行政財産用途廃止によるものであります。

非木造の減は、白馬駅前観光案内所の行政財産用途廃止によるものであります。

おめくりいただいて、102ページを御覧ください。

2、物品でございますが、各課所有の公用車4台を廃車し、ダンプトラック1台を購入したことにより、差引き3台の減少でございます。

3、基金につきましては、令和4年度末基金の現在高は、財政調整基金が12億1,007万円余り、減債基金が2億7,869万円余り、福祉基金が1億5,339万円余り、義務教育施設整備基金が2億7,582万円余り、ふるさと白馬村を応援する基金は、総額7億5,604万円余りで、合計で27億9,975万6,104円となっております。

私からの説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 続いて、鈴木会計室長。

会計管理者会計室長（鈴木広章君） 会計室の関係について、ご説明します。

決算書は35ページになります。

下段7目会計管理費、支出済額は363万5,513円です。内容は、11節役務費68万円余りは窓口収納事務に係る手数料、13節使用料及び賃借料91万円余りは納付書読取機器、OCR機器の賃借料が主なものでございます。

会計室の関係は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 税務課関係につきましてご説明いたします。

決算書は36ページから38ページになります。

初めに、36ページの下段からになります。

2項徴税費1目税務総務費7,023万円余りは、固定資産評価審査委員3名の報酬のほか、37ページに移りまして、職員10名、会計年度任用職員1名の人件費及び長野県地方税滞納整理機構派遣職員1名の旅費が主なものとなります。

続きまして、2目賦課徴収費4,067万円余りの主なものは、会計年度任用職員3名の人件費のほか、38ページを御覧ください。

12節委託料2,892万円余りの主なものは賦課徴収業務に要する費用として、備考欄の上から4行目の賦課収納業務電算委託料1,760万円余り、2行飛ばしまして、地番図更新等委託料518万円余り、土地評価替業務委託料257万円余り及び昨年10月から稼働しております、家屋評価システム導入委託料221万円余りが主なものとなります。

13節使用料及び賃借料203万円余りは、納税システム使用料等として、クレジット収納、コンビニ収納に要する費用及び固定資産評価管理システム使用料などに要する費用でございます。

22節償還金利子及び割引料375万円余りは、村税の還付金となります。

税務課関係は、以上となります。

議長（太田伸子君） 続いて、堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） それでは、住民課関係についてご説明申し上げます。

決算書38ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費3,445万4,457円は、職員人件費のほか12節の電算等委託料、18節の負担金補助及び交付金の戸籍及び住民基本台帳システムに関する共同サーバー維持管理に要する北アルプス広域連合負担金、番号カード関連事務交付金が主なもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した証明書コンビニ交付整備事業に係るものも含まれております。

52ページを御覧ください。

6目住民総務費2億3,631万7,533円は、職員人件費のほか主なものは、18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療に係る負担金として、療養給付費負担金7,418万円余りと、長野県後期高齢者広域連合負担金373万円余り、27節繰出金として、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金1億608万円余り、後期高齢者医療特別会計繰出金2,564万円余りです。

次に、52ページ後半から53ページにかけて。

7目福祉医療費3,574万5,152円は、53ページの19節扶助費18歳以下の子ども、母子等障害者の医療給付費が主な支出です。

次に、57ページ中ほどに移ります。

3項1目年金総務費404万3,840円は職員人件費が主なものです。

続いて、57ページから58ページにかけての、4款衛生費1項1目環境衛生費6,692万9,615円のうち、住民課で執行した金額は4,422万1,815円です。職員人件費のほかは、主に58ページの12節委託料、雑排水処理に係る委託料、公衆トイレ16施設の管理委託料、18節負担金補助及び交付金の北アルプス葬祭場の運営に係る北アルプス広域連合負担金です。

次に、61ページ、下段以降に移ります。

2項1目塵芥処理費1億6,941万4,345円で、主なものは62ページに移っていただき、11節役務費、一般廃棄物処理手数料781万円余りは、北アルプスエコパークの焼却灰及びガラスくず、陶磁器くず等の埋立て処分に要した費用です。

12節委託料、塵芥処理委託料4,020万円余りは、ごみの収集運搬に要した費用です。

18節負担金補助及び交付金は、ごみ処理広域化に伴う北アルプス広域連合負担金が1億948万円余り、ごみ集積場設置補助金が247万円余りです。

2目のし尿処理費6,452万5,000円は、し尿処理の運営管理に係る費用として白馬山麓事務組合への負担金です。

住民課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 上下水道課関係につきましてご説明いたします。

決算書57ページを御覧ください。

4款衛生費関係でございますが、1項1目環境衛生費の合併処理浄化槽整備事業でございます。

おめくりいただき、18節負担金補助及び交付金の備考欄、合併処理浄化槽整備事業補助金として1,235万1,000円を支出し、令和4年度では36基に対し補助を行ないました。

上下水道関係は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 健康福祉課所管の決算についてご説明申し上げます。

決算書46ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の主なものは、正規職員3名の人件費のほか、18節負担金補助金及び交付金で、47ページに記載されております白馬村社会福祉協議会への運営補助金が2,086万円余りです。

続きまして、2目老人福祉費の主なものです。12節委託料、デマンドタクシーの運行委託料1,053万円余り、配食サービス事業委託料265万円余り、デイサービスセンター岳の湯の指定管理料216万円余り。

48ページ。

18節負担金補助金及び交付金の温泉施設利用高齢者等助成金が192万円余り、シニアクラブ活動費等助成金115万円、高齢者に優しい住宅改良事業補助金2件で126万円、19節扶助費養護老人ホーム入所者6名の措置費1,576万円余りです。

次に3目障害者福祉費、49ページを御覧ください。

障害サービスの各種給付金、給付費用に係る19節扶助費が主な支出で、自立支援給付費1億1,267万円余り、児童福祉給付費が2,012万円余り、22節償還金利子及び割引料の220万円余りは、前年度に超過交付となりました国庫負担金の返還金でございます。

続きまして、4目社会福祉施設費、50ページ。

主なものとしましては、保健福祉ふれあいセンター維持管理に係る経常経費のほか、18節負担金補助金交付金の北アルプス広域連合負担金571万円余り。これは、養護老人ホーム鹿島荘の運営と改築に係る負担金。地域医療介護総合確保基金事業補助金は、小規模多機能型居宅介護事業所おらの家あそなか建設に対する補助金で、4,172万円余りです。

続きまして、5目介護保険費、主なものは保健師1名、会計年度任用職員3名の人件費のほか、51ページ、12節委託料、介護予防、日常生活支援総合事業委託料702万円余り。

18節負担金補助金及び交付金、北アルプス広域連合負担金1億5,963万円余り、こちらは介護保険事業運営の負担金でございます。社会福祉協議会負担金1,518万円余りは、地域包括支援センター職員2名の派遣に係る人件費の負担金でございます。

少し飛びまして、59ページを御覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費、主なものは、保健師2名と新型コロナワクチン接種コールセンターの会計年度任用職員の人件費のほか、7節報奨費、新型コロナワクチン接種、集団接種の医師看護師等に係る謝礼が1,316万円余り。

11節役務費、通信運搬費で238万円余り。

12節委託料、株式会社電算への委託料が220万円余り、健診等委託料が3,243万円余りで、新型コロナワクチン接種、個別接種に係る医療機関への委託料や、健康診断に係る委託料が含まれております。

60ページを御覧ください。

3目医療対策費、主なものは18節負担金補助金及び交付金、北アルプス広域連合負担金、病院群輪番制等の運営負担金で569万円余り、白馬村索道事業者協議会へのスキー傷害診療負担金が200万円となっております。

健康福祉課所管の決算の説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 続いて、田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農政課関係についてご説明いたします。

63ページを御覧ください。

5款農林業費の決算額は2億3,534万7,205円です。1項1目農業委員会費は1,301万7,545円の支出です。職員人件費及び農業委員会報酬、会計年度任用職員報酬のほか、13節使用料賃借料は農家台帳システム使用料83万円余りが主なものです。

2目農業総務費は3,867万1,846円の支出です。職員人件費のほか、18節負担金補助及び交付金は大北農業振興協議会、JA派遣職員等の負担金225万円余りが主なものです。

64ページ。

3目農業振興費は4,683万8,562円の支出です。会計年度任用職員の報酬のほか、10節需用費199万円余りは施設の光熱水費。

13節使用料及び賃借料128万円余りは、公用車の借り上げ、体験実習館等の土地の借り上げ等。

18節負担金補助及び交付金3,700万円余りは、重点作物の推進に係る産地づくり対策の負担金100万円。

65ページ。

中山間地域等直接支払交付金876万円余り、経営所得安定対策等推進事業補助金527万円余り、青年就農給付金600万円、認定農業者への農業機械等導入支援補助金331万円余り、収入保険負担金40万円余り、水田、麦・大豆産地生産性向上事業補助金490万円余り、白馬村農業再生協議会負担金690万円が主なものです。

4目農地費は9,713万1,215円の支出です。会計年度任用職員の報酬のほか、12節委託料は北城北部地区ほ場整備事業の調査設計委託料444万円余り。

66ページ。

木流用水取水口等維持管理委託料286万円余り、奈良井地籍の防除等業務委託料118万円余り、犬川用水電動ゲート設置水力発電事業に係る実施設計等業務委託料2,046万円が主なものです。

13節使用料及び賃借料は、各頭首工の土砂上げ重機借り上げ料102万円余り。

14節工事費は、村単土地改良事業工事費246万円余り。

18節負担金補助及び交付金5,867万円余りは、多面的機能交付金3,168万円余り、北城南部地区ほ場整備事業負担金2,637万円余りが主なものです。

27節繰出金261万円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金となります。

2項1目林業費は2,273万3,181円の支出です。

67ページ12節委託料1,020万円余りは、白馬村鳥獣被害対策実施隊と電気柵貸出の設置、撤去に係る有害鳥獣駆除委託料196万円余り、森林づくり推進支援事業委託金93万円余り、ナラ枯れ被害木伐倒委託料311万円余り、内山地区の森林経営管理事業調査設計委託業務350万円余りが主なものです。

14節工事費318万円余りは、林道細野線改修工事請負費194万円余り、農業体験実習館暖房機設置工事124万円余りです。

68ページ。

18節負担金補助及び交付金620万円は、間伐等促進補助事業助成金172万円余り、有害鳥獣防止対策協議会負担金216万円余り、北アルプス連携自立圏事業負担金113万円余りが主なものです。

22節償還金利子及び割引料42万円余りは、北アルプス森林組合からの森林整備事業補助金の返還金になります。

24節積立金32万円余りは、森林整備基金への積立金になります。

3項1目地籍調査事業費は1,695万4,856円です。職員人件費のほか、69ページ、12節委託料365万円余りは、八方地区の数値測量委託業務料等です。

13節使用料及び賃借料113万円余りは、事務OA機器借り上げ料88万円余りが主なものです。

農政課は以上でございます。

議長（太田伸子君） ここで、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 認定第1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定についての続きの説明を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光課関係の決算について説明いたします。

決算書は69ページからになります。

6款観光商工費の支出済額は5億6,264万2,455円の主な内容について説明してまいります。

1項観光費1目観光総務費の支出済額は3,046万6,169円です。観光課職員3名、会計年度任用職員2名分の人件費と16節公有財産購入費が主なものです。

70ページに移りまして、2目観光施設整備費の支出済額は2,436万922円です。翌年度繰越額欄の繰越明許費321万円余りは、10節需用費の174万円余りが、八方池山荘落雷障害に伴う受変電設備改修工事費、12節委託料の147万円余りが、八方池山荘建替基本計画に係る測量業務委託料になります。

10節需用費のうち平地観光施設修繕費263万円余りは、公衆無線LAN認証サーバーの更新に要した費用が主なものです。

12節委託料では、山岳観光施設維持管理委託料として532万円余り、平地観光施設管理等委

託料として470万円、八方池山荘建替基本計画設計業務委託料として306万円余りを支出しました。

71ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金は、山小屋事業者公益的役割持続支援金150万円が主な支出となっております。

3目観光宣伝振興費の支出済額は2億413万7,282円です。

12節委託料では、観光移動交通最適化業務委託料715万円と、72ページに移りまして、宿泊産業イノベーション研修専門家派遣等委託料491万円余り、ナイトデマンドタクシー運行委託料990万円余り、サイクリングコース整備維持管理委託料180万円を支出しました。

18節負担金補助及び交付金では、白馬村観光局や広域観光団体に対する負担金、地方創生推進交付金事業に係る負担金を支出し、支出済額は1億7,686万9,220円です。

73ページに移りまして、4目観光安全浄化対策費の支出済額は1,046万3,133円です。山岳美化活動、山岳トイレ維持管理、高山植物やライチョウ保護活動に要する費用に加えて、18節負担金補助及び交付金では、八方第3駐車場公衆トイレ大規模改修補助金460万円を支出しました。

5目観光特産費の支出済額は1,515万7,990円で、16節公有財産購入費の道の駅白馬土地購入費1,350万円が主な支出になります。

73ページから74ページにかけまして、6目遭難対策費の支出済額は261万9,457円で、登山相談所の開設に要する費用と山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものになります。

続きまして、2項商工費1目商工振興費の支出済額は2億7,543万7,502円です。このうち、経常的な商工振興事業に係る支出額は2,572万円余りで、主な支出は、73ページの経営改善普及事業補助金790万円余り、創業支援事業補助金100万円のほか、76ページの20節貸付金にある白馬村商工振興資金預託金1,500万円が主な支出になります。

感染症対応事業は、備考欄に括弧書きで感染症対応と記載した項目が該当支出になりますが、経済対策事業、資金繰り支援事業、特別支援金事業、燃料費等価格高騰対策事業等を実施し、その総額は2億4,970万円余りとなります。

観光関係の説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 続いて、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 続きまして、建設課関係、決算書76ページからお願いいたします。

7款土木費1項1目土木総務費4,206万1,205円は、職員5名分の人件費など経常的な経費のほか、18節負担金補助及び交付金では、白馬駅前無電柱化事業に伴う県単事業負担金として812万円余りを支出しております。2項1目道路橋梁総務費358万4,405円は、道路台帳の補正委託料299万円余りが主なものであります。

77ページ、2目道路維持費3億1,149万8,597円は、村道の維持補修と除雪業務に要し

た費用であります。下段の12節委託料のうち除雪委託料は、2億2,700万円余りで、前年決算と比べて1億6,000万円ほどの減となりました。これは前年に比べて比較的雪の少ないシーズンであったことが主な要因であります。

78ページ、14節工事請負費は、村道関連の維持補修工事費で2,124万円余り、15節原材料費は、各地区へ支給した資材費や冬季の融雪剤購入費などを合わせて1,398万円余り、17節備品購入費は、除雪用の機械、車両の購入で1,170万円余りを支出しております。その下、3目道路新設改良費は1億1,799万5,589円で、12節委託料は、橋梁点検や工事に伴う実施設計などの委託料で3,904万円余り、14節工事請負費は、補助事業、起債事業を合わせ6,585万円余りを支出で、6路線の舗装修繕工事などが主な内容であります。

79ページ、中段の4目交通安全施設整備費241万1,200円は、村道のセンターラインやガードレール設置修繕等に要した費用です。その下、3項1目の河川総務費168万2,300円は、直轄砂防関係の同盟会負担金など116万円余りの支出が主なものであります。その下、4項の都市計画費の関係です。この都市計画費の中には、公共下水道事業への繰出金が含まれた金額となっております。

1目都市計画総務費2,683万9,180円は、次の80ページ、12節委託料、航空写真作成委託料1,045万円のほか、都市計画マスタープランや景観計画策定委託料などが主な内容であります。その下、2目都市公園費147万4,104円は、大出公園の維持管理に要した費用です。下段の5項住宅費の関係です。1目住宅管理費19万425円は、村営住宅の維持管理に要した費用であります。

以上で、建設課関係の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 続いて、横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課関係につきましてお願いいたします。

まず、決算書戻っていただいて、32ページをお開きください。

白馬高校支援に関する決算額についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費6目企画費5億7,278万8,339円のうち、白馬高校支援事業に係る経費の一部をご説明いたします。1節報酬から4節共済費に白馬高校支援事業に従事する地域おこし協力隊1名分の人件費が含まれております。

35ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金の白馬山麓事務組合等負担金8,701万9,000円は、白馬高校支援事業の白馬村負担分です。令和4年度は、小谷村雇用の地域おこし協力隊がいなかったため、小谷村への負担金支出はありません。その下、地域おこし協力隊助成金として支出した43万5,000円余りのうち、白馬高校支援に係るものは18万円です。

それでは、決算書83ページをお願いします。

9款教育費の教育課所管部分についてご説明いたします。1項1目教育委員会費143万7,322円は、教育委員4名の報酬、旅費と関係団体への負担金等です。2目事務局費2億4,301万5,653円の主な内容です。1節報酬は、就学前検診の医師報酬と会計年度任用職員1名の報酬です。2節給料から4節共済費は、教育長と教育委員会事務局職員4名分です。

84ページを御覧ください。

3節退職手当組合負担金609万8,000円余りは、教育委員会事務局に携わる職員全員分の負担金です。10節需用費、修繕費209万1,000円余りは、南小学校擁壁、中学校LED照明、北小防火シャッターなどの修繕を行なっています。12節委託料、学校施設安全点検委託料54万4,000円余りは、令和4年度においてバスケットゴールの点検業務を行ないました。ICT業務委託料は、学校のパソコン設定変更、薬品処分委託料は、理科の授業で使用する薬品を処分したものであります。

85ページ、13節使用料及び賃借料、情報機器等リース料431万6,000円余りは、小学校の公務用パソコンのリース料です。リースアップにより年度途中で更新を行ないました。14節工事請負費3,018万円余りは、南北小学校の遊具、南小学校の床、空調設備、地下灯油タンク、白馬中学校の防火シャッターなどの工事を行ないました。24節積立金1億5,000万3,000円余りは、老朽化する校舎の改築を見込み積立てを行なったもので、年度末の義務教育施設整備基金は2億7,582万6,000円余りとなりました。2項小学校費1目学校管理費2,639万4,140円は、南北小学校の維持管理に伴う経常的な経費です。1節報酬から8節旅費までは、学校用務員2名分の支出です。10節需用費1,643万円余りは、前年に比較して297万9,000円余りの増となりました。消耗品費は、国庫補助事業の追加などにより84万9,000円余り増、光熱水費は、電気料金の高騰により267万4,000円余り増となっております。

86ページ、17節備品購入費251万5,000円余りは、新型コロナウイルス対策の国庫補助事業などを活用して、電子黒板などの必要な備品を購入しています。2目、教育振興費7,056万7,451円は、南北小学校の運営に係る経費です。1節報酬は、学校医、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師の報酬、会計年度任用職員報酬は、学校講師、ALT、ICT支援員等の報酬です。以降、4節共済費までは、フルタイム、パートタイムを合わせた会計年度任用職員に係る経費です。10節需用費から12節委託料までは、おおむね前年度並みの支出となりました。

87ページを御覧ください。

12節委託料、スクールバス運行業務委託料1,579万9,000円余り、前年度は学校休業等がありましたが、令和4年度は落ち着きを見せ、運行日数が増えたため増額となりました。17節備品購入費、教具備品購入費331万7,000円余りは、主なものは電子黒板、音楽で使う楽器などであります。

88ページ、3項中学校費1目学校管理費1,414万4,842円は、中学校の維持管理に伴う

経費です。1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員1名の人件費です。10節需用費以降は、前年度より400万円余り増額となりました。光熱水費は、新電力供給会社から最終保障電力への切替えとなり、250万円余り増。修繕費は、ガラスの破損など突発的な修繕により70万円余り増となっています。2目教育振興費4,962万8,469円は、中学校の運営に係る経費です。1節報酬の学校費報酬は、小学校と同様に内科、歯科、眼科、耳鼻科、薬剤師です。なお、1節報酬から8節旅費までは、教育支援の学校講師やALT、ICT支援員など会計年度任用職員の経費が含まれています。

89ページ、10節需用費、消耗品費284万9,000円余り、前年度は学習指導要領改訂に伴い指導書を購入したため、前年度に比較して203万7,000円余り減となっています。

90ページ、17節教具備品購入費145万7,000円余りは、電子黒板やミシン、電子ピアノなどを購入しました。18節負担金補助及び交付金、19節扶助費等は、対象者が増えたことにより支出は増えています。

続いて、96ページを御覧ください。

5項保健体育費3目学校給食費1億725万5,492円は、給食センターの維持運営に関する経費です。1節報酬から8節旅費までは、センターに従事する会計年度任用職員の調理員と栄養士に対する支出です。10節需用費、消耗品は、食器類の更新を平準化するために令和4年度から計画的に更新を始めたため、例年に比較して161万6,000円余り増、光熱水費は、中学校と同様に新電力から最終保障電力に切り替わったため、596万円余り増です。

97ページ、17節備品購入費68万7,000円余り、消耗品と同様に汁など食缶の更新を始めております。20節扶助費、準要保護児童援助費は、対象者が増えたことなどにより増額となりました。

教育課の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 子育て支援課関係についてご説明いたします。

決算書は、53ページまでお戻りください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費支出済額2億3,342万8,261円の主な内容は、職員3名の人件費、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営経費のほか、54ページ、18節施設型給付費4,240万円余りは、子ども・子育て支援新制度による幼稚園等への給付費、応援給付金1,188万円余りは、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けた大学生等への給付金、19節児童手当1億1,250万円余りなどでございます。

続きまして、2目子育て支援費支出済額1,719万6,102円の主な内容は、子育て世代包括支援センターの運営経費でございまして。保育士2名と相談員として任用しました会計年度任用職員1名の人件費のほか、55ページ、18節北アルプス連携自立圏負担金51万円余りは、市立大町

総合病院内に設置しました病児・病後児保育事業の負担金でございます。

続きまして、3目保育所費支出済額1億6,153万1,318円は、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費でございます。主な内容につきましては、職員及び会計年度職員の保育士、給食調理員等の人件費のほか、56ページ、10節光熱水費480万円余り、給食等賄材料費936万円余りなどでございます。

飛びまして、決算書60ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費4目母子健康費支出済額4,210万2,307円は、母子保健事業及び予防接種事業等の経費でございます。主な内容は、保健師2名、会計年度任用職員1名の人件費のほか、10節医薬材料費638万円余り、12節健診等委託料764万円余りなどでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 続いて、松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） それでは、生涯学習スポーツ課の決算につきましてご説明させていただきます。

決算書は43ページをお願いいたします。

7項1目スポーツ事業総務費は、1,825万3,767円で、44ページにかけまして、職員2名と会計年度職員1名の人件費等でございます。2目施設管理費は、1億1,752万2,238円で、ジャンプ競技場、スノーハープの維持管理費でございます。10節需用費の修繕費555万円余りのうち、ジャンプ競技場におけるリフトの改修に265万円余り、12節委託料、ジャンプ競技場の施設管理委託料等では677万3,000円余りのうち、競技場管理運営業務に4,980万円余り、雪止めネット着脱業務に770万円余り、圧雪車2台の点検業務341万円余りが主なものでございます。スノーハープでは、施設管理委託料1,361万円余りのうち受付、圧雪等の管理委託業務に915万円余り、圧雪車2台の点検業務328万円余りが主なものでございます。スノーハープののり面改修工事設計監理委託料が385万円であります。

決算書45ページから46ページにかけまして、3目スポーツ事業振興費は2,802万3,198円になります。7節報償費、スポーツ功労賞等を28名に授与、村民栄誉賞を北京オリンピック複合団体3位の渡部善斗選手に授与しております。12節委託料、北京オリンピック報告セレモニー運営委託料が248万円余りであります。18節負担金、補助金は、各種スポーツイベントや事業への負担金及び補助金として2,301万円余りを支出しております。4目ナショナルトレーニングセンター費は1,027万5,323円で、7節報償費のマネジメントスタッフ等の講師謝礼189万円余り、12節委託料は、競技場施設整備委託、医科学データ収集分析、機能強化ディレクターへの委託246万円余り、コロナ禍によりまして、国の実地検査が3年分まとめて行なわれたことによりまして、令和元年から3年までの交付金の返還金が513万円余りあります。この事業は全額、国の委託金で賄われております。

少し飛びますが、90ページをお開きください。

90ページ、4項1目社会教育総務費は1,249万円余りで、主な内容は社会教育委員6名の報酬、職員1名分の人件費でございます。

91ページ、御覧ください。

18節負担金になりますが、子ども育成会とウイング21ホール、自主公演の負担金が主なものです。2目公民館費は491万1,613円で、公民館分館長と会計年度任用職員1名の人件費と生涯学習の講座として、はくば塾等の各種教室の経費でございます。

92ページ、3目図書館費2,543万293円の内容は、図書館司書3名の人件費、12節委託料の図書館システム保守、図書館等複合施設官民連携調査委託料1,288万円余り、13節の賃借料の機器借り上げ及び蔵書システムの使用料が主なものでございます。

93ページを御覧頂きまして、図書等の購入費が139万円余りでございます。4目文化財保護費1,251万8,021円は、伝統的建造物群保存事業と文化財審議委員会開催に係るもの、氷河調査事業592万円が主なものでございます。

94ページ、5項1目保健体育総務費1,437万8,533円は、職員2名分の人件費とスポーツ推進委員等の報酬、スポーツ協会補助金が主なものでございます。

95ページ、2目体育施設費5,610万1,311円は、白馬村社会体育施設とウイング21の維持管理費で、ウイング21会計年度任用職員報酬等と10節需用費の光熱水費1,440万円余りと各施設の修繕費1,396万円余りが主なものでございます。12節委託料は、ウイング21の施設管理委託料591万円余りが主なものであります。

生涯学習スポーツ課関係は以上であります。

議長（太田伸子君） 次に、日程第15 認定第2号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第3号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 認定第2号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてご説明します。

決算書116ページを御覧ください。実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が10億1,852万2,048円、歳出総額が10億1,306万9,409円で、歳入歳出差引額は545万2,639円となり、実質収支も同額です。

それでは、105ページにお戻りください。歳入の説明に入らせていただきます。

1款国民健康保険税は2億189万7,085円で、不納欠損額は127万9,252円です。徴収率は、現年課税分が98.7%で、前年比2.5ポイント増、滞納繰越分を含めた全体の徴収率は93.3%で、前年比1.1ポイントの増となりました。3款県支出金1項県補助金6億9,803万9,816円は、長野県から白馬村が行なう保険給付等に必要な費用の交付を受けたもので、1節

普通交付金が6億7,958万円余り、2節特別交付金が1,845万円余りです。

106ページに移ります。5款繰入金は1億608万5,183円で、1項一般会計繰入金は、一定のルールに基づき1億608万円余りの繰入れ、2項基金繰入金は、令和4年度は行なっておりません。

107ページを御覧ください。7款諸収入695万7,211円は、1項1目一般被保険者延滞金が288万円余り、3項雑入が407万円余りで、主に108ページに記載のある、5目雑入の令和3年度に概算払いをした療養給付費などの精算による国保連合会からの還付金385万円余りです。

次に、歳出に移らせていただきます。109ページを御覧ください。

1款総務費は2,312万230円です。1項総務管理費2,008万円余りは、人件費のほか、12節委託料の国保連との共同事務処理や給付システム等の委託料が主なものです。2項徴税費297万2,939円は、国税の賦課徴収に要した費用になります。

110ページを御覧ください。2款保険給付費6億8,504万613円は、療養給付費、療養費、高額療養費等の給付に要した費用です。

111ページを御覧ください。4項1目出産育児一時金は9名に350万円余りを支給しています。6項1目精神給付金は828件、102万円余りを支給しています。

112ページを御覧ください。8項傷病手当金55万円余りは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する手当金です。3款国民健康保険事業費納付金2億7,493万3,331円は、長野県が各市町村に交付する保険給付費等交付金などの財源に充てるため、白馬村が長野県に納付した費用になります。

113ページを御覧ください。4款保健事業費は1,578万1,144円で、1項特定健康診査等事業費993万円余りは、主に12節委託料で特定健診に要した費用となります。2項保健事業費584万円余りの主なものは、1目疾病予防費18節負担金補助及び交付金で、これは人間ドックの補助で183名に補助を行なっております。

114ページを御覧ください。5款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金は、821万111円を積み立て、117ページにありますように、財産に関する調書のとおり、令和4年度末の基金残高は1億9,070万5,643円となりました。

続いて、114ページ、6款諸支出金598万3,980円は、1目一般被保険者保険税還付金が159万円余り、3目保険給付費負担金等償還金416万円余りは、国保連合会からの精算金等を長野県へ返納したものです。

国民健康保険事業勘定特別会計の説明は以上になります。

続きまして、認定第3号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書123ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が1億678万4,915円、歳出総額が1億667万8,921円で、歳入歳出差引額は10万5,994円となり、実質収支も同額です。

それでは、120ページにお戻りください。歳入の説明に入ります。

1款後期高齢者保険料は8,058万6,801円、不納欠損額はありませんでした。3款繰入金2,564万8,620円は、一般会計からの繰入金です。

122ページを御覧ください。歳出に移ります。

1款総務費179万4,824円の主なものは、1目徴収費として、後期高齢者保険料の徴収に係る費用が105万円余り、2目保健事業費18節負担金補助及び交付金73万5,000円は、人間ドック補助金44名分です。2款分担金及び負担金1億481万297円は、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金で、被保険者が納付した保険料分8,095万円余りと、保険基盤安定分として村が負担すべき費用2,168万円余りです。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、日程第17 認定第4号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第5号 令和4年度白馬村水道事業会計決算認定について、日程第19 認定第6号 令和4年度白馬村下水道事業会計決算認定についての説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 認定第4号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。

決算書の129ページを御覧ください。

歳入総額が356万7,417円、歳出総額が356万1,175円、歳入歳出の差引額は6,242円となり、実質収支額も同額でございます。

歳入につきましてご説明いたしますので、126ページを御覧ください。

1款使用料及び手数料89万3,720円は、野平地区の農業集落排水の使用料でございます。2款繰入金261万円は一般会計からの繰入金、3款繰越金1万630円は令和3年度からの繰越金でございます。4款諸収入5万3,067円は野平地区からの負担金でございます。

次のページを御覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

1款1項農業集落排水事業費177万6,723円で、1目一般管理費は、農業集落排水の使用料の徴収に要した事務費でございます。2目施設維持管理費173万円余りは、処理場及び管渠の維持管理に要した費用で、12節委託料121万2,000円は、処理場の運転管理委託料が主なものでございます。2款公債費178万4,452円は、起債の元利償還金でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号 令和4年度白馬村水道事業会計決算認定につきましてご説明いたしま

す。

131ページを御覧ください。

地方公営企業法適用事業の会計につきましては、決算関係報告書のうち、予算と決算の対比は消費税込みの額で表示し、損益計算書ほか財務諸表関係は消費税抜きの額で表示してございます。また、説明の際、金額につきましては1,000円未満を切捨てとさせていただきますので、ご了承願います。

初めに、決算報告書につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入1款水道事業収益の決算額は3億4,468万8,000円で、支出1款水道事業費用の決算額は2億6,078万5,000円でした。

次のページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入1款資本的収入の決算額は5,763万9,000円で、支出1款資本的支出の決算額は投資による有価証券購入費3億円を加えた4億4,976万8,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金により補填いたしました。

次のページの損益計算書を御覧ください。

右側の上から3行目、当年度の純利益は7,578万1,000円となり、令和4年度も利益を計上することができました。

134ページを御覧ください。

下の表の(4) 剰余金処分計算書につきましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明いたしましたとおりです。

次のページの貸借対照表を御覧ください。左側の資産の部、1固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書を142ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

2の流動資産ですが、3月31日決算時点で現金預金が5億1,110万7,000円、未収金は3,337万2,000円で、未収金の主なものは水道料金でございます。

右側の負債の部の4流動負債(2)未払金は2,174万8,000円で、主なものは、3月まで実施している委託料や4月に支払いとなる電気料等でございます。

資本の部の6資本金は13億7,009万円です。

136ページを御覧ください。(6)事業報告書でございます。

令和4年度実施しました工事につきましては、右側の2工事の(1)主要建設改良工事内容に記載いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次のページを御覧ください。3業務の事業収入と事業費に関する事項につきまして、それぞれ令和3年度との数値比較でございます。

事業収入は、新型コロナウイルス感染症からの回復傾向により、3年度より2,897万8,000円の増額、事業費は、電気使用料の高騰などの影響で3年度より1,689万5,000円の増額となりました。

138ページの(7) キャッシュフロー計算書は、現金の1年間の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュフローは1億6,116万7,000円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス3億7,717万2,000円、財務活動によるキャッシュフローはマイナス674万7,000円で、3億円の有価証券購入による投資の影響により、令和3年度からの現金の増減はマイナス2億2,275万3,000円となりましたが、本来の業務は有利子負債を減少させつつ建設改良に係る投資も実施していることから、現時点では比較的良好な経営状態にあると判断されます。

現金の期末残高は5億1,110万7,000円となっております。

139ページを御覧ください。収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目1節の水道使用料が2億5,358万4,000円で、収入額の80%ほどを占めております。

2項営業外収益3目1節一般会計補助金は、電力価格高騰対策支援金が主なものです。

4目長期前受金戻入は、補助金等の前受金を収益化したものです。

支出ですが、1款1項1目浄水費3,846万3,000円は、人件費のほか浄水場の運転管理・管理運営に要した費用でございます。

2目配水及び給水費5,929万5,000円は、人件費のほか配水池及び配水管等の維持管理の経費で、主な支出として次のページ18節委託料で、水質検査や水道台帳補正業務等の費用として471万8,000円を支出、21節工事請負費は、漏水修理、水道メーター取替工事の費用として1,072万4,000円、25節動力費は、配水池等の電気料として2,101万円余りを支出しております。

4目総係費2,928万7,000円は、人件費のほか水道料金の賦課徴収に要した費用等が主なものでございます。

6目減価償却費ですが、令和4年度は1億303万7,000円でございます。

2項営業外費用1目支払利息は企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による水道料金の還付金等でございます。

141ページを御覧ください。資本的収支明細書でございます。

収入の主なものについては、1款1項1目工事負担金531万5,000円、国県道配水管布設替えに係る負担金や消火栓設置に係る一般会計からの負担金でございます。

2項企業債4,990万円、3項出資金242万3,000円は、簡易水道事業債の償還元金に対する一般会計からの出資金でございます。

支出の1款1項建設改良費8,348万8,000円は、1目配水設備工事費の人件費のほか、21節工事請負費5,912万5,000円で、老朽化した施設の更新工事、道路改良に伴う配水管の布設替工事などが主なものです。

2目営業設備費615万円余りは、料金に関わる水道メーター交換等の費用でございます。

2項企業債償還金5,907万1,000円は企業債の償還元金、3項投資は資産運用のため有価証券購入費として3億円を支出しております。

次のページを御覧ください。固定資産明細書でございます。

有形固定資産の上から3行目、構築物の増加は、配水管の布設等によるもので、4行目の機械及び装置の増減は、水道メーター、流量計、水位計等の取替えによるものです。

次のページ以降は、企業債明細書等ですので、御覧いただきたいと思えます。

以上で、水道事業会計の説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和4年度白馬村下水道事業会計決算認定につきましてご説明いたします。

145ページを御覧ください。

こちらの会計も地方公営企業法適用事業の会計となりますので、決算関係報告書のうち、予算と決算の対比は消費税込みの額で表示し、損益計算書ほか財務諸表関係は消費税抜きの額で表示してございます。また、説明の際、金額につきましては1,000円未満を切捨てとさせていただきますのでご了承願います。

初めに、決算報告書につきましてご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益の決算額は5億724万4,000円で、支出では、1款下水道事業費用の決算額4億7,873万7,000円でございます。

146ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入の決算額は3億5,628万円で、支出では、1款資本的支出の決算額4億7,536万5,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び現年度分損益勘定留保資金により補填いたしました。

次のページの損益計算書を御覧ください。

右側上の当年度純利益は2,508万8,000円となりました。

148ページを御覧ください。

(4) 剰余金処分計算書につきましては、先ほど未処分利益剰余金の処分に関する議案でご説明いたしましたとおりです。

次のページの貸借対照表を御覧ください。

左側の資産の部の1固定資産の年度中の増減につきましては、固定資産明細書を156ページに

記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

2流動資産ですが、3月31日の決算時点で現金預金が1億1,129万6,000円、未収金は3,444万4,000円で、未収金の主なものは下水道使用料でございます。

右側の負債の部の4流動負債(2)未払金は2,735万7,000円で、主なものは3月まで実施している委託料や4月に支払いとなる電気料等でございます。

150ページを御覧ください。(6)事業報告書でございます。

令和4年度実施しました工事につきましては、右側の2工事主要建設改良工事内容に記載いたしました公共柵設置工事になります。

151ページ(2)、152ページ(3)の事業収入と事業費に関する事項につきましては、それぞれ令和3年度との数値を比較できるものを記載しておりますのでご確認ください。

152ページの(7)キャッシュフロー計算書は、現金の1年間の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュフローは1億2,712万円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス1,398万6,000円、財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還が多く、マイナス1億167万9,000円であります。

現金の期末残高は1億1,129万6,000円となっております。

153ページを御覧ください。収益費用明細書でございます。

収入では、1款1項1目の下水道使用料が1億7,380万2,000円です。

2項営業外収益1目1節一般会計補助金1億2,608万円は、558万円が電力価格高騰対策支援金で動力費へ充当し、残額は企業債利息、減価償却費へ充当しております。

2目長期前受金戻入1億8,867万6,000円は、地方公営企業法に基づき補助金等の前受金を収益化したものです。

支出ですが、1款1項1目管渠費865万8,000円は、施設の管理運営に関する経費で、主なものはマンホールポンプの点検委託料、マンホールの修繕費、汚水ポンプの動力費等でございます。

2目処理場費6,448万円は、浄化センターの運転維持管理などに係る経費で、施設の運転管理委託料や汚泥の運搬処分委託料に5,078万5,000円、電気料等の動力費に1,307万9,000円となっております。

3目総係費3,094万9,000円は、下水道料金の賦課徴収に係る経費で、人件費のほか、次のページに移りまして、電算システム下水道台帳補正等の委託料が主なものとなっております。

4目減価償却費ですが、令和4年度は3億349万1,000円でございます。

2項営業外費用1目支払利息は、企業債の償還利息でございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損は、漏水減免による下水道料金の還付金等でございます。

155ページを御覧ください。資本的収支明細書でございます。

資本的収入の内訳ですが、1項の企業債が1億1,000万円、2項補助金は、国庫補助金が1,350万円、一般会計補助金が2億1,900万円となっております。

3項負担金は、区域外流入分担金、受益者負担金、その他の負担金として、東部地区の負担金があります。

支出の1款1項建設改良費4,126万7,000円は、人件費のほか主なものは、1目18節委託料で令和5年度施工予定の下水道管渠布設替工事の設計業務、21節工事請負費で公共樹設置工事を行っております。

2目処理場建設改良費は、浄化センターほか再構築基本設計の委託料でございます。

2項企業債償還金は4億3,067万9,000円です。

次のページを御覧ください。固定資産明細書でございます。

157ページ以降は、企業債の明細書等ですので御覧いただきたいと思っております。

以上で、下水道事業会計の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの説明が終わりました。

ここで、横澤代表監査委員に決算審査の結果等について報告を求めます。横澤代表監査委員。

代表監査委員（横澤哲朗君） 私、7月の3日付で監査委員に選任されました横澤哲朗と申します。

よろしくお願いたします。力不足なんですけれども、皆様のご指導とご協力を頂いて、4年間の職責を全うしていきたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算審査の報告を申し上げます。

まず、決算審査意見書の1ページから御覧ください。

議会選出の松本監査委員と私、横澤2名で、令和4年度の一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金の運用状況につきまして、令和5年の8月2日から4日までと9日、計4日間、決算審査を行ないました。提出された資料及び現地確認をし、実施した審査の範囲内においては、いずれも法令で定める様式を基準として作成されており、それぞれの係数は関係諸帳簿と符合していて、正確であると認められました。

また、各基金は初期の目的に沿って運用されており、それぞれ適正に管理されているものと認められました。

財務に関する事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認められました。

詳細につきましては、提出しました意見書のとおりであります。朗読は省略いたしますが、1ページから13ページに結果及び概要を記載してございますので、内容はご確認ください。

引き続きまして、監査委員を代表して意見と要望を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計についてであります。お手元にあるかと思いますが、15ページを開いていただきまして、その中段でございます。

白馬村への観光客入り込み状況は、新型コロナウイルス感染症の発生前に比べると徐々に戻りつ

つありますが、村の基幹産業である観光産業並びに観光関連事業はコロナ禍の3年間の影響が続いています。令和5年5月に国のコロナの分類は2類から5類に引き下げられ、行動制限がなくなりましたが、まだまだ流行している状況です。

今後は、ウイズコロナの感染対策を講じつつ、村民の暮らしを守り、行政サービスの質、量を確保するとともに、社会経済活動の回復に努めなければならない、村民の福祉の増進に資するよう、より一層、経済的、効率的かつ効果的な行財政運営が求められている。

①決算規模と決算収支状況では、単年度収支が7,292万634円の黒字、実質単年度収支が1億5,740万8,214円の黒字となったことは大いに評価したい。

②財政構造の状況では、財政調整基金が12億1,007万3,637円と大幅増となり、標準財政規模に対し堅実に確保されている状況である。

地方債残高は61億9,034万5,726円で、村の健全財政を堅持し、財政悪化を回避するための行財政運営方針により、前年度から引き続き新規発行債を抑制していることにより地方債残高を減少させ、健全財政に努めていることは評価できる。

しかしながら、大型事業の元金償還が始まったことにより、公債費負担比率は16%と警戒ラインである15%を超えていること、実質公債費比率も単年度で16.5%、3か年平均では14.3%と上昇している状況であるので注意されたい。また、将来負担比率が21.7%と大幅に改善されたことは評価したい。

③村税の徴収状況では、現年課税分の徴収率が98.6%で、平成から令和を通じて過去最高となり、滞納繰越分を含めた合計徴収率の86.7%で、平成10年以降最高の数字となったことは評価したい。引き続き、適正かつ公平な課税と、納税者の納税意欲の堅持、税収の確保、徴収率の維持向上に努められたい。また、債権管理と滞納の解消にも十分配慮されたい。

④公共施設等の適正管理への対応が大きな課題である。中長期的な計画づくりによる平準化した予算規模による事業推進を図られたい。

⑤白馬村第5次総合計画後期計画に定めた目標の達成と歳入の確保、歳出の削減に努め、持続可能な将来性のある村づくりを推進されたい。

以上が、一般会計、特別会計であります。

続いて、公営企業会計の2会計についてであります。

初めに、水道事業会計、16ページの中段を御覧ください。

水道事業の経営状況、すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、健全性がおおむね確保されている。また、新たな取組として、有価証券を購入し資産運用したことは評価したい。ただし、今後の株価の動向や投資先企業の経営状況に注視されたい。

今後、水道施設個別更新計画に基づく老朽管等の更新事業が始まることから、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。水道料の確実な徴収と一層の経営の

効率化、特に有収率向上に向けた取組強化、財務の健全化に努力されたい。また、的確な債権管理と滞納の解消にも配慮されたい。日常的には、安全かつおいしい水の提供に努めていただき、長期的な水の安定供給という観点から、今後とも適切な判断の下、必要十分な対策を講じられたい。

次に、下水道事業の会計、17ページを御覧ください。

下水道経営の基本は、下水道使用料収入の安定的な確保であり、有収水量の向上に努められたい。未接続者に対する積極的な啓発を図るなど、接続率を高める活動に前向きに取り組むことが肝要であり、快適な生活環境の保持につながる。また、経営状況の的確な把握と将来計画、長期展望に立った経営が必要不可欠である。下水道料金の確実な徴収、一層の経営の効率化、財務の健全化に努められたい。併せて、的確な債権管理と滞納の回収にも配慮されたい。設備・管路等についても、老朽化などによる更新時期が必ず到来することから、今後策定されるストックマネジメント計画（個別計画）に基づく効率的な更新や費用の平準化を図った事業を推進し、将来にわたって安定した下水道サービスを提供できるよう、施設の適正な維持管理と機能の安定確保に努められたい。

以上、決算審査に当たりましての意見、要望でございます。

次に、財政健全化法に伴う判断比率の状況につきまして説明を受け、審査を行ないました。数値は正確であると認められました。

意見として、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回っているが、今後とも将来の負担の軽減に留意し、効率的かつ効果的な事業執行と健全財政の堅持、持続可能な行財政運営に努めていただきたい。

以上であります。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 決算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第20 決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第37号及び議案第38号並びに認定第1号から認定第6号までは、いずれも令和4年度の決算認定に係る案件でありますので、この審査につきましては、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号並びに認定第1号から認定第6号までの案件は、議長を除く議員全員を委員とする決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行なうことに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。9月6日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、9月6日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

令和5年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和5年9月6日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

令和5年第3回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和5年9月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第3回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

第5番加藤ソフィー議員が、産休のため欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番（増井春美君） 2番増井春美です。それでは、通告に従い3項目の質問をいたします。

まず、公文書等の管理について。

令和4年7月に内閣府から発表された「地方公共団体における公文書管理」によると、地方公共団体については、公文書等の管理に関する法律第34条において、同法の趣旨に沿って、文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して、必要な施策を策定・実施するように努めなければならないとされています。また、公文書館法においても、地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することが規定されております。公文書等は住民の共有財産であり、歴史的観点からも残すべき資料が多くあるものと思われま。そこで、次のことについてお伺いします。

- 1、公文書等の整理、保管、廃棄はどのようにされていますか。
- 2、歴史公文書等の永久保存をどのようにされていますか。
- 3、公文書管理の条例化の考えはありますか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、増井議員から、公文書等の管理について3項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目の公文書等の整理、保管、廃棄はどのようにされているかのご質問でございますが、議員ご質問のとおり、地方公共団体については、公文書等の管理に関する法律の規定により、その保有する文書の適正な管理に関して、必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないとされています。

白馬村におきましては、同法の趣旨にのっとり、令和4年1月に、それまでの文書取扱規定に代わり、文書の管理をより厳格化した白馬村文書管理規定を施行しました。

本村における公文書は、同規定に定められた文書分類表により、分類ごとに、永年、10年、5年、3年、1年の保存年限を定め、ファイリング整理し、定められた年限を書庫等一定の場所に保管し、保存年限を経過した文書については、焼却・裁断等による廃棄を行なうことと定めており、過去から保管している文書も含めて、規定に基づいた文書管理をしているところでございます。ただし、過去から保管されている文書につきましては、何分にも文書量が膨大でありますので、なかなか処理が追いついていないのが実情であります。

現在、まずは総務課の保管文書から、規定に基づいた適正な文書整理、ファイリングについて取組を進めているところであります。

次に、2点目の歴史公文書等の取扱いについてのご質問でございますが、歴史公文書等とは、公文書等の管理に関する法律第2条第6項により、歴史資料として重要な公文書とされています。

また、議員ご質問のとおり、公文書館法第3条により、地方公共団体は、歴史的資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し適切な措置を講ずる責務を有することが規定されております。

本村におきましては、このような歴史公文書としての文書の選別は今のところ行なっておりませんが、先ほども申し上げました文書管理規定に基づき、必要な文書については適切に整理・保管をしているところであります。

最後に、公文書管理の条例化の考えについてお答えします。

公文書等の管理に関する法律において、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及び、これを実施するよう努めなければならないとされています。

一方で、先ほども答弁しましたとおり、本村の文書管理については、文書管理規定を新たに制定し、管理の適正化に努めているところであり、現在の管理規定により迅速かつ弾力的な運用が可能であると考えておりますので、直ちに公文書管理条例を制定する考えはありません。

文書管理の条例化を図った自治体の多くは、条例化することにより、庁内の各実施機関の枠を超えて、公文書管理のルールを統一的に規定することを目的としています。これに関して本村の状況

を申し上げますと、村長部局で定める白馬村文書管理規定のほか、教育委員会部局では、白馬村教育委員会文書取扱規定により、教育委員会事務局と教育機関の文書の取扱いについて定めております。

議会を含め、他の実施機関においては、特に独自の規定を定めず、村長部局の文書の取扱いに倣って運用しているため、結果的に、庁内でおおむね統一性のある文書管理の取扱いになっております。

理想を申し上げれば、公文書管理の基本的事項を規定した条例を定め、その下に、条例から委任された公文書管理の要件などの細目を規定した条例施行規則を定め、さらにその下には、各実施機関が定める公文書管理規定の例及び、同規定を定めるに当たっての参考とすべき留意事項を規定した指針またはガイドラインを定め、最後に、指針またはガイドラインにのっとり、各実施機関ごとに公文書管理規定を定めることになるわけですが、このような制度を整備するためには、各実施機関の事務局を担う職員をはじめ、多くの職員の労力が必要になってまいります。

一方、平成31年には、今後目指すべき電子的文書管理の在り方や、行政文書の電子的管理の考え方を明示した、行政文書の電子的管理についての基本的な方針が内閣総理大臣から示されておりますし、本村においては、庁内DXの推進施策として、行政手続のオンライン化や電子決済システムの導入を検討しております。

こうしたDXによる電子化等の動きも踏まえて、公文書としての管理方法や管理体制の見直しは必要になってくるものと思われまますので、その際には所要の例規整備を行なうことになるものと考えております。

以上、増井議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ただいま村長に答弁を頂きました。ただいまの答弁につきましては、予想どおりというように受け止めております。

先ほど、私が1番目に、公文書等の整理、保管、破棄については、現在、新しく厳格な文書規定をつくられて策定されて進めているということでお答えを頂きました。

それと、2番目の歴史公文書等については、選別を行っていないと、ただ膨大な量であるということをお答えいただきました。

3つ目は、先ほど申された条例化の考えはないというお答えであったらと思います。

以前のこちらの議会で、実は10年前に、これはもうご存じかと思いますが、平成25年の12月定例会で、議員が公文書管理についての質疑をしております。そのときの、太田村長でしたけども、答弁が、もうご存じであると、見ていただいていると思いますが、公文書の適正な保存の方向性という質問をしております。そこでお答えになっているのが、適正にしていると、公文書の条例整備は考えていきたいというような答弁を、この時点、10年前ですけれども、されてお

ます。

その後、今お聞きしますと、本村では新しく厳格な文書規定をつくられて、それを職員の方に守っていただきますよと。ですから、条例化のことは、今考えていないというようなことの答弁があるんじゃないかというふうに私も予測しておりました。

これは、現在は厳格にされているということなんですけども、一つ、これは5年ほど前なんですけども、平成31年3月8日に、これはホームページ上で公開をされております。図書館と複合施設基本計画案というのが出されておまして、そこには学識経験者の方が相当議論されてまとめられたと思いますが、そこには地域資料の保管・活用について、次の記載があります。ちょっと読ませていただきますと、もうご存じかとは思いますが、白馬村に関する保存管理について、地域の重要な資源であるものの、現在は——これ、5年前の話です——保存管理に関するルールが明確でない上、保存場所が確保されていません、であったんでしょうか、ちょっと分かりませんが。資料の保存管理でなく、活用についても方針を立てて検討しますというようなことがありまして、現在の厳格な文書規定をつくられたと。そして、職員の方がそれを守っていられるというようなことだと思います。

今回の私の質問は、その条例化、もしくは、これは後でお話ししますが、ほかの市町村でも、なかなか条例化を市町村レベルで進んでいるところはあまりないですね、調べてみますと。

私が少し、ちょっと、幹部職員の方、恐らくそう皆さん同じ考えだと思うんですけども、私が出した条例化というのは、特に問題、今の規定で問題ないよというような方がほとんどだと思います、恐らく。これ、行政に携わっている方はそういうお答えをされるんじゃないか。

ただ、私も住民からすると、もう少し条例化に出ているようなきちんとした、この国が求めている趣旨、これに基づいて歴史文書等の管理をするというようなことを、規定の中にでも、ある一条を設けて、そこに記載していただけないかというのが、私の今回のこの質問の狙いといいますか、そういうところです。

これから少し、歴史公文書等について、具体的に、今、答弁いただいたこともありますけども、質問をさせていただきたいと思います。

まず一番目に、先ほどお答えいただきました現用文書、今使われている文書です、それと歴史的公文書等の選別はしていないと。これも、私はホームページ上で確認しました。選別をしていない市町村レベルで、選別していないところはかなりあります、ほとんどだと思います。

選別しなければ、これは住民からの情報公開請求があった場合に、時間もかかりますし、どこがあるのかも分からないというような状況になると思います。これは、選別はしていないというお答えを先ほど頂きました。

議長（太田伸子君） 増井議員、質問に入ってくださいよろしいですか。

第2番（増井春美君） すみません、次の質問で。

歴史的公文書の目録整備というのはどのようにされているか、お答えください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答え申し上げます。

歴史公文書の選別をしていないというのは、我々の文書管理規定の中で、うちの一番長いのは永年保存というものでございます。全てが永年保存の中に含まれるということでございます。例えば、歴史公文書に、じゃあ何が当たるんだというようなところの決まりは、白馬村のほうではつくっておりません。

よその例を見ますと、例えば建物、工事の関係では、工事の写真を歴史公文書に当てるですとか、条例改正とか条例の制定、こういったものは条例の原議書を歴史公文書に当てるですとか、そういう決まりをつくっております。我々はその決まりがないので、工事の写真あるいは条例制定の原議書、こういったものが分類によって永年保存、10年保存、5年保存といった決まりになって保存されているということでありますので、歴史公文書の目録はありませんが、例えば、何々条例の制定の原議書ということで目録といいますか、文書の台帳のほうには載っておりますので、そういった検索の仕方はできます。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、続いて質問をいたします。

本村の最も重要とされる歴史的公文書等は、今どこにありますか。例えば、白馬村が誕生したときの行政資料や、神城村、北城村、合併以前の行政資料などですけれども、どこにあるか、どのようなものがあるか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

本村の、いわゆる書庫と言われるものなんですけれども、庁舎のこの地下にございます。当然ながら、どんどん文書のほうも増えていきますので、私が役場に入ったのは平成元年ですけれども、そのときには地下の大きな書庫と書かれたところ、1つだけだったんですが、その後、その隣の部屋、以前、何に使われていたか私は承知していませんが、その部屋も書庫になって、今、大きく書庫と言われるところは庁舎の地下に2つございます。そこに、私も実際開いてみたことはないんですけれども、古い紙に印刷されて、まだ閉じるところもこよりのようなもので閉じてあるような、いわゆる神城村、北城村の書類は見たことはございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、歴史的公文書等は保管されているけれども、選別も特にしていないと。ただ、検索すれば分かるようになっていると。

私もこういう地下倉庫に入ったことがありませんし、どういう状況かもちょっと分かりませんので、その辺はしっかりと整理をしていただきたいというふうに考えます。

それでは、次の質問をいたします。

職員に公文書管理の重要性を認識していただくことが大変重要なことだと思います。前回10年前にも答弁いただいたんですが、職員の教育や研修、これはどのようにされているか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 質問に対してお答えいたします。

まず、公文書とは何なのかというところについての定義を、新人職員等に対して直接行なうという、全体をまとめて行なうということは行なっておりませんが、それぞれの部下の指導については、課長の指示の下、どのようなやり方をするのかということで、係長職、課長職がその部下の者に対して決裁の事務上でその指導をしているというふうに捉えていただければと思います。

ただ、例規に関するもの、例えば条例であるとか規則であるとか、その制定に対しては、今は原議をつくるためにシステムを活用していますので、その方法等については毎年研修を重ねているということでもあります。

質問の趣旨が幅広い意味での質問になっておりますので、例を例えて申し上げますと、そのような研修を行なっているということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 私は、ここで言いたいことは、今お答えいただきました、全体的な研修は行なっていないと。ただし、所属の長の方が新しく入られた方に行なっているということだったと思います。

大事なのは、条例化というようなことが今回の私のお聞きしたいことなんですけども、それは条例化しないということでしたので、この後、話をしますけども、まず、この法に沿った職員の方への公文書管理意識づけというのが一番大事なところじゃないかと思います。文書管理規定はきちんと守られているというふうに私も理解をいたしました。とにかくこの意識づけということをぜひお願いをしたいと思います。

それと、ちょっと長くなって申し訳ございませんが、この条例化ということについて、実は、私もいろいろ調べてみますと、市町村の管理過程で公文書の位置づけというのを明確にしているというものは、先ほども申しましたとおり、あまりありません。

ただ、一つの例なんですけども、東京都の町田市では、この目的規定、この条例はないんですけども、目的規定の中に文書管理の原則という一つの条を設けて、その文書の位置づけを明らかにしている。

ですから、先ほど文書管理規定でも結構なんですけども、そういうことを、条例を出さない代わりに付け加えていただけないかということが私の願いです。

それで、次に移って質問をさせていただきたいと思います。

次の民間所在資料の古文書について、2番目ですけども、村内には、近世・近代の古文書や文書が個人の土蔵や、古くからある地区の公民館等に保管されていると思います。これらの文書は、どこからが「私」で、どこからが「公」なのかの判断は難しいところですが、近世から明治初期は、江戸時代に代々庄屋等をされた家が、役場や戸長役場であったりします。

この古文書等が地震・災害などにより消失した、平時の災害と言われている土蔵解体時の廃棄や、所蔵者の転居などによる散逸の危機にあると思われまます。そこで、次のことをお伺いいたします。

- 1、村内の民間所在（古文書）等の廃棄や散逸の危機についての認識はありますか。
- 2、将来に向けて、地域の歴史資料をどのようにお考えか。
- 3、公文書館の設置や図書館等への併設の考えはありますか。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 民間所在資料（古文書）について3項目のご質問を頂きました。関連がございますので、まとめてご答弁いたします。

村内の各地区に存在する古文書等につきましては、廃棄や散逸の危機にあるということは認識しております。平成26年に発生した神城断層地震の際にも、関係者の尽力により、被災した家屋から古文書や古民具等をレスキュー・選別していただき、それらの保存・保護や取扱いについて教育委員会を中心に検討した経緯があります。

村として歴史的に貴重な資料については保存・保護に努めたいという思いはありますが、現状ではそれらをお預かりして適正に管理するための施設がないこともあり、各地区や所有されている方にお願ひしている状況となっております。

様々な歴史的な資料が存在する中で、村で保存することが望ましいものにつきましては、専門家のご意見を伺いながら判断してまいりたいと考えておりますが、地域の皆様の中で、公文書の存在を受け継いでいく機会を奪ってしまうことにもつながりかねませんので、慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、将来に向けて、まずは各地区や行政で保存されている歴史的資料を把握・整理した上で、それらの適正な保管や地域学習・生涯学習等での活用について検討することが望ましいと考えます。

長野県内では、県立歴史館が公文書館機能を有しているほか、長野市、松本市、上田市、須坂市、東御市、小布施町などに文書館または公文書館がございます。

本村において、単体で文書館、公文書館を新設することは難しいと思いますが、現在検討している図書館等複合施設において、そういった機能を併せ持ちながら、デジタルアーカイブやイベント

等での利活用に取り組むとともに、人材育成にも注力できればと考えております。

以上、増井議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございます。

私が、ここで言いたいのは、いきなり公文書館の設置とか図書館への併設とかということは、現在できるとは思っていないとお聞きしているわけですが、まず、公文書等の廃棄・散逸というのは、十分ご認識いただいているということでした。

私も近所で経験しているんですけども、土蔵の解体というのがありまして、時既に遅しということで、専門の業者等に持っていかれた、あとはもうプライベートなものしか残っていないということを経験しております。

それで、この村での新たな収蔵庫建設というのは、難しく考えてしまうかもしれませんが、要は、保管所の確保なので、学校の空き教室のようなところでも当面十分だと思います。

空き教室でもというのを今、言いましたけども、村長はこのことについて、公文書館は無理と、図書館の併設も今のところは慎重にと。空き教室とは限りませんが、どこかの一室に、現在、私も、困っている方がお聞きしていますので、そういう方の支援ができないかというふうに考えております。その空き教室でもというようなことで、村長のお考えをお聞きいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 空き教室にということですが、まずは、維持管理というところで、空き教室が適正かというところの問題がありますので、そちらに関しては教育課のほうからご答弁させていただければと思いますけれども、望ましい場所があれば、それは、できれば保管したいという思いはありますが、空き教室がいいかどうかについては、ちょっと私のほうからは、現段階ではお答えしかねるという形になるかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 今、空き教室という言葉が出たものですからあれなんですけれども、空き教室を使ってしまいますと、児童生徒が増えた場合、使える教室もなくなるというところで、未来永劫、その教室が空くかという可能性、ことはないものですから、学校管理のほうとしては難しいというような答弁にさせていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 答弁ありがとうございます。

例えば学校の空き教室というふうに申しましたので、学校では、これから生徒も増える場合もありますし、ちょっと難しいという答弁を頂きました。納得いたしました。ほかにいろいろ考えていただきたいなというところです。

それと、公文書館併設ということは、これでもうお聞きしましたので、これから、これ以上聞くことはないんですけども、これは私の要望です。ちょっとお聞きしていただきたいと思います。

現在、私は公文書、民間所在の公文書ということで、村内少し動き始めました。今、動いているのは、昭和40年代に北安曇郡史の編さんをされたようですけども、この調査が行なわれたときに、村内で19件のリストがあります。それを基に、現在、神城断層地震で、こういう専門家の皆さんといえますか、現在は公民館の古文書講座の先生、そして学芸員の方、アーキビストの方、これは松本の公文書館に元おられた方ですけど、そういう方の専門家の方と、民間所在の古文書の調査を始めております。これは、自主的なボランティア活動ということでございます。

それで、何とか土蔵を解体したときの、文化財とは私は思っておりますが、そういう件で進めたいと思っております。

それで、地域の調査活動をこれから進めるに当たりまして、まずネックになるのが外部の先生ですし、個人的な私でありますし、信用度が問題になってきます。今後とも、このような活動をスムーズに進めるためには、村の支援がぜひとも必要というふうに考えています。

調査を現在していただいている先生方は、自分の研究や仕事として参加しているのではなく、日頃から歴史資料や文化財に接している方々です。本村の散逸の危機にある文化財を放っておけないというような思いでおられる方です。何とか白馬村のそういう文化財を保護したいという気持ちだけで動いておられる方です。

既に、生涯学習スポーツ課の皆さんにはご協力を頂いて進めているところで、非常に感謝しておりますが、村全体としても、ぜひご協力を頂きたいということでございます。

私は、ここで要望といえますか、述べたいのはそういうところでございますが、村長、この件に関して何かコメントがございましたらお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） まずは、地域にとって貴重な資料の保管・保全に関し、ご尽力を頂いておりますことに心から感謝を申し上げます。村としてもできることをやっていきたいというふうに思っております。実際に何ができるかという点については、これから教育課のほうとも話す中で、我々としてできることをきちんと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 実は、私の予定では、1時間フルに使うつもりでございました。村長の公文書管理の条例化の考えはないということをはっきりお聞きしましたので、時間が短くなってしまったわけですが。

それでは、3項目めになりますけども、白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区について。

平成12年に青鬼が文化財保護法による国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて23年が

もう経ちました。

青鬼は、江戸時代から明治時代にかけて建築された伝統的な主屋や土蔵、石垣により形成される棚田、青鬼神社など石仏群など、歴史と文化を感じることができる白馬村にとって象徴的な地区と言えます。特に棚田は、水を引くために江戸時代末期に青鬼堰が造られており、古文書等により先人の労苦を知ることができます。本村にとって、歴史的にも文化的にも誇るべき地区と言えます。そこで、次のことについて伺います。

- 1、青鬼地区の現状をどのように把握されていますか。
 - 2、青鬼地区を持続可能にするための具体的な方策は現在お持ちですか。
- 以上、よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 青鬼伝統的建造物群保存地区について2項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目の青鬼地区の現況をどのように把握されているかのご質問ですが、議員のご質問のとおり、青鬼地区は重要伝統的建造物群をはじめ、東日本ではあまり見られないとされる石垣田は日本の棚田百選に認定されるなど、歴史的、文化的、さらに観光の視点から見ても、本村にとって極めて価値が高く魅力ある地域であると認識しています。

しかしながら、伝建地区に選定された平成12年当時、10世帯29人がお住まいになっておりましたが、この8月末では6世帯14人に半減し、人口減少・高齢化が大きな課題となっています。

村内や近隣地域に居住して建物を管理しながら行事に参加されている方もいらっしゃいますので、人口だけで地域の活力を判断することはできませんが、選定から23年が経過して世代も変わり、棚田での耕作や伝統行事の継承、道路や水路の作業など、様々な面で課題が生じていると認識しております。

産業面では、平成3年から作付が始まった紫米は、本年の生産者は2名、作付面積は約1.3ヘクタールとなっており、全量を道の駅白馬で買取りしています。令和2年度末は、コロナ禍の影響から14トンの在庫を抱えていましたが、今年は8月には在庫がなくなり、新米待ちの状況となっております。これは、アフターコロナの影響もありますが、長年、真摯に栽培に携わってこられた生産者のおかげであると思っており、この場を借りて改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

また、青鬼地区で農業を継続していく上で、最も大切な施設は青鬼堰です。毎年4月末に、議員も含め多くのボランティア、地域住民、行政関係者から堰普請に取り組んでいただいております。

また、農政課に配置している集落支援員が、地域の方とともに、電気柵設置や草刈りの支援をしております。また、堰管理に利用する青鬼林道は、毎年、林業経営者協会による草刈りボランティアを実施していただいております。

2点目の、青鬼地区を持続可能にするための具体的方策でございますが、現在の青鬼地区の様々

な状況を踏まえた上で、地域を持続可能にする具体的方策として、移住者を迎え入れて集落の活性化を図ることや、外部から支援者を募って、農業や作業をサポートしていただくことなどが考えられますが、地域づくりを行なう上では、住民自治を基本として、地区住民が主体となった話し合いや合意形成が不可欠ですし、その地区に住む方々の意向や地区の総意としての方向性が重要であります。

伝建地区選定当初に策定された青鬼地区保存計画が20年以上見直されていない状況であり、地域の状況も変わってきていることから、計画の見直しも含めて、地域住民や関係者と意見交換しながら、地域の将来像を共有して地域を支援してまいりたいと考えております。

以上、増井議員の3つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ありがとうございます。

この項目に関しましても質問というのはあまりないんですけども、私は、今年度から、青鬼地区の伝建保存地区保存審議員というのを仰せつかっております、1回目の審議会が7月28日にありまして参加させていただいたんですけども、青鬼地区の現況については、村長と同じような認識でおります。

ただ、実際、私、地元の方と話してみると、実際に居住されている方は数えますと、3軒か4軒かというような感じです。

外のほうに住まわれて必要なときだけ来られる方が何軒かいるということで、先ほど言われました6世帯14人というようなお答えが出たと思いますが、実際は、もっと少ないと。

それと、紫米についてですが、2名の方がやられていると。実際は1名の方が今年お亡くなりになりまして、1名の方がどうするかというような、本当に紫米を維持するについては危機的な状況ということでございます。

青鬼地区を持続可能にするための方策というのは、実は、私も結構青鬼地区のほうに通っています。地元の方とお話をさせていただいています。青鬼地区のファンもいらして、こうしたほうがいいんじゃないかというようなアドバイスも頂いております。

そういうところで、今後は地元の青鬼集落保存会というのがありまして、一緒に検討していかなければいけないというふうに思います。

それで少しちょっとお話させていただきます。再質問は特にございません。

今回が保存会にしても一番、青鬼ファンの方は心配されている方です。今年が保存会にしても一番窮地に追い込まれているのではないかと心配しています。今だからこそ、我が事として少しでもやることが、保存会、青鬼区自体においても大切なチャンスではないかと思っております。青鬼地区も村もなく、真剣にやっていかなければいけないというふうに感じております。今、踏ん張らないと、集落としての、きつい言い方ですけども、存続はないというふうに感じておられます。私もそう思

います。

いろいろな方から提案も頂いているんですけど、村長も先ほどもご提案いただきましたけども、こういうこともどうかということで、3つほど、ダブるかもしれませんが……。

議長（太田伸子君） 増井議員。質問をしてください。一般質問ですので。意見とか。

第2番（増井春美君） 今、質問はしませんがということで。

議長（太田伸子君） しませんがというか、この時間は一般質問の時間ですので、質問がなければ一般質問を終了していただくか、質問に入っていただくか、判断をしてご発言ください。

第2番（増井春美君） はい。質問は特にありませんというふうに先ほど申しました。意見を述べさせてもらうことはいけないということですか。

議長（太田伸子君） ここは意見を述べる場所ではありません。

第2番（増井春美君） はい。それでは、最後ということで意見を述べさせていただきます。

最後に、これまでは青鬼地区と村はマナー不足の観光客やコロナ禍などで長い間その関係が滞っているのではないかと思います。とにかく青鬼の皆さんに自分の事柄を押しつけるのではなく、みんなと一緒に守っていく、考えていくという寄り添う姿勢を見せることが大事だと思います。

これで、一般質問は終わりますけども、ぜひ行政の方にも支援のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時53分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番横川恒夫議員の一般質問を許します。第3番横川恒夫議員。

第3番（横川恒夫君） 3番議員横川恒夫です。丸山村長への一般質問は初めてとなります。

私は、行財政運営の根幹をなす数値の一つ一つとして行政人口があり、本村の人口推移は平成17年の9,500人をピークに減少し、平成27年に9,000人を割り込み、現在8,500人前後を推移しているが、国立社会保障・人口問題研究所の予測では、令和27年には6,300人まで減少すると公表されています。

そこで、今回は、持続可能な白馬村及び行政区の人口増加策について報告書に基づき、1、村有地、土地開発公社を活用した移住・定住促進について、2番、行政における移住・定住促進についての2項目について、村長に見解をお伺いします。

まず、議会では、令和3年6月より、アフターコロナを見据えて両常任委員会により、政策課題を設定し調査研究を実施し、項目別に①村有地、土地開発公社を活用した移住・定住促進、②ふる

さと納税による財源確保と運用、③観光振興のための組織の在り方について、昨年10月に丸山村長に政策提言を行ないました。

政策提言から10か月が経過しております。そこで、①の提言項目の3点について、検討、経過、結果及び所管課について伺います。

1、村有地の地目の正確な現状把握に努め、将来、公用資産として利用計画のめどがない宅地、現況農地であっても宅地転用が可能であり、住宅用地として可能な物件については、公売等により換価すべきものと考えます。この考えをお伺いいたします。

2番、村税等の滞納整理手段として、土地の物納についての検討はされていますか。

3番、村税の滞納整理に伴う土地の差押えでは、白馬村立地適正化計画の居住誘導区域内の宅地や宅地転用が可能な農地で、住宅用地として可能な物件については、現在休眠状態である土地開発公社が取得し、希望者への転売を検討すべきと考えますが、お考えを伺います。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 横川議員から、村有地、土地開発公社の活用について3項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、村有地の現状把握と住宅用地の購買等による換価の考えはあるかのご質問でございますが、村有地の活用に向けた現況の把握と地目の照合等の調査につきましては、普通財産を管理する総務課におきまして、令和3年度から4年度にかけて作業を行ない、約3,200筆ある村有地から、活用に向けて可能性のある土地の洗い出しを行なってまいりました。

そして、本年4月以降、現況が既に宅地である土地や、登記上は原野と登録されていますが実質的に宅地である土地など、幾つかの土地を抽出し、場合によっては現地確認をするなどして絞り込みの作業を実施してまいりました。その結果、当面は6か所の土地について、一般に売却できるものと判断したところであります。中には、過去に公売にかけたことがある土地も含まれております。ただし、6か所全ての土地が直ちに公売できる状況ではなく、境界の確定に時間を有する土地や、隣地の屋根雪について対応が必要であるなど、課題を抱えた土地もございます。

今後は、各土地が抱える諸課題について、その対応策を検討しながらも、公売に向けた事務を進め、実行してまいりたいと考えております。

次に、2点目の村税等の滞納整理手段としての土地の物納についての検討についてお答えします。

白馬村議会からご提言を頂いた事項でもありますが、結論から申し上げますと、物納による納税はできないということになります。これは、国税通則法第34条に規定する納付の手續において、国税を納付しようとする者はその税額に相当する金銭に納付書を添えてとの、金銭による納付を原則とする旨の規定があります。

地方税法には物納に関する明文規定はないものの、国税通則法の規定からして、地方税においても金銭納付となりますので、物納は認められないということになります。

なお、平成17年度に第7次構造改革特区の募集が行なわれ、埼玉県草加市が地方税に関する物納について申請を行ないましたが、国は、不動産の換価は、滞納者が自ら行ない納税すべきであり、また、本来、滞納者が負担すべき換価事務の負担と換価リスクを地方公共団体に負わせることになる。納期限内に納付している多くの納税者との公平性確保といったことから、物納による納付手段を認める必要性は認められないとして、申請は認められませんでした。

最後に、3点目の、差し押さえた土地を土地開発公社が取得し、希望者への転売を行なうことの検討についてお答えします。

初めに、税務課が運用している滞納整理マニュアルにおいて、差しさえに至るまでの流れについて簡単にご説明いたします。

村税の納付・納入についての告知、いわゆる納税通知書を各納税者の皆様にお送りします。通知書に記載の納期限までに納付・納入がない場合、納期限から20日以内に督促状を発送し、それでも納付がない場合には、納期限から40日後にショートメッセージサービス等による催促を行ない、さらに納付がない場合には、納期限の60日後に催告書を発送し、並行して財産調査も行ないます。この間に納税についての相談希望があれば、納税相談を随時行ないます。その後も納付・納入がない場合には、納期限後90日後に差し押さえの予告を行ない、その後、現金、預金、不動産、その他の債権等の差し押さえを行なうこととなります。

このような手続で差し押さえられた土地の取得と希望者への転売を土地開発公社で行なえないかのご質問でございますが、土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法第17条の規定により、土地開発公社の業務の範囲が定められております。

その主なものとしましては、道路、公園、緑地、その他の公共施設または公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地、都市計画法に規定された市街地開発事業等の用に供する土地などを、地方公共団体に代わって取得、造成、その他の管理、処分及び、それに附随する業務とされています。そのため、議員からご提案いただいた差し押さえられた土地の取得・転売については、公拡法の規定により、土地開発公社が行なうことはできませんので、ご理解のほどをよろしく願います。

以上、横川議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） それでは、土地開発公社の理事長でもある副村長にお伺いします。

土地開発公社の定款によれば、公共用地等の取得、管理、処分等を行ない、村の秩序ある整備と村民福祉の増進を目的と定めていますが、不動産の賃貸業務を行なうことは可能か。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、土地開発公社理事長の立場で答弁をさせていただきます。

土地開発公社管理地ということでお答えをさせていただきますが、まず、法律上、適正に管理を

しなければならぬというものが法律に規定をされております。これに基づき、一時利用というところについては認められているということになります。

一時利用というのは、いわゆる土地に借地等の権利を生じず、一時的に使用ができる。例えば、例とすれば、公園ですとか、防災の避難所といいますか、避難地といいますか、そのような使い方は認められるということになっておりますので、あくまでも一時利用としての利用はできるということでご理解を頂ければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） それでは、引き続き、土地開発公社の問題ですが、公社の今後の方向性について、お伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 土地開発公社の今後の方向性というところでございますが、まず、土地開発公社につきましては、議員のご質問にもありましたとおり、公有地の拡大に関する法律に基づく特別法人というのが国で認められております。この業務とすれば、いわゆる、先ほど質問の中にもありました、秩序ある土地の利用について行なえる先買いと利用目的を定めた先行取得、これらができるということになります。

過去には、公社そのものを廃止すればどうかというような一般質問もございましたが、この土地の先行取得ということに関しては、現状の白馬村自体の財政状況を鑑みますと、実質公債比率と、直近でいくと、上がる傾向というのが予測されております。

土地開発公社で取得する場合には、村からの委託という行為になりますので、その債務につきましては、白馬村との契約に基づき、村が債務保証するという形になってきます。

こちら辺をうまく調整をしながら、先行取得をする土地というのが出てくることは否定はできませんので、そのためにも、いわゆる白馬村が一時的な支払いを行なうよりは、平準化をして債務保証としたほうがよいという委託の行為がなされるのであれば、土地開発公社を活用すべきと考えますので、現時点とすると、ここ数年は活用はしておりませんが、近々でいきますと、大型の事業も控えておりますので、その辺については活用する場として残しておくのがいいかなというふうには思っております。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） 現在、休眠状態の現地ですが、私は、村及び土地開発公社が関与していくべきと考えるところが大きいので、また、ありがとうございました。

続きまして、2項目に入ります。

行政における移住・定住促進について。

村の第5次総合計画の基本計画後期（2021年～2025年）までは、2019年8,795人に対し、2025年目標値8,478人としており、減少幅を極力抑えた計画になっています。そこで、次の5点についてお伺いします。

1、2020年から2022年までの人口推移について、自然増減の出生、死亡と社会増減の転入、転出は、2022年11月から2023年3月の冬季スキーシーズンにおける外国人の転入、転出は、

2番、2020年から2022年までのUターン、Iターンの人数をお伺いします。

3番、村第5次総合計画の後期計画では、移住・定住促進と住環境の充実を掲げていますが、具体策を伺います。

4番、白馬村第5次総合計画の後期計画では、人口減少の防止策としての移住・定住の促進と住環境の充実を掲げているので、村営住宅の新設のお考えを伺います。

5番、村内に散見される空き家を活用した移住体験住宅事業の検討のお考えは、よろしくお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 行政における移住・定住促進について、5項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、2020年から2022年までの人口の推移についての質問にお答えします。

まず、自然動態と呼ばれる自然増減の出生、死亡について、2020年から2022年の順に読み上げます。出生は49人、39人、42人、死亡は97人、107人、100人、出生から死亡を引いた数がマイナス48人、マイナス68人、マイナス58人です。このように、死亡数が出生数を大きく上回っていることから、人口の減少が続いていることが分かります。

次に、社会動態と呼ばれる社会増減の転入、転出についてです。こちらも2020年から順に読み上げます。転入は712人、452人、854人、転出は1,362人、512人、524人、転入から転出を引いた数がマイナス650人、マイナス60人、プラス330人です。これは人流を表すもので、多数の転出が収まり、2022年では転入が大きく回復していることから、一旦流出した人流が再度戻ってきた様子が分かります。

なお、ここまでの数値は、起点を1月1日、終点を12月31日としたものです。

参考までに、人口動態、つまり、出生と転入を合わせた数値から、死亡と転出を合わせた数値を引いた数もお知らせします。2020年、マイナス698人、2021年、マイナス128人、2022年、プラス272人となっており、こちらも2022年度以降は大きく回復しています。

以上から、自然動態における人口の減少要因を社会動態の人口流入要因が打ち消して、人口動態のとおり、人口をトータルで増加させていることから、その要因に外国人の人口が大きく影響しているだろうことが予想されます。

ここで、2022年11月から2023年3月の冬季シーズンにおける外国人の転入・転出数を読み上げます。2022年11月、転入56人、転出8人で48人増加、12月、転入336人、転出9人で327人増加、2023年1月、転入73人、転出14人で59人増加、2月、転入28人、転出41人で13人減少、3月、転入16人、転出252人で236人減少、加えて申し上げますと、4月、転入11人、転出73人で62人減少となっています。

なお、この間の集計ではまだ123人が残っていることとなりますが、5月以降も転出が続くことをお含みおきください。

転入・転出ともに、住民課の窓口で手続を行なった数となります。最大で1か月345件を処理しており、この間の日本人の処理件数は最大で81件なので、日本人の約4倍の件数を住民課で処理している状況であります。

次に、2点目の2020年から2022年までのUターン、Iターンの人数についてお答えします。

初めに、村で把握・集計している移住者数のカウントにつきましては、転入時における窓口でのアンケート調査により補足したものでありますので、ご承知ください。

この結果によりますと、2020年度の移住者数は36人、2021年度は62人、2022年度は20人となっております。

次に、3点目の、第5次総合計画後期計画に掲げる移住・定住促進と住環境の充実の具体策は、についてお答えします。

初めに、移住・定住促進に関する具体的施策としましては、長野県や広域連携、自立圏事業等を協調した移住フェア、移住相談会に参加、出展し、移住希望者からの相談への対応や地域の実情とタイムリーな地域情報の発信に努めているところです。

また、横川議員のこの後の空き家活用の質問とも関連しますが、本年6月に白馬村空き家等対策協議会を立ち上げ、村内空き家の有効活用、活用促進による移住・定住策の進展を進めていきたい考えで、現在の予定では、令和6年度に空き家バンク制度の構築と運用開始を目標としているところです。

一方、住環境の充実に関する施策については、住宅の新築やリフォームの需要期に合わせて活用ができ、かつ、環境政策と連動した高い断熱性能や省エネ設備の導入等を伴う住環境整備を行なった住民に対して、国及び県の補助施策に上乘せする形で補助金を交付する補助制度を今年度より創設したところです。

いずれにしましても、本村の移住・定住策及び住環境整備の充実策につきましては、まだまだ課題感があることは認識しておりますので、重点分野への位置づけと、必要とする財源確保の観点から総合的に踏まえた上で、施策の実現に努めてまいりたいと考えています。

次に、4点目の村営住宅の新設についてのご質問にお答えします。

現在村では、13棟24戸の村営住宅を管理しておりますが、令和2年に新たな住宅建設は行わない旨の方針を決定し、当面は個別管理計画に基づいて、既設住宅の適切な管理を行なっていくこととして現在運用しております。

村営住宅につきましては、公営住宅法及び白馬村営住宅管理条例等の法令等にとつて設置及び運営を行っておりますが、そもそも法の趣旨は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅提供をすることを目的としておりますことから、入居に当たって、所得制限なども設けられております。

移住・定住者をターゲットとした住宅を村で新設する場合、法律や条例で定められた趣旨とは対象者が異なっておりますので、当然のことながら、交付金等国の財政措置についても従来のメニューは活用できない可能性が高いものと思われまます。

したがって、移住・定住策という大枠で考えた場合、独自財源を確保した上でハードを整備していくべきなのか、あるいは、ソフト対策も含めた他の方策を考えるべきなのか、もう少し踏み込んで庁内でも議論していく必要があるかと思ひます。

最後に、空き家を活用した移住体験住宅事業の検討の考えは、についてお答えします。

先ほどの質問への回答でも少し触れましたが、本年6月に立ち上げた白馬村空き家等対策協議会では、当面取り組むべき事項として、空き家の活用促進と特定空き家の発生抑制に関することとしております。

この2つの事項を当面取り組むべき事項とした背景には、一つには、移住・定住希望者からの住居が見つからないという課題に答えるため、行政が主導する空き家バンク制度の構築と運用により、民間事業者のみでは発掘できない物件を発掘し、課題解決につなげたいという側面があります。

また一方で、空き家の活用促進に取り組む前提として、正確な空き家情報の把握や現地調査の実施が不可欠であることから、村内の空き家状況を網羅する机上調査、現地調査に取り組むとともに、総務省統計局の空き家推定モデル実証実験事業を活用した統計データや行政データを用いて、村内の将来的な空き家分布予測データの取得にも取り組むことで特定空き家予備群の把握、村内景観や住環境の保全、将来的な行政負担のリスク管理を進めたいと考えているところです。

まずは、こうした基礎的な取組と制度運用の基盤を整備した上で、移住・定住促進にもつながる空き家施策の推進に努めていきたいと考えております。

以上、横川議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） 私は、村内の土地の高騰、賃貸物件を含めた住宅不足の現況を考えたとき、移住・定住の対象者は、まずUターン、次にIターンに提示しておくべきだと考えていますが、村長の見解をお伺ひします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私も同じように考えております。Uターン、Iターンというところで希望者

がいれば、まず、そちらの方にぜひ住んでいただきたいというふうに思いますし、特に、今、地元に戻ってきていただくということは、白馬高校等も含めて行政としても進めている施策でもありますので、そうした方たちにぜひ帰ってきていただいて、定住していただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第3番（横川恒夫君） 空き家対策の協議会について、もっと詳しくと思ったんですが、丁寧な説明があったので、これは再質問はいたしません。ぜひ、空き家対策と人口の問題は喫緊な課題だと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、丸山村長より答弁を頂きました。行政人口は、行財政運営の基本の一つであると同時に、行政区の存続を考えるならば、重要な課題であり、まずはソフト面での取組を期待し、一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第3番横川恒夫議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 11番丸山勇太郎です。いろんな意味で原点回帰の質問を今回はさせていただきます。ごみの収集、分別及び減量についてです。

本村におけるごみの処理は広域化されましたが、収集業務は各自治体が自己責任で行なう行政の基礎的業務・基本的住民サービスであり、住民への分別及び減量の啓発とその促進施策は、村が担う大事な責務です。

広域化以来、取り上げることが減り、現状把握が不足していることから、以下の質問をします。

- 1、ごみの総排出量と焼却ごみ量の令和元年度と4年度の比較数字を伺います。
- 2、村内リサイクル物排出量の令和元年度と4年度の比較数字を伺います。
- 3、地区集積場及び小規模ステーションの現状の数と、元年度から4年度期間の増加具合を伺います。
- 4、最近での地区集積場の課題と、いまだ出し方がよくない地区を伺います。
- 5、外国籍住民が増えています。外国人はごみ出しルールを守っているか、外国人向けの啓発はできているか、どのような施策を行なっているか伺います。
- 6、着工が遅れているリサイクルプラザですが、リサイクルプラザは、完成後地元としてどのように生かす心づもりか、併せて今後の4Rの取組について伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 丸山勇太郎議員からごみの収集、分別及び減量について6項目の質問を頂きました。

ごみ処理の問題は購入、消費といった活動に伴って同様に発生するにもかかわらず、比較的目立たず、時にはあえて見ずに過ごされがちですが、生活を送る中では大変重要なテーマであります。だからこそ議員の質問の趣旨にもありますとおり、住民へのごみの分別及び減量の啓発は、村が担う大事な責務であると認識しております。

ごみ処理に関する問題は住民の方々の日常生活に密接に関わるものであり、その課題を共に考え解決していく姿勢が求められます。こうしてご質問を頂けることもまた、住民のごみ処理についての現状把握、ひいては分別及び減量に対する啓発になると考えております。

それでは、ご質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、ごみの総排出量と焼却ごみ量の令和元年度と令和4年度の比較についてでございます。ごみの総排出量は、令和元年度3,688トン、令和4年度が3,480トンであります。5.6%の減となります。

続いて、焼却ごみ量については、令和元年度2,931トン、令和4年度は2,817トンで3.9%の減となります。

次に、2点目の村内リサイクル物排出量の令和元年度と令和4年度の比較についてですが、令和元年度593トン、令和4年度が505トンで14.8%の減となります。

次に、3点目の地区集積場及び小規模ステーションの現状の数と、令和元年度から令和4年度間の増加具合であります。まず、現状の数は令和5年9月1日現在、地区集積場が54か所、小規模ステーションが26か所となります。

令和元年度からの増加具合については、地区集積場は、令和元年度に山麓区の地区集積場が廃止されましたが、令和3年度に塩島区に地区集積場が増設されたため、増減はありません。

小規模ステーションについては、令和元年度から名鉄区2か所、みそら野区で4か所の増設があり、合わせて6か所増設されています。

次に、4点目の最近の地区集積場の課題と、いまだ出し方のよくない地区についてですが、白馬村の特徴として、夏や冬の繁忙期になると、外国人も含め居住者が増えるといった実態があります。長期居住されている方に比べ、一時的に白馬村に滞在される方には、白馬村のごみの出し方のルールが伝わりにくい状況にあります。

ごみ及びリサイクル資源の分別は市町村ごとにルールが違うため、徹底した分別を実施していただくための課題を感じています。そのため、ごみの出し方に問題を抱えている地区としては、アパートや寮、営業施設といった、特に冬季の繁忙期に短期間白馬村に居住される方が集まる飯田、エコランド、白馬町、新田、切久保、みそら野などの地区集積場で、ごみの出し方での問題が発

生しています。

例を挙げますと、気軽に空き瓶や空き缶のポイ捨て、集積場の利用を認められていない方の集積場へのごみの投棄、それに伴う分別ルールの乱れ、生活ごみや建築廃材がごみ集積場の前に放置されるという事例を確認しております。

次に、5点目の外国人はごみ出しルールを守っているか、また、外国人への啓発、施策についてですが、定住されている方自身は守っていただけているものと認識しています。しかし、先ほど申し上げましたように、一時的な滞在者と思われる方のトラブルはたびたび報告を受けています。

また、白馬村のごみの出し方のルールが伝わりにくい現状があることから、野外焼却の通報が警察や住民課に届く事例もあります。それらについては、その都度、警察と連携し指導しているところです。

こうした対策として、中長期滞在ビザの外国人の転入者へのごみ・リサイクル物の分け方・出し方早見表（英語版）の用意のほか、英語版行政ホームページも作成し、啓発活動をしています。

今後は、より一層の理解を深めていただくため、英語版の動画を冬季に向けて制作する予定をしており、また、コロナ禍もあり、一部情報のアップデートがタイムリーにできていないホームページ上のページもありますので、しっかりとそちらを更新し、さらなる啓発の準備を進めます。

最後に、6点目のリサイクルプラザの利用方法と今後の4Rの取組についてですが、リサイクルプラザの建設には、環境省の循環型社会形成推進交付金制度を活用しており、4R推進の拠点として竣工した暁には、地域住民の皆様へ4Rの理解を一層深めていただくため、4Rに関する催しや展示に活用したいと考えております。

排出する廃棄物を抑制し、限りある資源を再資源化できるようにすることは、持続可能な社会の実現を目指す上で非常に重要な事案であり、これまでも生ごみ処理機の購入補助等を行なってきておりますが、今後さらに、4Rのうち、特にリサイクルについては、資源物を正しく分別していただくことにより、資源をより効果的に活用できることとなりますので、村民の皆様へより理解を深めていただくために、村ホームページやケーブルテレビ等、様々な発信手段を活用し啓発・広報に努めていきたいと考えております。

あわせて、廃棄物の発生を抑制するために、生ごみの減量化やペーパーレス化、使わなくなったものを活用する取組にも力を入れてまいります。

以上、丸山勇太郎議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 今回、久々にごみを取り上げさせていただきました。そういった意味で原点回帰というところもありますけども。

私、現役時代、最後はごみをやっております、実は、ごみは得意分野なんですけども、今までやらなかっただけで、今回、取り上げましたのは、最近の村のごみ行政で、小さなことではありま

すけども引っかかることが幾つかありまして、今回取り上げさせていただきました。

それと、白馬村は気候非常事態宣言をしたり、ゼロカーボンシティ宣言、また、ゼロカーボンビジョンも作成しました。昨日の村長冒頭挨拶の中では、村内有志の方のゼロカーボン行動計画提言書、このことをわざわざ取り上げられて褒めていらっしやいました。どんなものかと思って、私も取り寄せてみまして、この中にもあるんですけども、行政と地域住民との協業という言い方をこの中では使っていますが、最近、行政的には協働というような言い方のほうがよく使うんですけども、そういった個々の住民への、例えばゼロカーボンについても、具体的協力依頼ってものをあまり村はしていないというのが私の印象でして、その啓発にはあまり重きを置いていないと。

そうは言っても、そう簡単に買えるものではないEVみたいなものは進めてるわけですけども、むしろ個々の取組こそ大事なんじゃないかなと。確かに8,000人の人間がちょっとやそつとやったところで、この地球温暖化というものは止められるものではないことは、これは事実なんですけれども、でも、それを言っちゃおしまいよってところで、やっぱり個々の取組ってものをどんなに小さなことがあっても促していくのがゼロカーボンを進めることではないかと思うんです。

全国で一番最初に気候非常事態宣言をやったのが長崎県の壱岐市なんですけど、この壱岐市の宣言の第1項目はごみの4Rの推進なんですよ。ちょっとこれ、読ませてもらえますかね。壱岐市の一番最初の宣言の1番です。

気候変動の非常事態に関する市民への周知啓発に努め、全市民が、家庭生活、社会生活、産業活動において、省エネルギーの推進と併せて、Reduce（リデュース・ごみの排出抑制）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再資源化）を徹底するとともに、消費活動におけるRefuse（リフューズ・ごみの発生回避）にも積極的に取組を働きかけます。特に、海洋汚染の原因となるプラスチックごみについて、4Rの徹底に取り組みますと。

島国、島の市ですから、海洋汚染のことなんかも触れられているわけですけども、このごみの減量こそ庶民のゼロカーボンだというふうには私は思っておりまして、やっぱり、ごみの減量というのは、このゼロカーボンのにも原点ではないかと。

それと、もう一つ、広域化したごみ処理の核施設の北アルプスエコパーク、大町市の源波にできましたが、これが、残念ながらとっても小さな焼却炉の施設なんです。このことについては後で詳しく説明いたしますけども、さらに、この北アルプスエコパークですとか、最終処分場の管理運営負担金は100%実績割負担なんですよね。均等割ってないんですよ、100%実績割。ですから、この庶民のゼロカーボン、ごみの減量をしっかりやることは、SDGsばかりでなくて、村の財政を助けることにもなるわけです。

先ほどの数字、令和元年度と4年度の比較という数字を聞いた理由としましては、令和2年、3年はもうご存じのとおり、コロナの大流行ということで、この2年度、3年度はやっぱり特殊だったと思っていますので、この間のことをあまり聞いてもしょうがないかなと思って、元年度と

4年度の比較を聞いたわけです。

先ほどの村長の答弁の数字聞きますと、まだ4年度の数字は元年度に比べれば増えてはいない、むしろ減っているという状況があるわけですが、これは、案外如実に観光客が戻ったと言いながら、本当には戻ってないのかもしれませんが、それと、リサイクル物の排出量が、先ほど元年度593トン、令和4年度505トン、88トンも減っているんですが、これ、ちょっとおかしいんですよ。

というのは、広域化したときにできるだけ営業施設は業者収集をしてくださいと。業者収集にかなりの営業施設は移行したはずですが、そういった業者収集のリサイクル物が数字に入っていない可能性があるんですよ。マイナス88トンというのはちょっと大き過ぎるんです。

私はちょっとそういうふうに思っていますけども、そんなことの中で、じゃ質問に入りますけども、今、答弁にいただいたような数字は、一般廃棄物処理事業実態調査に基づいていると思いますが、住民課長、この一般廃棄物処理事業実態調査について説明してください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 一般廃棄物処理実態調査についてお答えします。

一般廃棄物に関しては、一般廃棄物処理基本計画というのが計画されていて、それに基づいて一般廃棄物の処理がされているところであります。その白馬村で発生したごみ処理の実態、それぞれ細かくリサイクル物、焼却ごみ、それに伴う灰の発生量ですとか、そういったものを毎年調査することが義務づけられております。それに基づいて作成された調書になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） そのとおりなんですよ。それで、これは毎年出すことになっておりまして、広域も出しますし、市町村も出すと。今、広域処理にしていますから、当然、広域の数字と白馬村の数字とは合ってくるわけですし、合わななきゃいけないわけですが、でも、さっき言ったように、独自に村から出るものもありますので、総排出量というようなものの数字はそういうものを足し込んでいかなきゃいけないということになるわけです。

広域処理になってはいるんですが、お手元に今回、私、一般質問の資料を用意していますので、それをちょっと御覧いただきたいと思うんですけども。

これ、元年度の資料なんですが、令和2年5月の広域議会のときに、一般質問用に私がつくったものなんですが、3市村、大町市、白馬村、小谷村、それぞれの元年度の搬入実績ですとか焼却ごみ量をまとめたものです。これで、どこが大事かと言いますと、この一番上の表の計画時の目標という数字がこれ大事なんです。大町市の6,653トン、白馬村2,901トン、小谷村859トン、合わせて1万413トン。これに基づいて、北アルプスエコパークの今の規模というのを決めているんですよ。

しかし、御覧いただきますとおり、大町市なんかは、元年度の実績は大幅にこの目標から伸びております、113.8%。白馬村はまあまあと、2,901トンに対して2,931トンで1%伸びているわけです。小谷村は逆に減っているんですけども、これはもともと出した数字が、かなり精度が悪かったんじゃないかというふうに思っております、減ってはいるんですが、その下の表を見てもらうと分かりますとおり、令和元年度というのはもう令和2年の頭というのはもうコロナが始まっています、1月から3月というのはもうコロナの影響をまろに受けていますので、それを除いたところの歴年、令和元年の歴年で算出しますと、小谷村は大幅に伸びているんです、12.9%ということで。

その下の表ももう一つ、これ、参考につくったんですが、その前の年と比べてみますと、また大町市あたりは大きく伸びていると。こう見ますと、白馬村って結構まあまあ優秀にやっていると。これ、2,901トンという数字をつくったのは私ですけども、本当に頭使ってつくりましたので、それが、予想がうまくできているからこそ、この数字とあまり離れていないということになってくるんですが。とにかく、造って間もない北アルプスエコパークなんですが、計画時よりもごみは増えているという実態をこれで見たいと思います。

一番下の表を、特にこれ、注視していただきたいんですが、とにかく焼却炉の稼働率が高いんです。令和元年度ですと、焼却日数が337日、そのうち2炉運転が279日、これ、40トン規模の施設なんです、20トン炉を2基持っている、備えているということで、その2炉も280日近く、焼却日数の83%、2炉使っちゃっていると言うんですよ。1日当たりの焼却量が34.3トン、40トンに対して86%も、毎日毎日使っているということで、本当にこの余力のない施設と。これは、前の広域事務局長もそういう表現をして使っております、余力のない施設と。

したがって、3市村は、これ、私、広域議会の一般質問でもしゃべったんですが、3市村はそれぞれ努力して、一層の焼却ごみの減量をしなければいけませんし、この3市村の住民には余力のない施設であることをあらゆる機会を通じて認識してもらったほうがいいというふうに考えているんです。そして、真剣に減量やリサイクルに真剣に取り組んで協力していただくしかないと思っていますんですけども、そのところは白馬村の担当課長としてどう考えていらっしゃいますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 今のご質問の中で、私も新しい気づきを頂けたなと思っております。

単純に、地球環境の観点から、ごみの減量ということはみんな分かっていることなのかなとは思っております。

ただ、それをこのごみ施設の容量の観点から目を向ける、それで、それについて啓発するというのは、私も今回新たに気づいたところですので、今後、その関係の啓発は続けていきたいと思っております。

先ほど議員のほうから頂いた資料を拝見しましたが、これ、平成29年、30年の数字を頂いて

いるんですけども、令和4年度の直近の数字も、一応、私のほうで集めてきましたので、議員のおっしゃるとおり、令和4年というのはまだ完全回復傾向にございません。令和4年度については、先ほど焼却ごみ量を申し上げましたとおり、議員のつくっていただいた目標数値を若干下回っているということにはなるんですけども、これは、それで安心できる数字ではないなど、そういうふうには我々は捉えております。

エコパークの焼却路の関係なんですけれども、令和4年度で言えば、焼却日数が令和元年度337日に対して335日、2炉運転日数が、令和元年度の279日に対して261日、そうすると、2炉をどれだけ使っているかという話になると、先ほど83%だったのが78%ということになって、1日当たりの焼却量は、若干ですが82.92トンというふうになってきている現実があります。ただし、これにおいても、対基本計画に対する充足率は82%で、比較的高負荷がかかっているというのは確かです。

また、災害等起きた場合の対応等も考えた場合、日々のこのごみ、通常発生するごみの量の抑制というのは、確かに大事な課題かと思っておりますので、今後、より一層の啓発に努めていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 今の住民課長の認識でいただければ大変いいかと思っております。

どうして、こんなに余力のない施設にしてしまったかということをおちょっとなんと触れますと、広域ごみ処理施設計画は、まず場所探しにうんと難儀したんですよ。最初、白馬の飯森、これが大反対で、次は大町の三日町、これも駄目で、手上げ方式で、最後は源汲ということになったんですけども、この三日町のときの検討委員会の中で、実は、この規模のことも決められたんですが、その場所の選定にふしんするあまり、ふしんというのは苦心という言い方してもいいんですけど、ふしんするあまり、この規模の議論をあまりしないで終わっちゃったんですよ。

それと、民間からも委員の方なんか出て、白馬からも出ている方もいるんですけども、理想論ばかり言いまして、本当に、そんなに小さくしちゃっていいのって、私どもは当時行政にいて、担当課長として広域に向かってはいったんですが、もう連合長が40トンって発表しちゃったから、これは変えられないんだという、広域という組織のある意味欠点なんですけども、それでもう一点張りで、結局、大町市の担当課長なんかはかなり強く言ったんですが、40トンという形になってしまった。

結果として、今、言ったように、フル稼働で使ってなきゃいけない。そして、今、住民課長言ったように、災害ごみ受け入れられないんですよ。数年前の千曲川の大氾濫のときのごみを広域で処理してくれてって依頼があったんですけど、北アルプスはほとんど受け入れなかった。1週間に、パッカー車1台ぐらいしか受け入れられなかった。それほど余力がない施設ということなんです。したがって、そういうことを本当に、この地区、3市村の住民にはよく分かってもらわなきゃいけない

いと思うんです。

一方で、焼却ごみというのは増えていく可能性があるということは先ほど言いましたけども、これは、観光のほうでやっている宿泊イノベーション協議会のアイデアにもありますけども、今ありました壱岐のあれではないですけど、プラスチックの海洋ごみの汚染問題などから、日常的に使っていたプラスチック製品を紙製品に切り替える動きが加速化しているんです。例えば紙製ストローにしましょうとか、紙コップとかお皿とか。

昨日の新聞には、イオンがプラスチック製のレジ袋を紙袋にするという新聞報道がありました。そうしますと、きれいに使っている分には最終的には紙製容器包装で出せばいいんですけども、濡れてしまったとか、汁が垂れてしまってもう使えないというところも、くちやくちやで丸めて、これは燃やすごみになるわけです。

したがって、増える要素というのは本当にあるわけですし、一層のことですから、リサイクルの推進というのはしていかなければいけないんですけども、ここで、非常に私、疑問に思うことがあります。質問しますのは、住民課長、このごみリサイクル物の分け方・出し方ガイドブック、これ、なぜ令和5年度版というのを作成しなかったんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 令和5年度については、新たにそれに代わる試みとしまして、ごみカレンダーの作成ということが予定されておりました。それに伴って、ごみの分別に関しては50音別のごみの仕分け表等を用いていただくということで、令和5年度は作成しませんでした。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ごみカレンダーは、これと同時にいつも、ずっと作っていたんです、今までも、ごみカレンダーは。

さらに、この後半の部分が五十音順のごみの出し方一覧表、確かに、これだけに関しては、この令和5年度になってからも、別冊で出ました。でも、やっぱり、先ほど来の質問じゃないですけど、移住してくる方もいるわけです、転入してくる方もいるわけです。あるいは、これをなくした方もいるわけです。毎年、新しいものが出るべきですよ、中身は変わらなくても、そうじゃないですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議員のご意見については様々に、ほかからもご意見というのは頂いております。様々な意見を聴取した上で今後の方策を考えていこうという課の方針でしたので、令和5年度に関しては、取りあえずこういった形を取らせていただきましたが、今後また、皆さんの意見を集約しつつ対応を考えたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番(丸山勇太郎君) これは、毎年やっぱり新しいものをつくるべきです。これ、まさか予算査定で落としたってことはないですよ。総務課長に聞きますが。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長(堤則昭君) 予算査定で落としたわけではなくて、予算の枠は当初から同じだったんですけれども、今年、2冊に分けて、当初の予算の範囲内で対応したということです。

以上です。

第11番(丸山勇太郎君) 分かりました。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問ありませんか。

第11番(丸山勇太郎君) 丸山です。ぜひ、来年はつくってください。令和6年度版をぜひ来年は作ってください。やっぱり、毎年新しいものが出て、それで、各世帯に配られて認識を新たにす、より読みやすく編集もしていただくということも大事ですし、中身が決して変わらなくてもね。転入してくる方もいるわけですから、その方に最新版を渡すというのは、やっぱり必要なと。

それと、もう一つ、非常に疑問を持っているのが、声の広報、防災はくばで、毎日毎日、「明日は地区集積場の何々の収集日です」、「何々を出してください」、「夕方6時から翌朝8時までに出してください」、どうして、こう毎日毎日流しているんですか。それほど地区の出し方が徹底しないということでしょうか。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長(堤則昭君) 同様の意見もほかからも頂いております。私も同様には思っておるのですが、過去からの引継ぎで、ちょっとそう簡単になくすことには消極的な意見もありましたので、今言った意見も参考にさせていただいて、今後は検討したいと思います。

以上です。

議長(太田伸子君) 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番(丸山勇太郎君) 人間って駄目なもので、毎日毎日聞いていると、狼少年的になっちゃうんですよ。もう右の耳から左の耳へと抜け出ちゃうんです。たまに、どなたか亡くなったかみたいなお悔やみ放送なんかには耳を傾けるんですけども、こういう毎日毎日流されると、もう全然頭に入らない。

それと、大概の地区集積場がもう既にきちんと出されていると私は認識してるんですよ。先ほどの、季節的に外国人が増えたりとか、観光客が増える地区では、課題がまだあると答弁でしたけども、それ以外のところの地区集積場の出し方というのは、ほぼできてるんじゃないかと思っているので、できていない、例えば品目ですね、金属の出す日が守られていないならば、それをスポット的に出すとか、ちょっとそういう工夫をしてもらいたいなと思います。

次に、地区集積場の出し方の悪い地区の中に、相変わらず飯田と白馬町というふうに出てきているんですけども、これ、私、現役の時代から、飯田の上原と白馬町辺りは地区集積場の出し方が悪

いということがもう現役時代からでしたし、今回、答弁にもありましたけども、私も収集業者にも聞き取りしましたら、やっぱりそうだって言うんですね。少なくとも、この世帯数の多い飯田と白馬町両区には、もっと強気に働きかける必要があるのではないかと思います。例えば、この両区でのごみの分別講習会を開催してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） それぞれの地域での啓発活動ということなんですけれども、事前に環境衛生委員会において、それぞれの地区で問題点を洗い出ささせていただいて、その中で、それぞれの地区での開催希望するようであればということで質問も投げかけさせていただいています。

また、以前に取った各地区でのアンケートの中でも、必ずしも地区に来て、地域の人が集まってということを希望していないというところも多かったものですから、そういった経過もありまして、環境衛生委員会の中で、希望する地区に関してはそういった啓発活動等をしていきたいという流れで、今までは来ております。

現に、昨年なんかは飯田区をはじめとして何件かはそういったご要望を頂いて、地区に出向いてそういった相談に乗った経過がございます。

ただ、今、議員おっしゃるとおり、ちょっとあまりにもひどいよということが続くようであれば、こちらのほうも、逆に、こちらのほうから「どうですか」という勧めをするような形で積極的に啓発活動をする必要もあるかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 結局、これらの地区、さらにエコーランドですとか新田というのは先ほどありましたけども、そこでは、地区の衛生委員が苦勞されているわけで、さらに、飯田地区は全世帯が当番で出るということもやっているということで、これは、そういう人たちの努力によって何とか保っているという状態ではなくて、やっぱり出す方の、もう少しこの出し方のモラルをきちんと、外国人も含めて、しっかり啓発、分別講習会も含めた啓発をやっていただきたいというふうに思います。

次に、リサイクルプラザですが、最後、リサイクルプラザのことですけども、リサイクルプラザの完成は来年度になってしまうということで、広域の考え方や手際の悪さが露呈しておりますけども、私は、今の現状については話は聞いてはいるものの、なぜ遅れているのかというのは村民も関心があるかと思いますので、村長でも副村長でも結構ですので、リサイクルプラザ計画の現状についてご説明ください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） お答えします。

昨年になりますが、まず、2回の不落がございました。実際に、こちらで予定していた金額等を

出ささせていただいた中で、それが、実際に条件が合わなかったという形になったんですが、それをもって、では、この後どうするかということを進めてきたわけですけれども、まず、2回の不落を受けて、実施設計等見直しというのを令和4年度3月に始めました。そして、その間に正副連合長会議ですとか、副市村長会議、また、さきの定例会ではごみの委員会も開きまして、様々なご意見を頂いてきているところではありますが、まずは、一番は、その2回の不落があったということがありましたので、遅れているということが現在発生しております。それに対して、現在、実施設計の見直しを行なっているという状況になります。

これが予定どおりいきますと、来年というところで今、進んでいるという状況であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 2回の不落があったんですけど、もう1年がたっているんですよ。まだ設計しているという。2年遅れというようなことで、これは、この場で追及することではなくて、広域議会か何かで、また同僚議員に追及してもらいたいと思いますけども、遅れ遅れのリサイクルプラザも、遅くとも令和6年度には完成するのではないかと思いますけども、完成後の管理運営というのは地元には振られる可能性があると思うんですよ。予算立ては広域であっても、そんなように私はちょっと予想しているんですけども、現時点で、管理運営に関してどのような考えを地元として持っているのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 来年建てられるだろう白馬リサイクルプラザの管理運営ということですが、私も、私が広域のほうから指示されていることについては、管理は広域のほうですので、うちのほうに任せる予定はないというふうに、今の時点では伺っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ちょっと心配なんです、広域ってところがね。もうはっきり言いますが、広域、心配。ですから、地元はやっぱり、広域といっても大町市と白馬、小谷、もう均等に算出するのではありませんから、白馬、小谷でやることは、白馬、小谷がイニシアチブを取っていかなくちゃ駄目だと。これははっきり言っておきますから。

結局、振られますよ、気をつけないと。それは言っておきますので、ぜひよろしく願います。

最後、終わりにしますが、場所選びにふしんさせられて、余力のない施設を造ってしまった広域ごみ処理場でございます。一方、ゼロカーボンシティ宣言をした白馬村です。SDGsとかゼロカーボン、グリーン白馬とかの言葉だけはよく使う、白馬村としてやるべきことは、このごみ分野でもまだまだ多いということを申し上げて、質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時50分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 7番太谷修助でございます。本日の最後の質問者になります。

今日の登壇の皆さんは、非常にスピーディーに質問させていただいて、スピーディーに終わっていますので、私も踏襲して、なるべく早く簡潔に答えを引き出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、私、2問の質問をさせていただいております。

まず、第1問目、高収益作物と薬草栽培について。

去る7月31日、白馬村議会として、国会陳情をしましてまいりました。政権中枢の自民党をはじめ、立憲民主党と県内選出の国会議員の先生方に陳情要望書を手渡してまいりました。

現役議員の先生方も陳情をしっかりと受け止め、善処のお約束を頂きました。その中で、務台俊介先生から、経済安保の観点から、漢方薬メーカーは中国依存の状態を大変恐れていて、中国国内の事情から漢方薬が入手しにくくなっているということだそうです。国内の需要の増加や生産地の事情等が影響して、品薄状態から日本のメーカーに輸出を規制しているとのことでした。

食物輸出で規制されているのは、現在、紛争中のウクライナからの食料輸出規制が大きな問題になっています。ロシアによる船舶航行の妨害であります。

それと同じくらいインパクトのあるのが、医薬品規制です。漢方薬メーカーは、100%中国に依存していたため、危機感を募らせ、そこで国内生産地を探し始めました。

そこで以下の質問をいたします。

- 1、圃場整備された土地の中で、高収益作物の作付状況と実績について伺います。
 - 2、高収益作物同様に付加価値の高い漢方生薬を研究栽培する考えはありませんか。
 - 3、気候変動が激しい昨今の諸事情から、白馬の土地に合った作物、植物を選択するのは急務ではないかと考えますが、いかがですか。
 - 4、農業の担い手と言われる人たちが、収益的に希望を持てることが大切ではと考えます。いかがでしょうか。
 - 5、白馬村への持続可能な移住・定住促進のためにも一考すべきと考えますが、いかがですか。
- よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太谷議員から高収益作物と薬草栽培について5項目の質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目の圃場整備された土地の中で高収益作物の作付状況と実績についてですが、まず、高収益作物という呼び方は一般的になじみがない言葉ですが、近年、国、地方自治体、農業関係者の間で使われており、米より価格の高い農産物、一般的に野菜等の園芸品目、フルーツ等の果樹品目を指しています。

ご存じのように、人口減少、生活の変化による消費量減少、コロナ禍等の複数要因により米価が下落していることから、米農家の所得を補うために、米プラス高収益作物という農家経営が推奨されるようになりました。

現在、県営事業の北城南部地区圃場整備が地元実行委員会のご協力により進んでおりますが、県から、事業効果を得るために、面積換算2割程度の高収益作物を栽培するよう指導があります。

北城南部地区では、ブルーベリー等の果樹を約40アール、白ネギを約10アール、ジャガイモを約5アール、国の提唱する緑の食料システム戦略に基づく緑肥の試験栽培を約30アール栽培しています。

高収益作物栽培には、畑地化や土づくりが大切になりますので、担い手農家が中心となり、ほかの作物も含め試案しているところです。

北城南部以外の圃場整備箇所については、ミニトマト、トウモロコシ、リンドウ、アスパラガス、ニンジン、枝豆、白ネギ、イチゴ等を約6.3ヘクタール栽培しています。

次に、2点目の高収益作物同様に付加価値の高い漢方生薬を研究栽培する考えはについてですが、10年ほど前に野平地区において薬草栽培をしていた経緯があったと伺っていますが、栽培方法が難しく、現在は栽培していないと聞いております。

普及提言については、議会として、務台代議士からお聞きしたとのことですが、村としましては、まずは、情報収集のために、務台代議士事務所から案内を頂き、8月4日に開催された産業用ヘンプ（麻）振興との地域活性化の勉強会に参加したところです。

また、日本漢方生薬製剤協会に問い合わせましたところ、中国への依存度という点では、約8割を原料の仕入れ先として依存しているとのことでしたが、現状、輸入につき、中国との諸事情により入手しづらいという状況というものは発生していないとの回答を頂きました。一方で、将来を見据えて国内各地で漢方薬全般につき産地を探しているのは事実としてあるそうです。

この点につき、薬用作物産地支援協議会という組織が、平成28年度から農林水産省の補助事業である薬用作物と地域特産作物産地確立支援事業を活用し、薬用作物の着実な産地化の取組を促進する一環として、薬用作物の産地化を望む地域の要望や課題に応じた相談に対応するため、窓口を開設しております。

今のところ、村が研究栽培することは考えておりませんが、今後の状況を把握する中で、農家の皆様に情報を提供してまいりたいと考えています。

次に、3点目の、気候変動が激しい昨今の諸事情から、白馬の土地に合った作物、植物を選択す

るのが急務ではとの質問ですが、議員のおっしゃるとおりであると感じております。

米に関して言えば、以前は、寒冷地である白馬村では、コシヒカリの栽培は気候の関係から難しいと言われていましたが、現在では主流品種の一つになっております。

8月30日付の信濃毎日新聞に、農産物の猛暑の影響記事がございましたが、村は技術的な知見を持ち合わせておりませんので、県やJAの指導に基づき、園芸、果樹品目等の推奨作物を白馬村農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに記載し、国から農家に直接交付される産地交付金等の支払いに不利にならないよう留意しています。

また、昨年、JA大北では、生食用ブドウ勉強会を開催しており、村からも数名の農家が参加し、シャインマスカット等の栽培を試みている農家もあります。

いずれにしましても、過去に取り組んだ例を特定作物の栽培として村が強く推進することは慎重に対応するべきと考えます。

4点目の農業の担い手と言われる人たちが収益的に希望を持てることが大切ではとのご質問ですが、このことに関しましても議員のおっしゃるとおりだと感じます。

農業は国策であり、国の方針の下、地方自治体は限られた予算の中で農業政策を立案します。去る8月28日に新農業委員の研修があり、国の農業政策に対して同様の意見があったと伺っています。

北アルプス地域は古くからの水田単作地帯で、農業産出額は水稻が4割超と偏重しています。1点目の答弁でも触れましたが、人口減少、米の消費量減少に伴い、この地域の主要作物である米の価格も減少が続いています。米価を村で決めることはできませんが、村の独自農業政策として、新規就農者を含め、担い手農家等への支援は今後も必要だと思っております。

最後に、5点目の持続可能な移住・定住促進のためにも一考すべきとのご質問ですが、農業という視点でお答えします。

農業は農地法で厳格に守られていることはご承知のとおりですが、農地取得の下限面積は令和5年4月から撤廃されました。このことに伴い農業への参入はしやすくなった一方、本村は不動産取引が活発ですので、国内外問わず、投機的な参入について農業委員会では危惧しています。

また、農地の貸し借りについては、今後は、基本的に農地中間管理機構が法定化された地域計画である目標地図に基づき借り手を決定することになりますが、小規模で農地を借りたい者に対しては現在調整中であると伺っているところであります。

以上、太谷議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 答弁ありがとうございました。

1問目から、村長の答弁、誠意を持って、私も聞いていまして、村長も誠意を持ってお答えいただきました。

一つ一つちょっと確認していきたいんですが、この村の高収益作物、さっき村長が高収益という言葉のちょっと定義のことをおっしゃっていましたが、いわゆるこの村の中で面積的に収益に上がるものを高収益作物というように捉えればいいのかと思うんですけど、野菜や果樹や花卉や、あるいは、私が今提案している薬草、生薬ですね、こういったものは高収益作物の中に入るんですが、今、この村でやっている圃場整備の中で、どのくらい高収益と言われるものを作っているか、ちょっとその実績を知りたかったものですからお話を聞かせていただいたんですけど、結構な量やっているような気がするんですけど、ミニトマトからニンジンとか白ネギですか、そういうのを入れて6.3ヘクタールといったら結構やっつけらっしゃると思うんですけど、これ、何人くらいの担い手の方たちがやっているんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 答弁いたします。

6.3ヘクタールにつきましては、北城南部地区以外の圃場整備ということで、耕作者につきましては、20名程度はやって、今までに報告が来ているのはその程度来ております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 太谷です。それで、私、単純に理解できないのは、圃場整備というのは、田んぼをつくり直していますよね。それで、重いブルドーザーでがっちり地面を固めて、保水性の豊かな地盤にするという部分はあって、水田には向くと思うんですけど、それ以外に20%以上作りなさいよという高収益作物の、いわゆる野菜なんか作るには、土が少なくて不向きだと思うんですね。例えば白ネギなんか、私、自分の経験では、50センチぐらいの畝がないと作れないような気がするの、その点はどうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 太谷議員のおっしゃるとおりで、高収益作物については、先ほど村長の答弁もありましたように、土づくりが一番基本ということになります。まずは、田んぼじゃなく畑地化するというところから、今、入っております。畑地化するには耕土が必要ですが、ご存じのように、土が今、不足しているということもありますので、そこら辺は県と地元の皆さんと、なるたけいい圃場、畑地化できる圃場にするように、皆さんで知恵を絞っているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 今、田中課長のほうから、そういう実際的なお話をお伺いして、私も疑問、少し解け始めているんですけども、国のほうから、そういう高収益作物を作るために圃場整備されたところを効率よく使って大々的に稼いでくださいねっていうのは、国のお考えだというふうに私は思っているんですけど、それは、この村の中のどういう作物に合っているかというのは、これ

また皆さん、今、農業者の方たちは模索しながらやっていると、引き続き、続けていていただければいいかなというように思っています。

それで、その中で、これ、ちょっと村長にお聞きしたいんですが、収益的に成功しているんでしょうか、高収益作物事業は。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） ちょっと私のほうでは、すみません、成功かどうかというところは判断ができませんので、担当課長がもし分かりましたら、お願いします。

議長（太田伸子君） 田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 今やっている圃場整備の中で成功しているかと言えば、まだ、今、実験、特に白ネギなんかは実験しているところですので、まだ何とも言えませんが、去年1年やった結果では、思ったよりもよかったということで、生産者の方はほっとしていたという状況であります。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 今、田中課長のお話聞いて、ちょっと安心しました。ちょっと最初、村長にお聞きしたかったのは、村長も少し農家のことは触れてはいると思うんですけど、首長として、今、大事なそういう野菜作りなんか、どのくらい関心を持って見ていただけるか、ちょっとその点で村長にちょっと弁を求めたんですが、ありがとうございます。

それで今、田中課長が言っていたように、思ったよりという部分では、私もうまく、多分農業者の皆さんだって必死ですから、研究に研究を重ねて、いかに収益を上げて、豊かに、あるいは、この白馬に向くものを見つけていこうかと努力されていることはとてもすばらしいことだと思います。ですので、引き続きやっていただければというふうに思っています。

それで、2問目の質問に移りますけど、いわゆる付加価値の高い漢方薬の研究栽培始めてみませんかということ、これは、私自身が前にもお話ししたとおり、製薬メーカーにいまして、特にこの生薬に関した部分というのはかなり勉強させられまして、大変興味を持っています。

私たち、自分の生活の中を見ますと、家の敷地の中にも、周りの野草の中にも、ゲンノショウコだとかオオバコだとかエンゴサクだとか、簡単に、すぐそこに薬草と言われるものがある生活をしていますよね。例えばタンポポなんか本当に母乳剤で、ああいうものは、お乳の出ないお母さんなんかにとってはとてもいい漢方薬だなんて言われて、そういうものが近くにある環境が、この長野県、富山だとか岐阜とか新潟とか、この近辺はみんな薬草が豊富なところでして、私たちの日常生活の中に、それが比較的小児のときから慣れ親しんでいた部分がありますので、そういったものをポテンシャルの高いこの長野県は、そういう漢方薬、漢方薬と言ってはいけないんで生薬という名前前で栽培して、付加価値のついた、特にそういう高収益作物をあれするという圃場整備されたような土地で、もし、できればいいなというように私は考えているんですが。これは、たまたま、今回、

務台先生のほうから提案があったんですが、務台先生は薬草議連の役員をやっている、超党派の国会議員でつくっているそういうところにいらっしやいまして、いろいろ尽力されているところから、今回行ったわけですけど。

実は、この話の基というのは、今回の国会陳情の中で、同僚議員のほうから、圃場整備における米以外の作物、いわゆる麦とか大豆の作物の作付をもっともっと推進していってくださいという話の中から発生して出たお話なものですから、基本的には、麦とか大豆をもっともっと作ることを進めていきたいという話の中の一環であります。

それで、高収益作物という部類に、いわゆる薬草植物というのが入るんですけども、今、全国で研究をされたり、実際、農業に携わっている人たちが作っているものの中で、先ほど村長の答弁の中でありましたけれども、非常に、野平でやってもうまくいかなくて、今はちょっと小康状態だという話は大変まともな答えでして、生薬って大変難しいところがあるんですね。

ただ、農家で作る、お野菜を作るようなわけにはちょっといかない。

それは、風土とかその土地の土ですね、その土が持っている受容度というものが漢方薬や生薬と言われるものでとても大切なものですから、非常に、合った植物を探すということが大切です。

それで、今5つほど、実際、作物で作られているのがあるんですが、これは、収益力が高い漢方薬で、皆さん聞いたことあるかと思えますけど、トウキとかミシマサイコ、カンゾウ、オタネニンジン、シャクヤク、これあたりは非常に高収益で、今現在、全国の薬草を作っている方たちのベスト5の中に入っているんですね。

それで、ちょっとまだ質問いいでしょうか。ちょっとデータがあるもんですから。

議長（太田伸子君） できれば質問に入っていただきたいです。

第7番（太谷修助君） はい、分かりました。

北海道で40ヘクタール農家をやっている方が、一部は、今お話したカンゾウというものの一部切り替えて作ったデータがあるんですが、これは、白馬村でも農業法人の方たち、あるいは、担い手と言われる人たちがちょっと実験的に私、やっていただきたいなというふうには思っているんですが、それをやる前に、私らが、漢方薬をあれしているメーカーとちょっと話をして、実践的に対応してやってみたいというものがあまして、聞いたことあるかと思うんですけど、カノコソウという漢方薬があるんです、生薬ですけど。これを今、安曇野市のほうで普及させている経過がありまして、これ、務台先生からのお勧めということもありまして、一応私、申請を、書類を出してありますんで、多分9月中にその申請が通りさえすれば、私のところにその苗が来ることになっていきますので、それをちょっとやりたいと思うんですが。

ここでちょっと、農政課長、お願いですが、ちょっとそのことに対して、手を挙げる農業法人とか、あるいは、個人の方がいたら、村のほうもお金を出せじゃなくて、バックアップする姿勢は持っていただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） ご興味のある、そういう担い手さんがいましたら、村も情報提供から始まりまして、今、安曇野市ではこういうのをやっていますよとか、実は、美麻地区のほうでも今、栽培しているようですので、そういうところへ見に行ったりですとかということはできるかなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） 太谷です。それで、そういう新しい高収益作物をやろうという方たちのために、今、私、お金を出せと言わなかったんですが、何か使える、そういう何ていうんですか、補助金みたいなものがある制度って、高収益作物についてはあるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 多分、苗の補助のことを言っているかと思うんですけど、村では苗の補助というのはないんですけども、例えば農協、JA対応で推奨するようなものがあれば、そういうところで補助というのはいけます。

ただ、今、生薬についてはないかなと思っております。今後の課題かなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 1年、2年と実験的にやってみて、これ、何とかなりそうかなというようなどときには、少し、そういう方たちに補助的な、この苗を購入する費用に充てるとか、そういったような僅かなものでも前向きに検討してもらえることはできますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 今後の課題として捉えさせていただきたいと思えます。すぐに、ここで、できるかどうかというのはまだ分からないんですけど、課題として捉えさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。

少しでも前向きに行政のほうで捉えていただけている姿勢が、今、テレビを御覧いただいている方や志す方たちに少しでも一助になれるような、気持ちが一助になれるようなものになっていけばいいかと思っておりますので、ぜひ、そういうことになりましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど村長は、特にそういう組織を立ち上げるあれはないようなお話、ちょっとされたと思うんですけど、例えば農政課の中だとか、それから、この庁内横断的に、こういうことに興味のある職員の皆さん、そういった方たちや、もしくは、薬草研究班みたいなものを外から呼んできて講習会をすとか、そういったような考えというのは今後お持ちになる気持ちはありますでし

ようか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 庁内でも農業に携わっている方がたくさんいらっしゃいますので、もし、そういう薬草栽培をやってみたいという方がいれば、また、農政課のほうでも少し、何らかのお手伝いはしていきたいなと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。

未知のものみたいな部分がありますので、とても、特に薬草なんて難しいもので、自然に生えているものはもともと原点が漢方薬ですので、私ども、この身の回りにある生薬なんかも含めて、とても量がたくさん取れたり、それで、すぐお金儲けをできるというようなものではありませんので、こつこつとした努力の積み重ねで、食料の安定供給と、それから、こういう医薬品で人の命に関わるようなものを安定的に手に入れるということには、もっともつと私ども研究したり、行政の皆さんからも協力を受けながらやっていければいいなというふうに思っております。ありがとうございました。

それから、農業の担い手と言われる方たちが収益的に希望の持てることが大事だということで、先ほど村長のご答弁頂きましたけども、やはり豊かな生活をするというのは、物質的なものの豊かさだけじゃなくて、この空気のおいしい、この緑豊かな白馬の中で生活をするということが、とても私は精神衛生上もいいことだというふうに思っていますし、そういうところで生きがいを感じて、農業という職を人に与えるということの誇りのようなものを持って携わっていただけたら、この人たちもとてもいいかと思うんです。それに経済的なものがくつついてきたら、もう鬼に金棒だというふうに私は思っていますので、その担い手の方たちが、希望の持てるという意味で少しでも参画していただいたり、あるいは、興味を持って勉強会に参加したりとか、そういったところで、これ、意外と太谷の言ったこと、なんか面白いなというふうに感じてくれる人が一人でも二人でも出てきたら、私は成功だと思っています。そのためには、ちょっと私が実践で、先頭に立って、カノコソウでやってみたいと思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

それから、最後になりますけど、白馬への持続的な移住・定住促進のためにということで、午前中でも同僚議員に対する答弁がございましたけれども、いわゆるポテンシャルの高い長野県でそういう新しい仕事をするということで、先ほどお話ししたように、この白馬村に移住・定住をしたいという人たちは、まず、ここに、正直言って住んでみたいねと思う、それもとても大事な心ですけど、それ以上に大事なのは、やっぱり仕事があることなんです。

この白馬村に住むという希望は、これは緑豊かな、あるいは、冬の雪のすばらしい銀の世界で生活するのが楽しいと思うんですけど、それ以上にやっぱり、生活を成り立っていきなりわいという

ものがきちんとそこに伴っていかないと、私はいけないと思います。

そういう意味では、非常にポテンシャルの高い仕事ですので、すぐ簡単にはいかないと思いますが、徐々に徐々に若い人たちが魅力を感じる仕事……。

議長（太田伸子君） 太谷議員、質問に入っていただきたい。

第7番（太谷修助君） すみません。そういうことで、村は、地域おこし協力隊だとか移住希望カードや、あるいは、ふるさと納税というようなものを使って村を宣伝して移住・定住を促進させていると思うんですが、そういうものも魅力の一つとして受け入れていただければいいと思いますが、もう一度、村長にお伺いします。

そういう若い人たちの移住・定住にも、そういう未来ある仕事も、もう一つそこに加えていってもらえるようなお考えはお持ちになりませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 仕事というところで、今、農業というところの話かと思いますが、やはり農業をすること、特に田舎のほうの景色ですとか、自然に憧れて移住・定住を希望されている方というのは多いという認識がありますので、そういう方たちが、一つ選択肢として農業という産業があることによって、それがきちんとわいになることであれば、それは、非常に移住・定住にもつながりますし、魅力的な地域というところにもつながると思いますので。

先ほども営農者がきちんと食べていけるようになるようにすることが大切というふうにありましたけども、まさに、農業がきちんとした経済的に成り立つ産業になることが大切だと思いますので、その視点から様々な施策を、先ほど申しあげましたこともそうですし、圃場整備もその一つだと思いますけれども、多面的に、農業が経済的にきちんと永続的に続けられるような施策をこれからも続けてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

第7番（太谷修助君） はい、ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第7番（太谷修助君） 太谷です。ありがとうございます。今の村長のお言葉のとおり物事も前に進んでいくことを希望いたします。

それでは、2問目の質問に入ります。

安心安全な食料自給について。

これは、1問目と少し関連するんですが、村長の心意気とか覚悟というものをちょっとお聞きしたくて、こういう質問をさせていただいています。

新型コロナ感染拡大が世界の物資のサプライチェーンを破壊し、医薬品・食料という命に関わるものまで海外生産に依存するリスクが浮き彫りになっています。買占めによる不足の観点から、穀物を中心に輸出規制した国は15か国にもなっています。感染対策の移動規制により労働者不足が

続くと食料不足に陥ると、国連食糧農業機関は言っています。今、効率や安さを競う自由貿易体制が見直されています。

日本は貿易自由化を推進し、農産物輸出大国からの大規模農業と低賃金労働者による安い輸入農産物に依存してきました。その結果、食糧自給率は先進国中最低の37%まで落ち込みました。今後、新たな感染症や気候変動による凶作等が起こるかもしれません。

そこで以下の質問をします。

コロナ禍を機に地域の自給を支え、多様な作物が生産できる自給国家への転換を目指すべきと考えるが、インバウンド需要の多い白馬村として、これらの食料確保に今後どのように取り組んでいられるのか、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目の安心安全な食料自給についてご質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。

令和4年12月議会でも食料自給に関するご質問をいただきましたので、一部答弁が重複するところもありますが、ご了承願います。

国家間の戦略や事情もあるかと思いますが、議員のおっしゃるとおり、日本は農産物を輸入に依存してきたことは事実ですし、農林水産省から公表されているカロリーベース食料自給率は38%と、一般的に見てかなり低いと認識しています。

一方、本村のカロリーベースによる試算では、村内にJAのSPF豚、はくばアルプス農場があることから、93%と非常に高い数値になります。ただし、これはJAの出荷量に基づいた数値を採用していますので高い数値を示しておりますが、あくまで計算上の数値となります。

1つ目のご質問の答弁でも申しましたが、北アルプス地域は古くからの水田単作地帯で、本村は自分の家で作った農産物を自ら食し、お客様に提供し、供出することで観光地として栄えてきました。

近年は、農業後継者、宿泊業後継者の課題、宿泊業形態の変化もあり、農家民宿は減少傾向にあります。これら村の経緯と世界情勢も踏まえ、議会も国へ基盤整備事業の圃場整備における米以外の土地利用型の穀物、麦、大豆等の作付推進を要望していると理解しており、村も町村会を通じて国に対して同様の要望を行なっているところであります。

インバウンドに限らず、訪れたお客様に対して、地域で取れた食材を提供することはすばらしいおもてなしであり、顧客満足向上に加え、地産地消、地域内経済循環の観点からも有益です。そのために、村が取り組むべき大きな課題として、ハード事業では圃場整備等の優良農地の確保、ソフト事業では、人・農地プラン、法定化による地域計画、目標地図策定及び、これに伴う農業振興地域の見直しであると考えます。

また、観光客への提供という意味では、食材を消費するのに見合った数のお客様が通年で一定数

いらっしゃることや、地元食材を使った食事を調理できる人材が適正数いることも必要であり、プロモーションや人材育成といった取組も課題と言えます。

こうした取組の一つ一つが、村の10年後、20年後、さらに、その先を見据えたときの食料確保につながるものと考えております。

以上、太谷議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） この2問目は、村長の覚悟をちょっとお聞きさせていただいたんですが、ちょっと私の求めた答えではなかったのが残念ですが、これは、首長の立場としては、当然、発言でよろしかったと思います。

ただ、不測の事態に陥ったときに、トップの人間は何を考えてどういう行動をしなきゃいけないかということを常に危機管理の中で持っていなきゃいけないと思うんですが、特に食料に関しては、戦争でミサイルを撃ち込むよりも食料を供給してあげないって、その国をコントロールするというのが一番簡単だというのが戦争の戦略の第一歩だそうなんですけども、そんなことにならないようなこの村づくり、国づくりをしていくことに、一自治体の首長として、私はちょっと覚悟を持っていたできたかったのですが、お答えはよろしいかと思います。

その中で一つだけ、私は、この安心安全な食料自給ということについては、今、小学校の学校でもICTを使った授業で、野菜・作物の、子供たちがどうやって作ったらい、どんな水をやったらい、どんな虫いたら、どんなスタイルを取って育てていったらいという、そういうのをシミュレーションしながらICTを使って記録に残しながらやっていくという勉強の何か方法もあるそうなんですけど、私は、この白馬村で生まれ育った子供たちは、学校の授業の中で、小学校の1年生から6年生くらいまでの子供さんはみんないろいろな野菜を作って、種まきから水やって、虫取って、収穫してというところまで身につけたら、外へ出ていっても私、何も怖いものないと思うんですね、この野菜作りができる子供たちというのは、

それで、ちょっとこれ、通告にはありませんけど、教育長、子供たちにそういう野菜作りをやらせるというのはどういうあれでしょうか。教育はとても大事だと思います。ちょっと一言だけお願いします。

議長（太田伸子君） 通告にないですけどよろしいですか。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 小学生における農業作物の授業のカリキュラムの件でよろしいでしょうか。

小学校1・2年生は、生活という教科がございます。その中で、地元の食材について学び、学校の庭を使って野菜を作っております。そのほか、5年生には米作り、4年生も野菜作り、6年生はジャガイモとかサツマイモ、大根、そんなものまで作っておりますので、一般的な野菜づくりになりますけれども、地域と、あるいは農業指導者と、教えてもらいながら、地域の人たちに教えてもらいながら、事業に取り組んでいるのが現状でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。通告に従って質問をしてください。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 通告になくて申し訳ございません。教育長からしっかりお答えいただきました。ありがとうございました。

やはり、最終的には、子供たちは自分の食というのを自分で作れるという部分も、やはり教育の中に持っている、いざというときに必ず役立つと思うんですね。これはもう教育の基本だと思うんですが。そういうことが、この村は、この白馬村に育った子供たちはみんな野菜作りがうまくて、みんなできるんだよという、そういう村になってもいいんじゃないかなというふうに思いますのでね。もし機会があったら、どんどんそういうJAの指導者の方やいろいろな方たちから教えていただいて、学校の土地があれば、あるいは、近くの共有地なんかあったらお借りしてやるというようなことは、ひとつ前向きに考えてもらえたらとてもいいと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月7日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日9月7日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

令和5年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和5年9月7日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和5年第3回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和5年9月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第3回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

第5番加藤ソフィー議員が、産休のため欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は3名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 皆さん、おはようございます。10番、日本共産党、加藤亮輔です。質問については、先に通告してありますので、早速質問させていただきます。今回は2項目です。

最初に、図書館建設について質問します。この図書館建設については、村民の要望が非常に高く、その中で質問するにあたり、おさらいをしたいと思います。この図書館建設の動きを見ますと、13年前、2011年に白馬村図書館基本計画を策定し、その後、2016年に第2次の図書館基本計画を策定、その後、2020年に村図書館複合施設基本計画を策定し、駅の上に建設する建設案が提案されました。

しかし、村民からの支持が得られず撤回、新たに第3次村図書館計画を2021年4月に策定し、2022年にメンバーを一新して、図書館等複合施設検討委員会を再協議、この動きの中で、2023年3月に村図書館等複合施設官民連携調査報告書が提出され、6月に村の図書館協議会で報告がありました。

そこで2点質問します。3月に作成した村図書館等複合施設官民連携調査報告書について、村民への説明が不十分です。村民と情報を共有し、理解を深めるために、図書館等複合施設の検討状況について説明を求めます。

2点目、今後の図書館等複合施設の整備スケジュールを伺います。

以上、2点よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 加藤亮輔議員から図書館建設について、2項目のご質問をいただきましたので、まとめてご答弁申し上げます。

図書館等複合施設につきましては、下川前村長の公約として検討が始まり、これまでにアンケートやワークショップ、有識者会議など様々な形で皆さんのご意見を伺いながら検討を進めてまいりました。昨年度は国土交通省の先導的官民連携支援事業を活用し、図書館等複合施設の官民連携調査を実施いたしました。これまでの検討を基に算出した概算事業費で、PFI等官民連携事業として民間事業者による整備運営が実現し得るかどうか、実績のある業者の意見を聞きながら検討してまいりました。

この調査においては、建築費の高騰も考慮して、令和元年に策定した基本計画から規模を縮小し、延べ床面積を3,000平方メートルとした事業を試算してヒアリングを行なったところ、複数の民間事業者が参入意欲を有していることを把握しましたが、本村が計画する施設の規模では、官民連携によるコストの削減や質の高い公共サービスの提供の期待は薄いという結果になりました。

本年4月以降は、さらに事業者を絞ってヒアリングを進めてまいりました。再ヒアリングでは、村の財政状況を考え、事業費をさらに縮減し、施設規模を2,300平方メートル程度とした事業費を再計算し、ヒアリングを実施いたしました。結果的には、縮減後の面積・事業規模では官民連携としての参入のメリットが少ないため、事業参入は難しいとの回答を得たことから、PFI等、いわゆる官民連携手法による整備・運営を断念することといたしました。

整備の考え方につきましては、図書館等複合施設の実施目標年度を令和9年に設計、令和10年から11年にかけて施設の建設を行ない、令和12年に開館としておりますが、直近の財政状況や実質公債費比率が、単年度におきまして18%近くとなる厳しい状況から、この整備スケジュールを基本としつつも、ここ数年で予定する事業を踏まえた個別施設計画の見直しを行ない、基金の繰入れも加味した財政シミュレーションを行ないましたが、財政上では厳しい状況に変わりなく、現時点では予定する整備年度で実施を判断する結論にはいたりませんでした。

このため、各課における個別施設計画の再度の見直しと、個別事業の財源内訳の精度などを、さらに細かな財政シミュレーションを引き続き行なった上で判断すべきという考えから、精度の高い財政シミュレーションに着手したばかりでございますので、基本線はそのままとしつつ、実施可能年度の判断には、もう少しこの作業と判断の時間を要することをご理解いただきたいと思います。

以上、加藤議員の1つ目の質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも答弁ありがとうございます。図書館についてですけど、やはり村

民の中には非常に期待している方もいます。2年前、木流川沿いで行ないましたイベントに対して、そんなに大きな宣伝もしないのに、若いご夫婦の方とか子ども連れとか、たくさんの方が集まりました。それ以外にも、下川村長のときからもう十何年も経つということです。

今の図書館について、私も利用することはありますけど、ゆっくり新聞を広げて読むようなスペースはないというような感じです。お金がないということで、少し先送りしたいというような答弁の内容でしたけれども、やはりもう少し計画的に基金を貯める。それからもう一つは、公債費というんですか、借金をすると言おうか、図書館というのは、当然、50年以上は使う建物です。

そうすれば、今現在生きている人たちだけが負担するのではなくて、その後の人たちも応分に負担するような感じで借金も計画するというような形で、ここでお金がないから先送りするから、もうちょっと待ってくれというだけじゃなくて、将来に希望を持てるような、図書館に期待を寄せていた村民に対しても納得できるような、今後の話合いを行なっていただきたいと思います。これは私からの要望ですし、ここでこの後質問しても、これ以上の答えは出ませんので。これで終わります。よろしくお願ひします。

では続いて、2問目の質問に移ります。生活支援事業を積極的に広報し、活用することについて。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、旅行気分が高まる中、村内への観光客も増加傾向を感じます。一方、全国の暮らしの状況を見ますと、今年の春闘は正社員の賃上げ率は平均3.58%で、前年より1.51ポイント増え、30年ぶりの高水準となり、景気の回復傾向を伝える新聞報道が多く見られました。

しかしその後の動きを見ますと、総務省の7月の全国消費者物価指数は23か月連続の上昇で、前年同月比3.1%の上昇、また厚労省の8月発表の毎月勤労統計調査では、実質賃金が1.6%減で、15か月連続マイナス、物価の上昇にも追いついていない状態です。今後もガソリンをはじめ諸物価の高騰が続き、厳しいとの見通しです。このような不安定な時代がまだまだ続きそうです。そういう不安定な状態を安心して暮らせるように、また失敗しても再挑戦できるように、生活支援策が用意されています。しかし、うまくこの支援策が活用されていないと思います。まず村の生活状況を確認し、生活支援策を学んで、利用できるように、6問質問します。

1、2019年、21年、23年の白馬村での生活保護制度利用世帯及び人数はどれだけですか。また、就学援助金制度利用の小学校・中学校の人数は何人でしょうか。

2番目、村内の自営業者もコロナ禍の中、店と生活を守るために苦勞されたと思います。その生活支援策として生活福祉資金制度を利用されたと思いますが、村内での利用者の件数を伺います。

3番目、厚労省が発表した国民生活基礎調査を見ますと、2021年、1世帯当たりの平均所得は545万7,000円、所得の中央値は423万円で、その等価可処分所得の約半分の127万円が貧困線と算出しています。村内では、この127万円未満は何世帯か、伺います。

4番目、子どもの貧困対策の推進に関する法律が2013年に成立し、2019年に改正しまし

た。主な改正点は、第1に子どもの将来のみならず、現在も改善することを明記しました。第2に子どもの意見を尊重する、第3に市区町村も子どもの貧困対策計画策定の努力義務です。2019年の改正から5年が経過しました。白馬村の子どもの貧困対策計画の進捗状況を伺います。

5番目、外国人就労者、アルバイトを除いた、昨年度の国民健康保険税の納入遅れ者の人数、滞納者数、金額及びその滞納相談に伺った人の人数を伺います。

6番目、生活困窮者自立支援制度の子ども支援の内容と、利用方法及び周知の仕方を伺います。

以上6問、よろしく申し上げます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。それでは加藤亮輔議員から、生活支援事業の積極的な広報と活用について、6項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、生活保護制度利用世帯と就学援助金制度利用の児童生徒数について、答弁いたします。

生活保護費、受給人数でございますが、町村単位の公表はされておりませんので、池田町、松川村、白馬村、小谷村の北安曇管内4町村の受給人数を回答させていただきます。

いずれも、3月31日現在の年度末の数値ですが、2019年度が96名で80世帯、2021年度が95名で81世帯、2023年度は、まだ公表されておりませんが、2022年度の数値ですと、105名で91世帯と、2021年度に比べ10名、10世帯増加している状況でございます。

次に、就学援助費を利用した児童生徒の数ですが、2019年度は児童49名、生徒26名で合計75名、2021年度は児童54名、生徒29名で合計83名、2023年度は9月現在の数値でお答えしますと、児童43名、生徒28名で合計71名であります。

次に、2点目のコロナ禍の生活支援策として生活福祉資金制度の利用件数ですが、長野県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付等を行なう生活福祉資金制度を実施しております。その中で、新型コロナウイルス感染症の影響により生活にお困りの方を対象に実施された貸付制度が特例貸付です。この特例貸付には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に貸付を行なう緊急小口資金と、新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯へ、生活再建までの間に必要な生活費用をお貸しする総合支援資金がございます。

白馬村の緊急小口資金の利用件数は、2020年度が99件、2021年度が35件、2022年度が4件です。総合支援資金の利用件数は、2020年度が98件、2021年度が77件、2022年度は3件の利用がございました。

次に、3点目のご質問であります。所得額が127万円未満の世帯数についてお答えいたします。

本年7月4日に、令和4年国民生活基礎調査の概要が厚生労働省から公表されました。その

14ページに記載されております貧困率の状況において、等価可処分所得の中央値の半分の値を貧困線とし、令和3年の金額は127万円と記載されております。この貧困線を算出する基礎数値となる等価可処分所得とは、所得額から所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課、及び社会保険料を差し引いた可処分所得、いわゆる手取り額に相当する額を世帯人員の平方根で割った数値であり、統計学的な数字であります。

ご質問の白馬村における所得額が127万円未満の世帯数ですが、等価可処分所得を抽出することは不可能であります。抽出できる数値は、給与所得者、年金所得者については、法定の給与所得控除後、公的年金所得算出後の所得、そして事業収入がある方については、諸経費を差し引いた後の所得のみとなります。よって、国民生活基礎調査という貧困線の127万円とは、乖離した数値となってしまいます。先ほど申し上げました計算をせずに、令和4年分申告データから単純に抽出した所得額127万円未満の世帯数は、1,757世帯となります。

次に、4点目の子どもの貧困対策計画策定の進捗状況につきましてお答えします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定される、子どもの貧困対策についての市町村計画の策定は努力義務でありますことから、本村では策定しておりません。しかしながら、上位計画であります国の子どもの貧困対策に関する大綱や、長野県子ども・若者支援総合計画では、子どもの貧困対策における重点施策として、教育支援では幼児教育の無償化、生活の安定に資するための支援では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や保育所の確保、困難を抱える子どもに対する進路選択や就労支援、経済的支援では児童手当や児童扶養手当などが掲げられておりますので、現在、子育て支援課や教育課で行なっている施策そのものが、子どもの貧困対策にもつながっているものであります。今後も、将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことのない社会に向けて、本村の子育て支援を進めてまいりたい所存であります。

次に、5点目のご質問であります。令和4年度の国民健康保険税における外国人就労者を除く、納入遅れ者数、滞納者数、滞納額、納税相談者数についてお答えいたします。

初めに、国民健康保険税の普通徴収の納付期数ですが、6月から翌年3月までの10期となっております。ご質問の、納付が遅れた納税者数についてですが、国民健康保険税の各納期限の到来後、20日以内に納付がない納税者に対して督促状を発しております。督促状の10期累計の発送数は1,674件で、実人数では412名となります。

次に、滞納者と滞納額についてですが、令和4年度課税分の滞納者数は61名で、令和5年度へ繰り越した滞納額は311万1,604円となり、また令和3年度以前分については滞納者数が41名、滞納繰越額は872万6,984円となります。

次に、納税相談を行なった人数は21名で、相談内容としては、分納に関するものが11名、病气等により納付が困難になったことによる徴収の猶予に関するものが3名、滞納額が多い納税者を対象とした個別相談が7名となります。なお、国民健康保険税のみ滞納している方の相談者は2名

で、相談内容は分納に関するものでした。

最後に、6点目の生活困窮者自立支援制度の子ども支援の内容と利用方法及び周知の仕方についてお答えします。

生活困窮者自立支援制度は、様々な困難を抱えて困窮している方に対して、相談拠点において専門の相談員が相談に応じ、解決のお手伝いをしています。本村では、大町市社会福祉協議会の中にある生活就労支援センター、通称まいさぼ大町が相談窓口として対応しておりますので、相談内容によりご紹介し、村も連携して解決への支援をしております。

まいさぼ大町では、子どもから高齢者に対応して、食料支援や生理用品等の支給、就職支援や就業体験、住宅確保の支援、債務整理など様々な支援を関係機関と連携して支えています。周知の方法につきましては、個別案内のほか、子育て支援課にパンフレットを置いてあり、加えて白馬村子育てガイドブックにも掲載しております。

以上、加藤議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今答弁をいただきました。引き続いて再質問させていただきます。まず最初に、今、生活保護のこと、就学援助制度のこと、それから生活福祉資金及び貧困線のこと、国民健康保険の納入の問題という5点についてお聞きしました。それぞれ数字があります。これをほかの自治体と見比べてどうこうするところまで、この場ではすぐできません、私も。

全体的に見まして、この数値に対して各部署の方たちが、自分の村及び情報を集めた周り近所の方々の生活の状況なども鑑みて、この白馬村の、先ほど報告がありました貧困線127万円が1,123の世帯があったというような感じでありますけど、ほかの大北管内と比べた場合、この2年前、3年前の数字でもいいんですけども、比べた場合、白馬村は平均なのか、平均より劣っているのか、平均をクリアしているのか、その辺の判断などは、これは、もし答えられる方がいましたら、その辺の状況をお知らせ願います。まず答弁願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 大北管内との比較ということでご質問ありましたので、お答えいたします。

過去に遡りましても、今回のご質問いただいた統計調査に基づく貧困線について、大北管内との対比ということは一切したことはございませんので、お答えする数値を持っていませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤委員。

第10番（加藤亮輔君） では続いて質問、確かに難しい答弁だと思いますけれども、また必要な数値だと思います。

次に、今度は健康福祉課長にお聞きしますが、村内の暮らしの状況を知る、それから困り事や悩み事を聞くなどの話し合いを、村の中には民生委員とか児童委員の方がいらっしゃいます。そういう方々と、そういう先ほど言いました暮らし向きについての意見交換などを行なっているかどうか。また、ほかの方法で村内の暮らし向きを調査しているようなことがありましたら、併せて報告願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） ただいまの加藤議員のご質問に対してお答えをさせていただきます。

児童民生委員さんとの意見交換についてですが、民生委員会を月に1回、月初めに開催をしております。その中で各地区の民生委員さんのほうから日頃の訪問活動ですとか、相談活動の中から上がってきた内容につきまして、情報提供をいただく機会を設けております。また、その中でほかの民生委員さんたちと意見交換を交わしながら、実際には行なっているのが1点です。

あと、白馬村の中で相談窓口として大きな役割を担っているのは、特に高齢者部分におきましては、白馬村地域包括支援センターになろうかと思っております。そちらのほうには社会福祉士等が配置されておりまして、日々訪問活動を行なっておりますので、そのような中で、経済的な面も含めて確認をしたり、相談をしたりということを進めております。

そのほか、心配事相談ですとか行政相談、そういったほかの課のほうで実施している相談事もございますが、そのような中で了解が得られた場合については、健康福祉課の福祉係のほうにつないでいただいたりですとか、あとまたほかの水道料を滞納されている方などで、すごく気になるような方がいらっしゃったような場合ですとか、そういった情報を庁内の中でも意見交換をしたり、情報交換をするといった場面も実際にはございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 細かいところまではなかなか難しいかなというような感じで、私は受けました。ほかの自治体及び県などがどういふふう調査しているかということ、インターネットとかそういうものをホームページ等を使って、各自治体を調べてみたんですけども、特に参考になるなと思ったのは、長野県が小学校1年生から高校2年生までを対象に、子どもと子育て家庭の生活実態調査というのを実施しています。これは5年ごとに実施しているものです。この2024年、それから2019年のものが、今、県のホームページに載っています。

この中に、子どもの生活や貧困、教育、健康など多岐にわたって調査したやつが、いろいろクロス集計したり、それからまた長野県は広いですから地域分析、大北は大北で分析されたものも載っています。こういうものを見比べる。それから調査というのは一番重要だと思うんですけども、やはり健康福祉課でも3年に一遍か、そこらのサイクルで実態調査を始めたほうが、私はいいと思います。そのデータがやっぱり村づくりの基本になりますから、ぜひともそういうことを研究して

いただきたいと思います。

担当の健康福祉課のほうとしては、そういう考えがあるのかなのか、ちょっとそこを簡単な答弁で結構ですから、お答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 実態調査についてですが、高齢者につきましては、介護保険の計画策定に基づきまして、改めて次の計画を策定する際に実態調査をしております。その中で、生活に関する項目も幾つか入っているところではございますが、踏み込んだ形での生活、経済的な面ですとか、そういった生活面まで踏み込んだ内容とはなっておりませんので。またそのような生活実態の調査をやるかどうかについても含め、また検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） よろしくお願ひします。

次にですけど、健康福祉課だけでなく、全体的に調査をしなければ、本当の意味の村民の生活を把握することは非常に難しいと思うんです。総務課長にもお聞きしますが、総務課長は今までのいろいろ答弁している中で、いろいろ物知りというか、そういうことを感じています。私も先ほどの質問の中でいろんな調査をちょっと挙げましたが、こういう厚労省が、貧困率とか所得の調査のために国民生活基礎調査をやっているとか、生活費保護者調査をやっている、毎月勤労統計調査をやっている、人口動態統計調査もやっている。内閣府は、高齢社会白書を毎年やっている。男女共同参画白書も出している。

それからまた、総務省は家計調査報告もやっている。それから、統計から見た我が国の高齢者の実態の調査もやっている。文科省は、子どもの学習調査をやっています。それから政策金融公庫は、教育費の負担の実態調査もやっている。それから、国税庁は民間給与の実態調査などもやっている。それ以外にもまだまだあると思います。それからまた、経済センサスもあれば、農業センサスもある。

こういうものが、僕が調べるよりもっと的確に役場の職員の方は収集もできると思いますし、その辺は慣れていると思います。そういうものを使いながら、やはりデータを集めていくと。足りないところは、さっきちょっと提案しましたように、村独自で調査をして、村の一般財源でやるというような形でやらなければ、いつまでたっても4市村、近隣の比較、それから長野県の比較なんていうものがずっとできないと思うんです。だからそういうことを、ちょっとここ、総務課長、研究する。それからまた、そういうことをやっていくような必要性の有無について、ちょっと答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁いたします。

我々の自分が担当している事務につきましては、そういった統計の結果というものは、関係省庁なり県を通じて手元に来るわけですが、それ以外のものを目にするのはなかなかございません。ただ、長野県の統計局のほうで、いわゆる指定統計と言われるものにつきましては、県のホームページで全て公表しておりますので、全国の平均、あるいは県別の平均、ものによっては各市町村ごとというような結果も出ております。

自分の業務の中で他の業務と関連するようなところ、そういったところは問題意識を広く持って、ほかのところを見してみる。あるいは、庁内全体に関係するものにつきましては、課長会議のほうに議題等を提案していただいて、みんなで議論していく。そういった職員の、常に村民のために自分たちはやっているんだと、そういう意識を高く持ってやっていくためには、今加藤議員がおっしゃったようなところというのは非常に大切なところだと思います。

統計というのは統計学という学問になっておりますように、それを使っていかないと意味がないというところもありますので、今後、今の加藤議員のご質問を機会に、改めてそういったことを職員のほうにも伝えていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） よろしく申し上げます。

次に、貧困対策計画についてですけど、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条に、地方公共団体は基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該当地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。9条の2には、市町村は大綱を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。努力義務というふうに定義されています。

それに沿って、県下でも市の自治体というか、市は大部分が策定しています。それで町村でも、南木曾町などは、令和2年にもう策定済みです。村も、この貧困問題、子どもの学習問題などについては、非常に重要な問題という捉え方も、きっと村もしていると思うんです。やはり、村を今後ともつくっていくために、子どもの環境を良くするという意味合いも込めて、子どもの貧困対策計画を私は策定すべきだと思いますが、村長、どのようにお考えしますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私も今年予算の中では、子育て支援というところを3本柱の1つにさせていただいておりますので、子育てに対する貧困問題を含めて、様々な対策をしていきたいというふうには考えておまして、その中で推進に関する法律の中で、努力義務になっているものである計画の策定についてですけども、私、南木曾町のものをまだ拝見したことがないんですが、他自治体のものを参考にする中で、それを策定したほうがより村民の利益に資するというのであれば、それは策定すべきであるというふうに考えますので、もちろん限られた人材と時間ということもあ

りますけれども、そういったことも考慮した中でより村民の利益に資するというのであれば、策定していくことを検討したいというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） よろしくお願ひします。

続いて質問します。この法律の支援内容として、就学とか学資援助、学習支援などの教育支援、それから生活相談、社会との交流などの生活支援、それから就労支援、それから経済的支援などが決められています。資料を皆さんにもお渡ししましたけれども、新聞にも載っていますけれども、この深空で時々実施をしていることを聞いています。子ども食堂のことですけれども、白馬村でも、やはりこの夏休みというのは給食がなくて非常に大変だということも、片方で指摘されています。

この白馬村での子ども食堂の支援及び開催、利用状況はどうだったのか、答弁をお願いしたいと思います。これは子育て支援課、よろしくお願ひします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 子ども食堂についてお答えいたします。

子ども食堂は、加藤議員のおっしゃるとおり深空地区で、村民の有志の方が五、六年前からやっていたいております。開催につきましてはおおむね月に1回行なっておりまして、貧困とか生活困窮だけの目的ではなくて、白馬村の場合は子どもの交流ですとか、居場所というところも含めて実施していただいております。コロナの間もお弁当にして、配布するなどのやり方でやっていたいております。村としての支援は、開催についての周知のお手伝い、それから材料費につきましては村のほうで支援させていただいております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、今度は今の資料の新聞の下のところに、学習支援について、これはノルウェービレッジで学習支援を行なっているボランティアの記事が掲載されておりました。この貧困の連鎖というか、大きな問題として取り上げられて、夏休みが特に学習の遅れが出るきっかけにもなると。そこでこのボランティアの方々が、そういうことも考えながら活動していると思うんです。

村としても、こういう学習支援、もちろん塾とかそういうものはたくさんあるんですけども、なかなかそこへ行けない家庭の方々たちの学習支援などは、どのように考えているのか。もし学習支援についての事業計画というかそういうものがあれば、教えてください。お願ひします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） ただいまのご質問についての部分については、村として今のところ計画はございません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 先ほども言いましたけれども、やはり学習の遅れが貧困を次々に連鎖していくと。学習の遅れから、もちろん友達関係とか、そういうものももちろんあるんですけども、それがきっかけでちょっと学校へ行きそびれるとか、クラスの中で浮き上がるとか、そういうことの一番基礎になるかなというふうに思っていますから、やはりみんなが学習して、高い教養と知識の下で仕事ができるような状態をつくっていく、小中学校はその基礎になりますから、ぜひともその対応については目配り、心配りをお願いしたいと思います。

次に、ちょっとデータについて次の質問をやるものですから、データについて伺いますけれども、資料の1、2、3と書いてある国民生活基礎調査のところをちょっと見ていただきたいと思います。これは、右の大きい表は国民生活基礎調査が世帯別所得金額別の表です。これで一番上が50万円未満の方が相対度数分でいくと0.7%というようなことで、見ていただければいいと思います。50万から100万は4.7%というふうに見てください。

それから右の図は、白馬村の税務課からいただいた表です。ここに2011年のところの33万円未満は26.8%、それから33万から100万未満のところは9.5%というふうに見てください。その2つの表を比べたのが下の表です。これで100万円未満のところは、国では5.4%、それから白馬村では36.3%という、もう桁違いの比率になるんですけども、前にも担当課の課長にお伺いしたら、白馬村は自営業者が多いから、こういう結果になるんですというふうには言われたんですけども、ただそれだけではちょっと納得できないものですから、あえてちょっと質問させていただきます。

この30%以上違う原因は自営業者だからという以外に、何か原因がおりかどうか。これはどちらがいいかな、副村長のほうから答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、個人事業者が多いということは、大きな要素ではあるというふうに理解をしております。まず白馬村の産業形態とすれば、観光地ということもありまして、第3次産業に就労している方が非常に多いというのは、ご承知のとおりかと思えます。

先ほどの村長答弁にもございましたとおり、給与所得についてはそれぞれの控除後の所得額、年金所得につきましては公的年金の控除後の所得というふうになりますと、事業をなされている方というのはいわゆる控除後の所得、右ですね、いわゆる手取りの部分という計算で、それ以外の内容がちょっと掌握できないという部分がございます。

当然、兼業の農業等をやっている方も、申告時には農業赤で申告するというケースもございますし、年金所得者につきましては、いわゆる厚生年金の2回部分がなく、国民年金のみという方もいれば、やはり額的には下がるのかなという見方をしております。

先ほどの近隣というお話もございましたが、これが著しく白馬村が突出しているのか、自治体とすれば累計別の自治体というのがあります。産業形態として第3次産業を主産業としていらしている自治体が白馬村と同様であれば、観光産業に従事している自治体とすれば、統計学的にはこのような傾向になるというのは伺えると思いますので、そこら辺は解析も含めて、作業には入らせていただきたいと思いますが、おおむね過去において担当課長が説明した内容を、若干補足をさせて説明をさせていただきました。

以上となります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと6分です。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） あと6分ですから、いろいろ実態を明らかにするというか、自分も知るためにいろいろ込み入った質問をしました。課長のほうに込み入った答弁をさせて、どうも申し訳ないとは思っているんですけども、やはり具体的な数字をつかまな、なかなか実態が見えてこないものですから、そういう質問にさせていただきました。

あと5分ぐらいということですから、ちょっとここで私の思いと、それからこういうことも参考にしたらということで、ちょっと発言させていただきます。子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育てる環境づくりを目指して、子育て応援宣言を行なっている岡山県の奈義町の町づくりを紹介します。この奈義町は、合計特殊出生率が全国一の2.95です。白馬村は1.15ですから、2倍以上です。異次元の少子化対策を発表した岸田総理も見学に行き、テレビにも放映されました。

その町なんですけれども、その町の町長及び、ここ実は私と同じ共産党の議員で8期30年以上議員をやっている人が、ちょっと名物の議員がいるんですけども、その人の手記などを読んだところ、やっぱり町民に寄り添った子育て支援策を、次から次へと地道にやっている。例えば子どもの誕生祝い金として10万円支給するとか、小中学校の教材を無償にするとか、子どもの医療費は高校まで無料、子どもの学校の給食費は半額、家庭で育児する人は3歳まで月1万5,000円とか。

それから高校就学支援金を月2万円支給、それから第2子の子どもの保育料、幼稚園は半額、3子以降は無料、それから不育治療は年額30万円、不妊治療については20万まで負担する。それから奨学金の育営資金についても60万円までは貸与して、高校卒業した後、大学卒業した後、奈義町に居住をすれば全額免除にするとか。何かほかにもまだまだたくさんの施策があります。そういう施策をコツコツとやってきたことが、結果的には2.95という出生率に結びついたというふうに言っています。

だから白馬村もいろいろやらなければならない。それからまた観光産業を盛り立てるために、投資せねばならない事業もありますけど、やはりそこに生きている村民の生活をきちっと守っていく、村民に寄り添った政策を、これはもうコツコツと絶対に止まることなく続けることが、私は非常に

重要かなど。それがやはり後々15年、20年経てば大きな財産になると思いますので、一度、奈義町の事業計画など、それから政策などを見て、村づくりの今後の参考にしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

第6番（尾川耕君） 第6番尾川です。よろしくお願いします。今回、ちょっとボリューミーなので、すぐに始めたいと思います。まずは、住民と観光客の目線で考える防災・減災への対策です。3月の同僚議員の一般質問に引き続き、地域防災関係への質問を行ないます。この夏、沖縄・奄美地方での台風、大雨により旅行者が数日間にわたり帰宅困難になった状況や、日本各地で今年も起こった水害、8月に起きたハワイマウイ島での山火事、町の大火災、8月26日の報道では115名が死亡、行方不明が388人の実名を公表し、情報提供を呼びかけていたそうです。

また、2019年の千曲川の氾濫、2016年の糸魚川市での大規模火災、2018年に北海道胆振東部を襲った、最大震度7で引き起こされた北海道全域の停電、ブラックアウト、そして2014年の神城断層地震など、気候変動による気象災害の激甚化や頻発化、いつ起こるか分からない地震や火災など、近年ますます防災・減災への対策が必要となってきています。そこで、外国人を含め、多くの観光客が訪れ、通年観光を目指している白馬村において、住民と観光客の目線で防災・減災への対策を伺います。

1、新型コロナウイルスの感染症の影響で止まっていた、災害時住民支え合いマップの更新状況はいかがでしょうか。

2、自主防災組織に所属する世帯数、人口は村内全世帯人口の何%をカバーしているでしょうか。

3、2年前に策定した白馬村観光防災マニュアルは、今までどのように周知、普及活動を行っていたのか。

4、長時間停電が続くときの避難所等で電源確保はできているのか。

5、観光局、観光協会、商工会に所属していない宿泊事業者を把握しているのか。把握している場合は何件あり、宿泊収容人数は合計何人なのか。

6、外国人に人気が高い、貸し別荘タイプやアパートメントタイプの宿泊施設の多くは、管理者が常駐していないと思われます。そのようなタイプの施設では、誰が避難誘導などを行なうのか。

以上、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 尾川議員から、住民と観光客の目線で考える防災・減災への対策について、6項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、災害時住民支え合いマップの更新状況についてのご質問ですが、平成22年度から作成に取り組んでおりますが、地区役員や民生委員の方々などのご協力により、ようやく全30地区に作成していただくことができました。また、地区の役員も交代されましたので、7月7日に研修会を開催し、災害時住民支え合いマップの有効性について学んだり、実際に作成していただく実習を行ないました。

次に、2点目の、自主防災組織に所属する世帯数・人口は、村内全世帯の何%をカバーするのか、とのご質問ですが、現在、白馬村で自主防災組織を組織している行政区は、全30地区のうち27地区となっております。総務課で調査しましたところ、この27地区で、令和4年10月時点において、行政区に加入している世帯数は2,558世帯で、加入世帯数から推定される人口は5,174人でした。

令和4年10月時点での住民登録世帯数は3,864世帯、人口は8,404人であり、そこから計算しますと、自主防災組織に所属する世帯は、白馬村の全世帯数の約66.2%、人口は白馬村全人口の約61.6%となります。ただし、この行政区加入世帯数は、あくまで各地区で把握している数字であり、実際の住民登録上の世帯数とは基準が異なりますので、その点はご了承をお願いします。

次に、3点目の、白馬村観光防災マニュアルの周知・普及活動についてですが、白馬村観光防災マニュアルは令和2年3月に策定したもので、同年4月以降に観光事業者に対する周知を経て、観光防災訓練を実施しながら災害発生時の対応を確認し、さらに訓練を通じてマニュアルの改善もしていくことを計画していましたが、同時期から新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、それに伴う様々な制約がありましたので、周知活動を計画どおりに進めることはできませんでした。

現時点では、白馬村行政ホームページにマニュアルを掲載するに留まっているのが実情でありますので、コロナが5類に移行したことから、今後、当初の計画内容を進められるよう再度取り組んでまいります。

次に、4点目の、長時間停電が続くときの避難所等での電源確保は、とのご質問ですが、現在、村で防災用として使用できる非常用電源は、小型発電機が3機、PHEV公用車が1台がございます。一方で村が指定している避難所は14か所あり、長時間停電が続いた場合の避難所での電源確保は十分ではないのが現状です。今後、非常用電源等防災備品の配備を計画的に検討していきたいと考えているほか、現実的に長期間の停電が発生した場合には、災害協定に基づき、中部電力と連携しながら、災害拠点への迅速な電力復旧に努めたいと考えております。

次に、5点目の、観光局・観光協会・商工会に所属していない宿泊事業者の把握についてに関す

のご質問であります。村内宿泊事業者につきましては、様々な情報を照らし合わせ、整理して把握していますが、宿泊施設数と宿泊収容人数までは把握しておりません。

ただ、旅館業法の許可を受けている宿泊施設は把握しており、その数は1,034であります。中には旅館業の営業を廃止している施設も含まれており、営業している施設数とは異なるため、現在、その精査を行なっているところであります。今後、防災やマーケティング等の観点からも、宿泊施設数や宿泊収容人数はできる限り、正確な数値を把握できるよう、努力してまいりたいと思います。

最後に、管理者が常駐していないと思われるタイプの施設では、誰が避難誘導などを行なうか、とのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、近年、貸し別荘タイプやアパートメントタイプの宿泊施設は、長期滞在客や外国人観光客に人気で、数多くの宿泊客がある一方、玄関の暗証番号キーの導入やインターネットによる予約の普及により、管理人が常駐していない施設も多く、何かトラブルが発生した場合の対応については、どこに連絡を取ればいいのか、対応に苦慮するケースが発生しています。

特に、緊急災害が発生した場合の対応については、私も懸念しているところで、現実的には地域住民と同じく、消防団等により宿泊客を避難誘導していくことになるのではないかと思います。また、避難誘導に向けて、インターネットを活用した情報発信も有効と考えており、観光庁が監修した災害時情報提供アプリ、セーフティチップスを予約時に宿泊客へ周知するよう宿泊業者に依頼したり、実際に災害が発生した場合には、外国人向けに村SNSや白馬村防災ナビ、村ホームページによる避難情報の積極的な発信が必要と考えます。

以上、尾川議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありますか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 答弁ありがとうございます。まず、大地震が起きたと、皆さん想像してみてください。観光防災マニュアルの中でも、最大震度7の地震が起きて、それを想定して対策をつくってくださいと書かれています。また、各課にある地域防災計画、こういうごっつい本というか、冊子ですね、それにも書かれています。その中身の震総17ページに書いてあるんですけども、糸魚川構造線断層地帯地震というのが発生して、これを全体で揺れちゃうと、マグニチュードは8.5。白馬村で最大震度が7、全壊の家屋370、半壊が1,540というような数値が想定されています。これは、冬の18時という数値を計算しているらしいというような情報が載っております。

地震が起きた、建物が倒壊した、けがをした、家具の下敷きになった、停電で真っ暗になった、火災が発生した、自力で避難できる人、近所の人の救出で助けられる人、自力で避難や対応が困難になる人、車椅子や障がいを持った方、乳幼児や妊婦さん、貸しコテージもガラスが割れて、家具が倒れ、孤立する外国人や日本人がたくさんいます。そして、行政区への加入率が悪い地区もある

ので、どこでどんな人が住んでいるのか分からず、火災発生時の混乱を抑えるためにも、支え合いマップの強化や要支援者の名簿を活用すべきだと感じております。ごめんなさい、失礼しました。飛んじやいました。

白馬村は特殊な地域です。冬の繁忙期は8,400人ほどの住民と、それに加え、正確なデータは持ち合わせていませんが、倍以上、1.5から2万人の観光客が村内に在住していると考えられます。

そこで質問です。村の観光防災マニュアルでは、帰宅困難観光者数として5,000人という数字が書かれております。これは公共交通機関を利用して白馬に来た人と、外国人客の全てとして推計しているそうです。伺いますが、冬の繁忙期の日中に、何人の観光客がいると想定しますか。この僕が想定した1.5万人とか2万人というのは、大体正しいのでしょうか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

観光防災マニュアルでは、議員おっしゃるとおり、帰宅困難者として最大で5,000人いるのではないかというふうに想定しております。その前提としまして、公共交通機関を利用して白馬村を訪れた方と、外国人観光客数の全てを合わせますと、5,000人というような推計であります。その時期は、2月を想定して算出したものであります。その元数となるものにつきましては、大体1万人から1万5,000人ですので、先ほど尾川議員がおっしゃっていた1万5,000人から2万人、近いところがあるのかなというふうに感じます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。1万5,000人前後はいるんじゃないかということです。そのときに本当に災害が起こりました。住民と観光客、外から来た従業員もいます。1.5万人以上の人たちが一斉に右往左往するわけです。大惨事です。白馬に住む私たち住人や行政職員、自治会、自主防災組織、観光協会、観光事業者等々の組織が一気に防災対策を始めないといけません。もちろん、観光客自身はパニックに陥らないように、冷静に行動を起こしてもらわないと困ります。

まずは住民の対応、災害時住民支え合いマップに関しての追加質問をいたします。村の避難支援プラン、平成21年につくりました——では、要支援者の登録に手上げ方式、同意方式を採用しているようですが、該当者にどのように申告し、促していますか。また、該当者の割合は何%ぐらいですか。想定する全数から申請者は何%ぐらいでしょうか。また、地区の隔たりはありますでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） 尾川議員の質問に対して回答させていただきます。白馬村のほうで

は、災害時に1人では支援が困難な方が、支援の援助を希望する方が手上げをして、台帳に登録する制度がございます。独り暮らしの高齢者ですとか高齢者世帯、要介護の重度な要介護3から5までの認定を受けている方や、障がい者手帳の級数によって基礎名簿を作成しております、その中から支援を希望する方が手上げ方式で、登録の申請書を村のほうに提出いただくことになっております。

令和5年の6月末時点で、この申請制度に申請をされている方につきましては38名です。対象と予測される方というのは、基本的には今、住民基本台帳ですとか、あとそれぞれ認定を受けている方の名簿、身体障がい者や精神障がい者等といった障がいの認定を受けている方、そういったものを基に割り出している対象者を見ますと、1,941人という形になります。

ただし、この中には住民基本台帳上、高齢者という扱いにはなっていますが、世帯の中で世帯分離をしていたり、すぐ同じ敷地内やお隣に家族が住んでいるという方もいらっしゃいますので、高齢者につきましては民生委員にお願いをしまして、実態を把握していただき、真の必要な方というのを名簿としてまたお出しいただくよう、今、ご依頼をお願いしているところです。

支え合いマップにつきましては、先ほど、村長の答弁の中にもございましたように、全地区の方に作成をできていたところですので、先日の住民支え合いマップの研修会の際に、地区の区長をはじめとする地区の役員の方、また民生委員さんも一緒に参加をしていただいておりますので、その際に、この制度についてももう一度周知をさせていただき、地区の中で支え合いマップを作成したときに支援が必要だと思われる方のところに、またこの制度のご案内をしていただいたり、また、申請の用紙を記入していただいたりする際のご協力をお願い申し上げたところでございます。

そのほか、要介護支援者につきましては、それぞれケアマネジャーがついておりますので、ケアマネ会議というのが毎月開催をされておりますので、そちらのほうで必要とされる方がいましたら、ぜひお声かけをお願いしたいということ、協力をいただいているところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 丁寧な説明ありがとうございます。だけどやはり登録者が少ない、全体の割合からしては少ないというふうには、やはり感じざるを得ません。

そこで次の質問です。支え合いマップをつくるときに、各地でつくると思うんですけども、7月7日にやられて、区に持ち帰ってまたつくられると思うんですけども、そのときに、要支援者の名簿、この申請された名簿というのは活用しているのでしょうか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） お答えします。

7月7日に行なわれました災害時住民支え合いマップの研修会につきましては、まず研修会の中で支え合いマップというものはどういうものかということをご理解いただくための研修と、またそ

のマップをどのようにつくったらいいか、更新していったらいいかということの研修会を主として行なっておりますので、その際には全く個人名が入っていない住宅地図を基礎に研修会をさせていただきます。

その研修会で学んだ内容を各自地域のほうに持ち帰っていただいて、手元にあるマップのほうを更新していただくという形で進めております。ですので、今回の研修会の際には、実際に村のほうで手上げをしていただいた38名については、名簿としては提出をしておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。やはり手上げしていただいた名簿を使っていないということです。せっかくつくった名簿なんで、結局は本人が了解を得て、地区の人に知らせてもいいよというふうに、わざわざ了解を得たための資料、名簿なんだけど、それを使っていないということはちょっともったいないなと思います。

行政区への加入率が悪い地区もあるので、どこでどんな人が住んでいるか分からず、災害の発生時の混乱を抑えるためにも、支え合いマップの強化や要支援者の名簿を活用すべきだと思います。特に、後でも言及しますが、宿泊施設が多いエリア、行政区への加入率が低く、それに伴い自主防災組織の機能も低いと考えられます。そんな地区で住んでいる要支援者、独り暮らしの高齢の方や高齢化の世帯、車椅子の方など、そういう方が住んでいる、いわゆる本当に支援が必要な人をしっかり支えるためにも、支え合いマップをしっかりとつくっていかないといけないと思います。地域の方が一丸となって助け合うことをする仕組みをつくらないといけないと考えます。

観光客がとても多い村なので、まずは地域住民がしっかりと災害対策でできる体制をつくっておくべきではないでしょうか。白馬村は、民宿発祥の地と呼ばれています。小さな家族経営の宿泊施設が多数あり、多くの人々が観光業に従事しておられます。地域住民でもあり、観光客を支える存在でもあります。質問をします。まずは地域住民の災害対策がイの一番に来ると思いますが、村長はいかがお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 住民の生命、財産がイの一番ということは、私もそのとおりだと思います。もちろん観光客と比較をするものではありませんが、避難誘導を行なう者自体がまず安全な状態ないと避難誘導自体が行なえませんので、そういう意味からもイの一番というところは、私もそのように感じます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そこで、支え合いマップのつくり方、要支援者の名簿のつくり方や、区長や民生委員などへの情報提供の方法を見直してはいかがでしょうか。例えば、災害対策基本法が

2014年に改正されました。第49条の10の1で、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。村は既存のデータを使ってそれをつくっていると思いますが、それはつくられているんでしょうか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） お答えします。

避難行動要支援者名簿は、先ほどご説明しました白馬村避難行動支援制度に基づく名簿と同様のものとなっております。それは、支援を希望する方の名簿という形になっておりまして、白馬村のものは、内容的に出していただく申請内容として、支援を受ける方の氏名や住所、電話番号のほか、避難者の避難を支援する方のお名前ですとか、名簿とか、実際の避難を受ける方の介護の状態、そういったものも詳しくお聞きする、通常で言いますと個別支援計画に基づくような内容となっておりますので、個別支援計画としても、その名簿は活用いただけるものとなっております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） まず初めに法で定められた要支援者名簿はまだあると。それを基にして村独自で、先ほど38名という申請がありましたけれども、そういう申請を集めていると。だけでも、基本のデータはあるわけです。それを生かす条例をつくれれば、区長や民生委員の手間を省け、より精度の高い支え合いマップがつけられるんじゃないかと思います。さらに一歩進め、コミュニティーの輪を広げ、強化ができるとも考えます。

先日、担当課には資料を提供しました。実は、2014年の災害対策基本法の改正時には、市町村が条例さえつくれば、平常時においても本人の同意なしに要支援者名簿を支援者に提供できるとされています。さらに2019年には、これは通知なんですけれども、消防庁と内閣府の連名で各都道府県防災関連主管長に通知された内容なんですけれども、その名簿を活用しろというふうな通知になっております。

松本市や兵庫県明石市、栃木県の塩屋町などは、多くの自治体では本人からの拒否の意思がない限り、平常時から情報を提供する、いわゆる逆手上げ方式というんですか——の条例を策定しています。

続いて質問です。この逆手上げ方式などの条例をつくり、支え合いマップや自主防災組織の強化に努めていきませんか。いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えいたします。

今、国からの文書の話もございましたが、確かに平常時に名簿を活用するという点については、災害対策基本法においては、本人の同意もしくは条例の策定、2つございます。今現在は、先ほど健康福祉課長が申し上げましたとおり、本人同意に基づいて平常時には活用できるんですが、なかなかやはり個人情報ということもありますので、その辺の扱いが非常に難しいというところであり

ます。

今、条例化の話ございましたけれども、やはり後ろには個人情報保護法があります。特に個人情報の中でも、今この案件につきましては要配慮個人情報といいまして、特に扱いに注意をしないといけないというものでありますので、実際にそういった個人情報を取り扱われる方々のご意見ですとか、そういったものをよく把握しながら、また今紹介にありました先進地等の事例も研究し、主幹課とも十分に調整をしながら、条例の制定については深く検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） なかなか難しい問題だとは思いますが、ほかの市町村が実際条例をつくってやっているということなので、やはり白馬は特殊な事情を抱えている地域です。観光客の方がたくさん、人口よりたくさんの方が来られるような地域なので、地元の足元を固めるためにもしっかり条例化をしていただいて、スムーズな対策ができるようなことをやっていただきたいと思っております。

続いて、観光客や観光防災マニュアルの関係についての追加質問です。このマニュアルに対しては、コロナがあったのでしっかり周知ができていないということを伺いましたけれども、まずはマニュアルの25ページにあるんですけれども、観光局・観光協会が行なう備えの表の中に、役割分担や担当者を決定しますとあります。既に決定している観光協会等がありますか。把握しているでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

このマニュアル自体の周知にはまだ手がついておりませんので、観光協会での担当者とか決定までは至っておりません。コロナが明けましたので、まずはこのマニュアルの周知、対象は重要な役割になっていただく観光局とか観光協会、そういった方々への周知、そこから取りかかってまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） まずは周知ということです。だけど、実際災害っていつ起こるか本当に分かりません。だから、例えば冬までに観光防災に関する情報の連絡担当者みたいな人、まず1人担当を決めていただいて、冬までに1回会合を開くようなアイデアとか動きをしてみませんか。いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 冬、つまり多くのお客様が見える前に、一度観光協会、観光局に対しま

しては、このマニュアルの周知、それからそれぞれに担っていただきたい役割、それをお知らせしてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） やっぱり本当になるだけ早くやっていただければありがたいと思います。しかしここで大きな問題が出てきています、実は。はじめの質問であった5と6の質問にあるんですけども、観光協会や商工会とかに所属していない、観光局にも所属していない、特にフロントが完備されていない宿泊施設です。これは2018年に旅行業法が改正されて、フロントの設置が必要になったと。代替する施設があればいいんです。

複数の宿泊施設のフロント業務を、近くにある1つの施設にまとめちゃう。これは施設外フロントというらしいです。それや、チェックインやアウトの業務をネットで利用してやる、ICT活用というようなやり方、村長の答弁にもありましたけれども、ピッポッパッてやるやつです——ということを許可されました。

6つ目の質問で言ったように、誰がそのような施設の避難誘導を行なうのか。これは分からないということですが、ただ災害時の誘導だけではなくて、宿泊客が深夜に騒音を出したりとか、その建物の屋根置きが落ちて道路を塞いでいるとか、そういうような状況もあります。それとか、これも近所の宿のほうから聞いたんですけども、警報器が鳴っていると。だけどお客さんはいないと。火事でもないようだ。誤動作のようですが、じゃあ誰が止めるんですかというような状況も起きているらしいです。僕は聞いてきました。それを対応するための緊急時の管理人みたいな人が必要だと思います。京都市の条例では、10分程度で現場に駆けつけることができる場所に駐在所を置いて、担当者を置く。その連絡先を届ける仕組みになっております。

質問です。施設内にフロントがない宿泊施設で、緊急時の管理人を村は把握していないということですね。もう1回お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

おっしゃるとおり、把握はしておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） 僕もいろいろ調べたんですけども、把握をしていないということは分かりました。私が大町保健所にも問合せました。ここは宿泊施設の許可を取る場所です。確認したところ、内部資料では、京都市同様に10分間で駆けつけることができる担当者の連絡先を、申請時に把握するように努めているらしいです。それは確認しました。しかし、それが個人情報なので、基本的には提供できないということです。恐らく警察沙汰みたいなことになると思うん

ですけれども。

だけでも、例えばエコーランド、みそら野、山麓、八方、八方口、瑞穂、白馬町、飯田、めいてつなど、貸し別荘やコンドミニアム、アパートメントタイプのフロントがないタイプの宿が増えていくのではないのでしょうか。その個数や最大宿泊客数、最大宿泊収容人数を把握できないというような状況ではと言わざるを得ません。この状況で災害が起こっちゃうと、誰が宿泊客を安心させて誘導するのか。そのしわ寄せが、地域住民に押しつけられる、消防団に押しつけられるということにはならないのでしょうか。その点どうお考えでしょうか。村長。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それではお答えさせていただきます。

まず、災害に関して、それぞれの法律というのは、先ほど出ております災害対策基本法、災害が発生したときに対応となります災害救助法、これいづれも法律は地域の住民、国民という位置づけをしております。尾川議員おっしゃるとおり、観光地という地域については観光客がおりますので、これがどうなるのかというところが焦点になってくるところになります。国としても、そこら辺が今まで曖昧だったということで、令和3年6月には、観光庁と国連世界観光機構駐日事務所では、自治体と観光関連事業者等における観光危機管理推進のための手引書という中にも、避難誘導が自治体であり、DMOであり、事業者、それぞれの責務を分けて謳っているというようなことがあります。

まずは自治体とすれば、尾川議員おっしゃるとおり、地域住民の身体・生命・財産を守るというのが第一原則になります。そこで、誘導であったりとか、被災エリアが少ないのであれば、観光客については被災を受けていない地域への移動、国外の観光客については帰国というふうになれば、大使館や領事館との調整というのも出てくるというのも、この手引書の中には含まれておりますので、まずはそこら辺をしっかりと踏まえながら対応すべきというふうに考えます。

以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） そういう国のほうの動きも進んできていると思います。だけでもやっぱり現場で動く人たちが、まさにこの冬から困っちゃう可能性もあるわけです。それで大町市の保健所のほうもこの問題は、白馬村の課題として認識してもらいました。だから大町市の保健所と協力しながら、県とも協力しながら、どうやって実際の仕組みをつくっていくかということを検討していただきたいと思います。

それでは次に進みます。それでは、今後のゼロカーボン施策と事業について質問です。この6月に、住民や事業者の有志から提案されたゼロカーボン行動計画が村に提出されました。それに引き続き、7月26日は住民も参加できる職員研修会、ゼロカーボン実現に向けた研修会が行なわれました。白馬のこの夏の気温は、異常気象です。そして皆さんに配りましたように、これ大糸タイム

ですけれども、夏の8月の平均気温が過去最高だということがあったりとか、世界の平均気温も6月から8月が記録を更新していると。国連のグテーレス事務局長も声明を発表して、記録上最も暑い夏となり、気象崩壊が始まったというふうに危機感をあらわにしています。

そこで質問です。1番、ゼロカーボン担当の新しい職員を9月頃に採用し、村のゼロカーボン政策を進めていく予定であると聞いていますが、進捗状況はいかがでしょう。

2番、有志の提案書は参考になったか。具体的な事業につなげるのか。

3番、研修会に参加した職員数と割合は。

4番、法律で義務化されている地方公共団体実行計画事務事業編というやつです——は、2009年に白馬の地球温暖化対策地域推進計画というのが計画されましたけれども、これは2009年から2012年の期間のみでした。改定を行っていないようです。来年度に向けた公共施設への具体的な取組は検討しているのか、一旦お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今後のゼロカーボン事業について、4項目のご質問をいただきましたので、順次お答弁申し上げます。

最初に、ゼロカーボン事業を担当する専任職員設置の進捗状況について、お答えします。

年度当初から課題となっております、いわゆる環境専門人材の設置につきましては、4月上旬から候補者及び候補者の派遣元となる企業との交渉と調整を進めてまいりましたが、諸事情により、8月中旬にこの候補者とのマッチングは、正式に断念せざるを得ない状況になりました。

これに伴い、新たなマッチング先の選定と交渉のアプローチを行ない、現在、1社との交渉と調整を進めている段階です。仮に、このまま交渉が順調に進めば、10月頃からの着任も可能になるものと想定はしておりますが、今後予定する実際の派遣人材との面談や、派遣元企業との処遇面等事務的手続などを丁寧に進めていきたいと思っております。私自身も、環境専門人材の設置については心待ちにしているところですので、今回のマッチングにより希望する人材設置が実現することを期待しています。

次に、2点目の、有志の提案書は参考になったか、具体的な事業につなげるか、とのご質問についてお答えします。

6月に住民有志から提言いただきました、白馬村ゼロカーボンビジョンの実現に向けた行動計画については、冒頭の招集挨拶でも申し上げましたが、まさに白馬村ゼロカーボンビジョンの実現に向けて、住民、事業者、行政、金融機関、そして白馬村に関係する多くの皆様を巻き込み、一体となって着実に進めていきたいという熱い思いと覚悟を、改めて実感したところです。この提言については、行政が進める今後の環境施策のアイデア集として非常に参考になるものと受け止めており、引き続き、庁内横断的に環境政策を意識し、施策の具現化に努めていきたいと考えています。

次に、3点目のゼロカーボンの実現に向けた研修会に参加した職員数と割合についてお答えしま

す。

本研修会に参加した白馬村一般職員については43名で、事業で参加できない保育士19名を除いた職員数83名の約52%になります。また本研修会には村民の皆さん、北アルプス圏域内の市町村等職員合計44名にも参加いただいております、ゼロカーボンに対する関心の高さを改めて実感したとともに、ゼロカーボン活動のトップランナーである平田仁子先生から直接講義いただく貴重な機会となり、大変有意義な研修であったと感じております。

最後に4点目の、法律で義務化されている地方公共団体実行計画事務事業編は改定を行なっていませんが、来年度に向けた公共施設への具体的な取組を検討していますかとのご質問にお答えします。

初めに、地方公共団体実行計画の法律の位置づけについて整理いたしますが、地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画、いわゆる地方公共団体の温室効果ガスの削減計画を策定することとされているものです。本村では、平成21年10月に、白馬村地球温暖化対策地域推進計画を策定、その後、令和4年1月には、白馬村ゼロカーボンビジョンを策定し、ゼロカーボンシティの実現を見据えた住民、事業者及び行政が一丸となって、2050年までに取り組む計画を取りまとめているところです。

また、こうした計画と合わせて、白馬村第5次総合計画、白馬村公共施設等総合管理計画及び個別施設計画といった既存計画にも、公共施設の管理・活用に関する管理計画を定めておりますので、こうした既存計画との整合性と村の財政健全化の観点も踏まえつつ、今後の公共施設への省エネ・総エネ・蓄エネ対策や、公用車買い替え時の低公害化の促進に取り組まなければならないと考えています。

こうした状況を踏まえつつも、次年度以降の取組については、行政が取り組むゼロカーボン施策の一環として、公共施設の駐車場へのソーラーカーポートの設置や、公共施設屋根への太陽光発電設備の設置に向けて、民間へのマッチング提案を随時個別に進めておりますが、事業の規模感、技術的なハードル、財源の確保策など、解決すべき課題が見えてきた状況であり、具体的な導入計画等については検討中であります。

以上、尾川議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） いろいろと考えながら、進めていただいているのかなとも感じました。初めてソーラーカーポートの、そういうことをやってみたいということを進めているということを初めて聞いたので、ちょっと一安心です。

これは、前村長のときなんですけれども、2021年12月の一般質問で、一番簡単なゼロカーボン施策として、電力の切り替えを提案しました。これはもう数年前からそういうプラン、いわゆる小売電力会社から再生可能エネルギー100%の電気を購入できる、そのパーセンテージも

100%じゃなくても80%、60%というような電力を買えるというような仕組みもなっておりまして。

そこで質問です。公共施設への再エネは100%の導入、100%じゃなくてもいいんですけども、考えませんか。特に公衆トイレや公民館など、まずは小規模でも構いません。もし難しいのであれば、まず見積もりを取って、現状の価格と比較してみるだけでも始めてみませんか。そこで、有志が出した提言書の74ページにも、気軽に全国の小売電力事業者に見積もりが取れる、エネオクというやつが紹介されています。ここに毎月の電気の料金とか、契約の電圧数とかを入力すれば、見積もりをパッと全国の小売業者から集めるようなシステムになっています。そういうことをまずはやってみて、価格差を検討して、そこでこのぐらいだったら妥当でいけるんじゃないかということもやってみてはいかがでしょうか。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

再エネの活用ということですが、本村の各施設の電気料につきましては、毎年予算要求の前に、いわゆるエネルギーサービスプロバイダー、要は今いろいろな電力会社があるんですけども、どこを使えばどのくらいコストが削減できるか。最近、そのプロバイダーはコスト面だけではなくて、脱炭素化への取組、そういったことも焦点に入れて提案をいただいています。その提案に基づいて、翌年度の電力会社の契約を変えていくということにしております。

ちなみに、今年度ですけれども、今、議員が言われました公衆トイレですね、こういったものは全てそうなんですけれども、いわゆる低圧受電契約している施設、22施設、こちらにつきましては、既に再エネの契約になっております。低圧と言いましても、大きなものでは給食センター等も入っておりますけれども、こういったものを含めて22施設が再エネ100%となっております。

残る高圧のもの、質問にもありました学校ですとか、クロスカントリー競技場、ウィング21、ジャンプ競技場、役場の庁舎もそうですけれども、そういったものにつきましても、来年度につきましては、先ほど言いましたプロバイダーの提案を見ながら、検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。低圧の21施設が再エネ100%でいいんですか。

それは非常にうれしいことだと思います。もっと積極的にアピールしてもいいんじゃないですか、これは。もっと役場のほうもやっているよ、頑張っているよ、この再エネ100%の電力を使っているよということをやっぱりしっかりアピールして、それが地域住民の自分の家庭とか事業所、宿とかに再エネ100%を使ってみようというような気分を高めるんじゃないかなと想像します。

そうやって再エネの電力を使えば使うほど、火力発電所に頼っていた発電会社が変わっていくと、

再エネで電力が発電するに変わっていくというような効果を生み出すと思いますので、もっと積極的にアピールして、じゃあ地域の住民の皆さんもやってくださいというようなアピールを、どんどんやってみませんか。それはいかがでしょうか、村長。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） そうですね、ぜひそういったものを今後より住民の皆さんにも知っていただいて、さらに住民の皆さんもそうしたゼロカーボン施策に協力していただけるような取組を、積極的に行なっていただけるような発信に努めていきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は、答弁を含めあと5分です。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） あと防災対策にも使えるような、例えばソーラーや蓄電池の導入をそういう小型の施設、公衆トイレとかも含めてやってみてもどうかと思います。例えば、観光防災マニュアルの中では、車で訪れる者の一時待避場所として、トイレのある大きな駐車場が指定されています。そこを防災上でも強い、そしてゼロカーボンの的にも魅力的にすれば、観光的にもアピールができるのではないかと想像します。今現状、村では公衆トイレの見直しを行っていると聞きますが、そんな施設にリノベするような考えはないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 公衆トイレのリノベーションの関係なんですけれども、確かに公衆トイレのほう、かなり老朽化が進んでおまして、順次リノベーションを考えております。築年数も古いことから、当然現在のままでは災害時に対応できないということは分かりきっております。ただ、こちら利用頻度とかのことまで考えた場合、それを全てソーラーにすることが費用対効果の上から有効なのかどうか、これは改めて検証する必要があるかと思っております。

そして、ただいま尾川議員がおっしゃっていた、大型のトイレがあって、駐車場があってということになると、恐らく思い当たるのは道の駅辺りなのかなというふうに思っております。ただ道の駅の管理に関しては、県のほうになってございますので、意見交換の機会があれば、そういった提案はしてみたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第6番（尾川耕君） ありがとうございます。先ほど防災のほうでも言いましたけれども、1万5,000人近くの人たちが右往左往すると。3時間、4時間たった後に自宅に帰っていただく方が、そのうち1万人ぐらいいる。村内に留まる方が5,000人ぐらいいるというような想定があります。だから駐車場自体も、その1か所だけじゃなくて、やはり複数ある程度確保しておかないといけないと思います。特に冬に停電が起ると水洗が流せなかったりとか、パイプが凍って破損するとかというのもあると思いますので、その辺の対策も十分考えてやっていきたいと思っています。

これは要望です。

最後になんですけれども、防災も含めて、このゼロカーボンのことをしっかり半歩ずつでも進めていってほしいと考えます。新しいことを始めたり、慣れないことを進めたりするのは大変だと思います。しかし、複数の業務を掛け持ちしながら行なうのは大変でしょう。人の性格や能力にもよりますが、1日のうち頭をパッパッと切り替えて、複数の仕事をこなせる人もいます。けれども、私なんかは1つの仕事を1日、2日継続して集中してやらないとうまく仕事をつくれないうというの、僕の性格です。そういう人たちもいます。それぞれの職員のスタイルがあると思いますので、上司の方はしっかりとそこを見極めて、うまく仕事が進むように促してほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。一般質問2日間のしんがりということでよろしくお願ひいたします。今年の夏は猛暑、酷暑というふうに言われて、同僚議員の資料の中にもありましたけれども、白馬村の8月の平均気温は24.7度ということで、過去最高ということでもあります。最高気温の平均が31.5度、こちらでも何か最高という話で、よく言われるところですが、エルニーニョとラニーニャというものがありますけれども、今、地球は、この日本はエルニーニョの中に入っていて、通常エルニーニョというのは日照時間が少なくなって、冷夏になるというのが一般的に言われているんです。

ですけど、何でこんなに夏が暑くなっているかということなんですけれども、エルニーニョの反対にあるラニーニャというのがありまして、ラニーニャは一応収束したという形になっているんですけど、実はまだ収束はしていないと。今年1年の中で、これは47年ぶりというふうに言われているらしいんですけど、ラニーニャとエルニーニョが同時に発生しているという、非常に特異な年だそうであります。ですから、非常に暑い夏が去年から引き続き続いたということなんですけど、これから冬に向かって、やはり今度は暖冬、雪が降れなくなるんじゃないかというふうに言われているところなんです。

私がこれから質問する農業と観光、非常に天候に左右されやすい業種、業態であります。いいほうに振れば、非常に活気があって経済も回るということになるわけですけど、悪いほうに回ると最悪の状態になるということで、今年はずっと回っているほうかなというふうに思いますが、

冬にかけていい形の気象になっていただければなというふうに願うところです。

それでは通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。農業振興と観光連携についてありますが、農業政策については国や県の振興策に基づきながら行なわれています。しかしご承知のとおり、猫の目政策と言われ、場当たりの政策により、その場しのぎの交付金、補助金により、各地域の農業は衰退の一途をたどっており、国内食料受給率、これはカロリーベースですが、38%ということで低水準です。輸入に頼らないと食べていけないという状況です。

農業は担い手や後継者不足と言われて久しいですが、昨今は観光関連事業においても人手不足、後継者不足の状態です。村の主軸となっている産業について、人材不足を克服し、いかに持続可能な産業としていくかが問われています。村では、歴代村長の公約として、毎度ですが、農業と観光の連携を掲げ、それぞれの政策を講じてきたところです。当然、丸山村長も農業の振興と、白馬らしい環境を創造する村へとした公約を掲げております。就任から1年を経過し、その現場で課題として、改めて見えてきたものがあると思います。そこで、次のことについて伺います。

1つ、1、第5次総合計画後期計画において、基本計画に基づく農業振興策の進捗状況について伺います。

2、農業経営基盤強化促進法の改正により人・農地プラン改め地域計画の作成が求められ、地域の農地の将来像にある目標地図を定めることになりました。その進捗状況について伺います。

3、村長公約の農業振興の進捗状況について、地元ブランドの強化、地産地消による地域内経済循環の促進、的確なゾーニングによる優良農地の保全、観光業との連携による人材の確保を掲げています。それらについてどのようになっているか、伺います。

4、農業と観光との連携について具体策は何か。

5、ガストロノミーツーリズムについて進捗していく考えはあるか、伺います。

よろしく願いいたします。村長の公約との答弁が重複しているところについては、まとめてお答えいただければと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 津滝議員から、農業振興と観光連携について5項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁いたします。

1点目の第5次総合計画後期計画の基本計画に基づく農業振興策の進捗状況についてですが、まず第5次総合計画評価は庁内の共通事項としてKPI、重要業績評価指標に対するPDCA、計画実行評価改善サイクルを回すために、例年担当課による内部評価、総合計画評価委員会による外部評価を実施しています。

内部評価は、KPIに対する年度ごとの実績値報告と自己評価コメント、外部評価は委員による1から5段階平均評価と評価コメントになります。農林業関係は、各課連携も含め全部で17項目あり、農政課単独で取り組んでいる事業は11項目あります。全ての項目の説明は時間がかかりま

すので、白馬村第5次総合計画後期計画の冊子50ページに記載のある、農地と森を守り、地産を生かす村づくりについて説明します。まず優良農地の保全の外部評価は、5.0ポイント中3.5となります。主な指標ごとに見ますと、耕作放棄地面積は減少を目指し、51ページにある北城南部圃場整備に取り組んでいます。

認定農業者への支援の農業機械等購入補助、農地利用集積、認定農業者数等各指標については、農業継続には欠かすことのできない事業であり、農業者と連携を図りながら進めています。特に認定農業者、担い手への農地利用集積は約7割、当県内でも高いほうですが、大規模3農業法人への集積も限界に来ており、中規模農業法人等の農地集積等、今後の対策が必要です。就農体験の機会づくりの指標では、ふれあい農園はコロナ禍の影響、利用者激減により閉園しましたが、北部地区市民農園が新たに開園したことにより、面積は増加しました。

52ページの農産物のブランド化と特産品の生産・販売の推進の外部評価は、3.4になります。米の品質向上、ブランド化の指標は評価点検をする過程で、信州の環境に優しい農産物認証制度取得農家数に指標が変わっておりますが、農家数は有機JAS認証農家も含め、県、JA、農家と関係者と連携し、増加を目指しています。

53ページの、特産品の生産、販売強化の紫米消費量は、昨日の増井春美議員の答弁でも触れましたが、増加しております。道の駅販売品収入額の指標は、評価点検をする過程で、村内直売所数に指標が変わっております。不定期開催も含め、8か所程度開催されており、増加傾向だと認識しています。地産地消の推進の指標は、評価点検をする過程で、道の駅白馬、ろまん市農産物直売所売上げに指標が変わっております。アフターコロナもあり、農産物売上げは増加傾向です。

次に、2点目の地域計画、地域の農地の将来像である目標地図の策定の進捗状況についてですが、10年後の農地をどの認定業者が耕作するかを地図化することが、目標地図となります。この目標地図素案の策定は、農業委員会の役割となっており、目標地図を基に、市町村が令和7年3月までに地域計画を定めることが、いわゆる人・農地プランの法定化となります。目標地図策定の要となる農業委員は、県内の約6割が改選になり、白馬村農業委員会は7月20日から新たな農業委員12名と、農地最適化推進員2名が就任されました。新農業委員のほとんどは認定農業者、またはそれに準ずる者となっており、村内農地の約7割を耕作している3農業法人の代表者も委員となっております。

また8月28日には、長野県農業会議による地域計画、目標地図策定に係る農業委員会の役割について研修を受けたと聞いております。今後のスケジュールとしては、例年実施している人・農地プラン地域計画懇談会を11月頃に開催し、現況地図を基に話し合いをし、令和6年11月の懇談会において目標地図、地域計画を定め、令和7年1月から3月に説明会、告示などの事務手続を進める予定です。この作業は、通常業務にプラスとなるため、農業委員会からは目標地図策定、圃場整備に合わせた農業振興地域整備計画の見直しに向け、村内の農地、農業事情に精通した専門人材の

確保が必要との提案があり、今議会において集落支援にかかる経費を補正予算に計上させていただきました。

次に、3点目の村長公約の農業振興の進捗状況についてですが、まず地元ブランドの強化、地産地消による地域内経済循環の促進は、紫米を使った商品や食用ホオズキなどを用いた新たな商品が、生産者や事業者により誕生しており、特に道の駅で扱っているものについては、振興公社をはじめ私も情報発信に努めていますが、この1年はコロナ禍において大きなダメージを受けた観光について、急速な回復を図るためにメインで情報発信に取り組んでおり、地元農産物については十分とは言えない状況でしたので、今後フォロワー数の多い観光局のSNSなども活用して、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

また、ふるさと納税で人気の白馬産米は、既に一定のブランド力を有していると言えますが、白馬村のふるさと納税返礼米出荷品質基準に基づき、庁内、生産者、ふるさと納税業務管理者とともに適切に取り組んでおり、今後もさらにふるさと納税の増加に資するように、よりプロモーションに努めたいと思います。そのほか、地元ブランド品に関しては、北アルプス山麓ブランドの取組があり、物産イベントなどには村としても参加協力をしております。また、この後のご質問にありますが、この後のご質問にありますが、地元農産物を使った宿泊施設やレストランで提供される食事も、地元ブランド強化につながりますので、ガストロノミーツーリズムの促進を今後積極的に行なうことにより、地元ブランドを強化していくことができると考えます。

続いて、地産地消による地域内経済循環については、地域で生産された農産物を自ら食し、村内施設で提供することが基本ですので、各事業者が行なっている取組のほか、行政では教育委員会と連携し、学校給食での地場産品提供に努めており、少しでも白馬産米の消費に貢献するため、事業者とも連携してさらなる対策に取り組む必要があると考えております。

的確なゾーニングによる優良農地の保全是、先ほども答弁しました地域計画、目標地図策定、圃場整備に合わせた農業振興地域整備計画の見直しに向け、準備を進めています。観光業との連携による人材確保は、非常に難しい課題であります。人口減少に伴い、様々な業種の人手不足の状態です。とりわけ農業に関しては、就業者年齢が高いこと、定年延長などの要因もあります。先ほど答弁した農業委員会の研修の中で、基幹的農業従事者の予測資料が提供されたと聞いております。資料によりますと、平成22年294人、令和2年158人、12年後の令和17年には65人との予測が示されました。

減少は当村に限ったことではありませんが、昔は当たり前のように行なわれていた観光閑散期の農業への従事や、津滝議員が取り組んでいるような農業を主体とした観光業経営、またスマート農業の推進も人手確保の1つの指標であると思いますが、村だけでは解決できない課題ですので、今後幅広い議論が必要と感じております。いずれにしても、人口減少に伴う人材確保は、コロナ禍を経て、どの業種においても非常に大きな課題となっていると捉えています。

次に、4点目の農業と観光との連携についてですが、農業と観光との連携を考えると、まず思い浮かぶのは、先ほど来申し上げております、自分のところで収穫した米や野菜といった農産物を自分の宿で調理して提供することで、これが昔から言われる農業と観光の連携であり、原点であると考えます。時代が変わり、それぞれを独立した産業として互いの連携を考えると、地場産農産物を観光事業者が仕入れ、活用することになるかと思えます。そのためには、流通ルートの確保、生産者と観光事業者のマッチングといったことが必要になりますが、観光事業者目線では安定した品質と供給を求めるとし、生産者目線では適正な価格を確保しなければ、持続可能な連携にはならないと考えます。

これらが整うようになると、域内調達率の向上、つまり観光消費の村外流出の抑制につながり、観光による経済波及効果を期待できるようになると考えます。このほか、田植えや稲刈り体験、八方尾根観光協会で開催している酒米作りツアーといった農業体験やそば打ち体験、フルーツ狩りなども観光コンテンツであり、農業と観光の連携といえます。また観光客の体験価値を高めることを考えると、一流の料理人による地場産農産物を食材とした料理の提供も、ここでしか体験できない体験として価値を高めることにつながるものと考えますので、こうしたコンテンツをさらに増加充実させることが、具体策として挙げられます。

加えて北アルプスと田園風景といった、景観の魅力向上といったことから観光と農業の連携を考えると、圃場整備に伴う優良農地確保は、景観保全と耕作放棄地の抑制につながりますし、今年から村民草刈りデーを実施していますが、畦畔を含む農地の適正管理といったことも、極めて重要になるものと考えます。

最後に、5点目のガストロノミーツーリズムを推進していく考えはあるかのご質問にお答えします。

ガストロノミーツーリズムとは、その土地の気候風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたツーリズムのことを言い、その利点としてUNWTO国連世界観光機関は、地域で差別化やユニークなポジショニングが可能である。2、訪問者にかつてない新しい価値観や体験を与えることができる。3、小さな村でも起こせる。4、内容の紹介が容易であり、ストーリーを語りやすい。5、訪問地域への高いロイヤリティを生み、再訪意識をもたらすことができるといった、5点を挙げています。

観光庁でも、地域一帯型ガストロノミーツーリズムの推進事業について、地域一帯でインバウンド需要を見据えて、付加価値の高い新たな地産地消のためのメニュー、コンテンツ、食体験造成等の取組を行なう地域で補助金を出すなどしており、観光と農業を基幹産業とし、インバウンド需要もある白馬村において持続可能な観光地を目指す観点から、ガストロノミーツーリズムを推進することは大きなメリットがあるといえます。

また2018年に、UNWTOを中心に日本のガストロノミーツーリズムに関する調査をした報

告書の中で、日本にはガストロノミーツーリズムの要素である地域ごとの海や山の幸があること、和食に代表される地域ごとの料理があること、また農業生産、漁業生産を支援する政府の取組があり、それらの取組を含めた観光立国、地方創生という国を挙げての戦略がある環境を生かし、持続可能な地域づくり・国づくりを進めるためには、ガストロノミーツーリズムの関係者による共有、それを旗印として取組の連携を進めることが有効であるとしています。

そして行政の役割として、地域ではDMOの設立など、地域づくりをゴールとした政策を挙げています。そのほか地方政府による取組に加え、食に関わる民間事業者サービスの充実、民間事業者と政府との連携が各所で見られることが、日本のガストロノミーツーリズム形成の重要なポイントであることが明らかとなった、と記載しています。その上で現在の白馬の状況を見ますと、地域DMOとしては白馬村観光局と白馬バレーツーリズムがあり、このうち白馬バレーツーリズムでガストロノミーツーリズムを重点プロジェクトとして掲げ、取り組んでいます。

具体的には、エリア内の農家、料理人、事業者、醸造家とガストロノミーツーリズム小委員会を定期的に開催し、この地域の食文化の盛り上げに向け、一丸となり、活動しております。そこでは地域内の作り手たちの輪を広げるためのマッチングイベント、たき火会、秋の収穫祭などのイベントをこれまで開催しており、また今月11日には本村出身のアマゾンの料理人で有名な太田哲雄シェフによるトークイベントや、地域の酒造アンドブルワリー巡りなどを行なう、ガストロノミーツーリズムイベントを開催予定です。しかしながら、まだガストロノミーツーリズムを十分に推進していると言えるほどの活動ができていない現状もあるため、さらなる推進の取組が必要と考えます。

この点、白馬村行政単体としてというよりは、昨冬から地域素材を生かしたレストランが白馬・小谷に複数オープンしていることや、ガストロノミーツーリズムが文化や温泉などのコンテンツも含んだ概念であることから、塩の道や周囲の温泉の魅力を考えた場合には、白馬バレーというエリアで取り組むことで、より多くの良質なコンテンツを組み合わせることができるものと考えます。

以上、津滝議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 白馬村の農業生産額と観光商品額というのはよく出てくる話なんですけれども、誰がこれを見ても観光商品額のほうが圧倒的に多い。当然、税金もそちらのほうが多くなる。当然、村としては観光のほうに力を入れていくという構図になるかなと思います。ですが、観光のいわゆる下支えになっているというのは、私は農業だというふうに思っています。そこは村長も同様な認識を持っているのかなというふうに思うんですけれども。農業が持つ多面的な機能というのがあるかなというふうに思います。

農政課長にお伺いしますけれども、農業が持つこの多面的な機能というのはどういうものがあるか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

広報はくばの方でも毎回連載ということで出しておりますが、農業の多面的機能というのは、何月号か忘れてしまいましたが、掲載しております。確か10項目ほどを上げさせてもらったと思いますが、例えば草刈りもこれも重要な要素ですし、動植物の生息もそういう要素に含まれているかと思えます。すみません、10項目ございます。一番は食料生産、洪水防止、水源涵養機能、土壌の侵食抑制、土砂の崩落抑制、有機廃棄物の土壌処理、気候緩和、生物多様性、安らぎ、文化継承、景観保全等が農業の多面的機能と言われているものでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そのとおりで、私が言いたいことは、先ほど冒頭でもお話をしましたけれども、白馬村が涼しいというふうに言われているのは、田んぼがこれだけ里にあるからだと思えます。そこにはちょうど夏の時期に水が入って、夏の歌にもあるかなというふうに思うんですけども、空気がそこを流れて、爽やかな風が流れてくるということで、暑さを和らげる働きがあったりなんかします。これはとりもなおさず田んぼを作っているからであって、荒廃した土地ではこんなことは起きません。

さらにここに訪れた人たちには、この爽やかさが実感として伝わるんです。お金じゃないです、これは。生産性もそこではありません。でもそこで農業をやり続けているからこそできること。これはまた裏を返せば、観光に非常に役に立っているというような話です。それ以外にも文化の伝承であったり、癒しをもたらしたりとか、医療介護の福祉の場としてとか、有機物を分解するとか、様々な農業は多面的な機能を持っているということでもあります。

この農業を取り巻く環境というのは、非常にどなたもご承知のように、厳しい状況に置かれていまして、やはりこの作物を作っていく農地の保全というのが一番大事なことになるのかなと、私は思っています。それそのものが、白馬の観光を豊かにしていくというふうに考えます。その中で、村長の公約の中にもありますけれども、優良農地を生かして農業を持続可能なものにしていくんだということなんですけれども、農業者だけで守っていくということはできないんです。これは当たり前なことなんですけれども。

当然、水路の管理であったりとか、畦畔の管理、先ほど草刈りデーなんていうのを今年から設けたようではありますが、ちょっと浸透の具合が余りよくなくて、来年はもっと期待したいところなんですけれども。国では、多面的機能支払い交付金という制度を設けて、一般市民の人たちに農業のことを理解しつつ、さらに防災やそういったものにも寄与するというので、交付金を出しながら水路や畦畔の管理を求めているというような形になっているんですが、白馬村でも、多数これに参加しております。

ですが、これに参加できていない地区が何か所かあるんです。これはやはり地域の資源を保全していくということで、非常に私は大事な作業だと思っているんですけども、できないところについて農政課のほう、もしくは農業委員会のほうではどのようなお考えで、どのように対策していくか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 多面的機能支払交付金という事業ですが、現在、12組織、村内で実施されております。村内の農地全てをカバーするというようなことを目標にしておりますが、議員おっしゃるように、できていない地域もございます。そこについては説明会を開いて、参加していただくようお願いというか、指導をしているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ全村的に、国から来るお金でありますので、地域の人に理解をしていただいて、私たちのこのふるさと白馬を将来に守っていかれるように、そういう意識を持つことがやっぱり大事なのかなと思いますので、ない地区に限っては、ぜひそういった組織をつくっていただいて、なかなかちょっと大変な部分もあります。事務的なことで大変なこともあったりなんかするんですが、ご対応をお願いしたいなというふうに思います。

この中で、そうは言っても優良な農地とそうではない農地というのをえり分けをしながら、やはり既に手が入らなくなって荒廃している、例えば里山に近い、森林に近いようなところはかなりもう木も生えて、使えないような農地になっているところもあつたりなんかします。これをある程度見直すということで、先ほどの人・農地プランという制度ができあがって、保全すべき農地はどこなのかということを確認にすることになるのかなと思います。

当たり前のことなんですけど、平場で今圃場整備をやっている、もしくは計画のあるところについてはこれは守っていく農地ということで、それは当然のことだと思うんですけども、そうではない、いわゆる農業振興地域、農業振興地というような言い方をするんですが、これの見直しが、以前から同僚議員からも言われていますけれども、まだしっかりとできていない。これを新たな農業委員さんがこの間決まりましたけれども、来年の3月までにやると。

先ほど村長答弁にもありましたけれども、11月ぐらいにはヒアリングもやるなんていう話もありますが、皆さんのお手元に地域計画策定推進緊急対策事業、これは事業のことについて聞くわけではなくて、この事業イメージというところを見ていただきたいんですが、これは議員の皆さんも知らないことがいっぱいあるので、今回用意させていただきます。これは実は農水省から出ているもので、まず協議の場をつくって、今の農業の現状を知ることがあります。

次に、地図をつくっていくんですけども、今、まだら模様のようにになっている地図を非常に効率よく、さらに農振地区からも除外するというようなところ、もしくは農振地区に改めて入れたほ

うがいただろうというようなところを、地図上でプロットしていく、落とし込みをしていくということになります。そして先ほど、私が質問でも申し上げましたが、目標地図をつくって地域計画案をまとめていくという流れになるわけです。最終的には、目標地図案というのがありますが、上のまだら模様のようなになったものが、きれいな色に塗り分けられているというような形になるんですけれども。

これが言葉やこういった紙に書くと、こういうことかということでは理解ができると思うんですが、当然ここには利害関係も出てきますし、なかなかそんな簡単にはまとまらないと、私は思っています。さっきほかの地区、例えば長野県の中で白馬村は利用集積が70%くらいにもなっているということで、非常に高い地区です。ほとんどの担い手の皆さん、五十幾つあるのかな、その人たちが持っていて、この人たちだけの話合いでも、私は難しい。それにさらに個別に、農業を自分の家で作ったものは自分の家で食べたいというような人たちもいて、そういった人たちの意見も取り入れながら、この目標地図をつくるということは本当に大変なことだと思うんです。

まずこの事務局でやる、農政課の皆さんの覚悟と、今回そのために補正予算も組んでいるようでもありますけれども、農業のことをある程度知っている人でないと、多分コントロールできないと思うんですが、できますかね、来年の3月までどうですか。まずは農政課長。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 地域計画と目標地図、これはもう法律ですので、令和7年の3月までにはつくらなきゃいけないと。ただ、それを毎年見直していきましょうということも言われていますので、まずとりあえずはつくってみるということで進めています。

議員おっしゃるように、これは白馬の農地のことを知っている方ではないと、なかなか素案づくりすら難しいと思いますので、そういった意味で、通常業務プラスの仕事になりますので、農業委員会からも専門的な人を雇ってもらえばどうかというような提案がありまして、今回補正予算で人件費を計上させていただいたということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうしたことだと思うんです。事務方としては、もうやり続けるしかしようがない、やらないと県は認めてくれないし、国からもお金は来ないと、こういうことになるわけです。

理事者のほうに今度同じことを聞くんですけども、やはり農政課任せじゃ話が進まないです。これは、変な話、例えば新田地区の新たな圃場整備事業をやると言っただけで、もう2年以上、もつと言えば構想から言えば4年ぐらいたっているわけです。やはりそのところに理事者がしっかりとコミットしていかないと、話は前に進んでいかないとと思うんです。

今度は村長にお伺いするんですけども、村長、副村長、どちらでもいいんですが、今の農地を

残していく、村長公約にもあります。これについて、村長どのような形でコミットするのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） どうコミットするかというと、相手方があることですので、なかなか難しいところではあるんですが、目標として、やはり常々掲げているところで、圃場整備を進めていくところでは変わりありませんので、そうした中で様々な地域によって事情が異なる等々がある中で、何とか地域コンセンサスを取る中で進めていくというふうには、今ちょっとお答えはできないんですけども。

そこに理事者がもう少し積極的に入ってということで、私も何回か会議みたいなものに出させていただいていますけれども、やはり様々なご意見があるなということを改めて感じるころですが、そうした中でも、今後の将来のことを考えて、優良農地を確保していく上では必ずしなければいけないことですので、出てきた課題に対して解決法を考えながら、皆さんと一緒に積極的に進んでいくように努めていきたいというふうには考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひ理事者も事務方だけに任せず、そういった現場に出させていただいて、実情を。いわゆるここで申し上げてきますけれども、土地の名義が変わるとかそういうことはないんです。要するに、作る側のところの人たちがまとまって作ったほうが生産効率に上がるからということで、このまだけ模様を1つの自分の土地がなくなるとか、自分のものをどこかに持っていっちゃうとか、名義が変わるとかということでは一切ありません。

ですから、もともと持っている土地の所有権というのは何も変わらないんですけども、耕作者が変わっていくということがありますので、そういったことをやはり地主の皆さんに理解してもらいながらやっていくと。さらにはもう不明な土地所有者というのいっぱいあります。これをまた名寄せしながら、どうやってやっていくかという問題もあって、これもまた大変な話で、さらに今まではただ単にAさんとBさんと話をすればまとまるということだったんですが、区画整理をなんかしていく場合には、全部農地中間管理機構というところに当てはめていかなきゃならないので、長野県のほうと調整もしなきゃならないということで、本当に膨大な作業がこれから待っているということだけは、ご覚悟をお願いしたいというふうに思います。

その中で、今、私が申し上げたとおり、やはりマンパワーははっきりと、本当に不足しています。農政課長にも聞いているので、どうなの、進んでいるのという話を聞くと、やはりこのマンパワー不足ということで今回補正が組まれているという話なんですけど、庁内の中でも足りないところは、ほかの課の皆さんも一緒にお手伝いをしながら対応していただければ、私はいいのかなというふうに思います。

それから、それを実際に今度耕作していく対応の中ということになるんですけども、担い手不

足はかなり深刻な問題になっていまして、同僚議員もそれをてこに移住・定住策を考えたらどうかというようなことで、例えば近隣の市町村では生坂村というところもあります。ここはブドウで非常に村づくりをやっている村でありまして、今、ブドウを作っている人たちは外から入ってきた人たちが全体の8割くらいになっているらしいです、7割から8割くらいになっていると。20年ぐらい前に移住した人がもう先生になって、コンサルティングで新しく入ってくる人たちに指導しながら、全国展開をしていくというような形です。

ブドウは今、非常に高収益作物の中の1つで、利益もありますし、単価も高いですし、小さな面積でもしっかりと収入があるということで、有望な1つの品種なのかなというふうに思うんですけども、そうは言っても白馬村でできるかどうかというのは、今挑戦をしているというような話もありますけれども、適正な担い手の数というのがあるのかなというふうに思うんです。増えればいいというものじゃないし、逆に減り過ぎても困るし。

でも逆に言うと、やっていただかなきゃいけない責務というのも出てくるのかなと、私は思っています。新規就農者もそれなりに増えてはきているみたいですが、その方たちにそういうふうに将来にわたって農地をしっかりと守っていく意識があるのかどうかということも、すごく大事なことなのかなと思うんですが、この育成と適正な担い手の数というのは、どのぐらいを村は想像していますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 将来的なことだと思いますが、先ほどの村長答弁にもありましたように、2035年、今から12年後には地域の農業の働き手、基幹的農業者というのが65人になるというように、県の農業会議のほうからの予測も出ております。今、白馬村の担い手と言われている認定農業者の皆さんは、令和5年で43名いらっしゃいます。これは順調に今増えていっているという状況です。希望とすれば、12年後の2035年65人という予測が出ておりますが、この方たち全てが認定農業者になっていただければ非常にありがたいかなと思っております、そういうような方向性で農政課としては進めていきたいなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうですね。やはり43事業者、10年後は65という数字が出ていますけれども、できればもっともう少し増えてもいいのかなという気がするんですが。ただ頭数合わせで、この数にしていくということではなくて、やはり農業はそれなりに技術、農業技術というものもなければいけませんし、昔はJAさんとかいうようなところだけで、全てが完結したというところがあるわけですが、今もうそれだけでは完結しない状況で、やはり経営手腕というの問われてくるのかなと。

どのように自分のものを、作ったものを売って、どれだけ利益を出していくか。さらにはどうい

った人を使って、雇用してやっていくのかということが、やはり経営手腕が非常に問われてきます。ですから、作物だけ作れば、それで農業ができたでは50点しか上げられない。やはり自分のものをちゃんと売って、お金にしていく。さらにはそこで働いてもらう人たちも雇用しながらやっていくというのが、これからの農業だと私は考えていますので、そういった農業経営者とただの担い手ではなくて、経営者というのをつくっていただくということになります。こういうところにお金を使ったほうが私はいいのかなと思っていますし、またその育成方法についてどのようにお考えか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） まず若い新規就農者の方の中には、新規就農して法人を立ち上げたりする方もいらっしゃいます。中には有機JASを取得したりですとか、独自のブランドをつくってやってみたりとかという人もいらっしゃいます。そういうやる気のある若い方たちに、いかに農業を続けていってもらえるかというのが農政課の役目かなと思っておりまして、当然村だけじゃできませんので、県と農協、あと農業をやっている先輩方を交えて、そういう新規の就農している方を育成していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ものは作るけど、次は今度買ってもらったり、食べてもらわないと、やはり農業者というのはスキルが上がっていかないわけなんですけど、これは農産物の出口戦略としていろいろあるわけですけども、先ほど村長の答弁の中では、地域内循環というような話があったような気がします。以前からこのことに関しては、それぞれ兼業農家で民宿をやりながら、自分のところで作ったものをお客さまに食べていただくということで、これですと白馬村はやってこれたんですけども、今はもうそれぞれが分業制になってしまっていますから、この出口の部分を使う側もありますけれども、農業者としてやはり非常に期待するところなんです。あるので言えば、マルシェ、直売所、JA出荷、EC販売、自家消費、契約栽培みたいな、こんなようなところがあるわけなんですけど、道の駅もそうです。

でも、今外部からも同じようなこの白馬村に、例えば大町市だとか、それから違うところからも入ってきているんです。白馬村の人たちも逆に言うと外に出ていく、例えば大町の直売所だとか、小谷の道の駅だとか、やはりそういう意味で広域連携みたいなのはあってもいいのかなと。白馬のハピアの直売所には、堀金、安曇野市ですね、穂高、あの辺りからももう白馬は売れるということは分かっているので、かなり入ってきています。

逆に白馬の農業者もそういうところに出ていくということで、それこそこの小さなエリアじゃなくて、もうちょっと広げて対応していったほうがいいのかなというふうに私は思っているんですけども、村長、どういうふうなお考えをお持ちですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 確かに議員おっしゃるとおり、外のは比較的白馬が観光地というところ
で出て、必要とされる消費があるので、外のものが入ってきているイメージがありますけれども、
一方で白馬のもので、周辺地域ですか。ちょっとどういうものが必要とされているかという情報に
関しては、私が今ちょっと持ち合わせていないので、実際にそれが可能かどうかというところは難
しくあるのですが。

実際に、いわゆるマッチングというところという、周辺地域で需要があつて、白馬で生産され
ているものというものがもしあるようであれば、もちろん広域連携ということによって、供給と需
要がマッチして、より効率的に消費されていくということは成り立つというふうに、単純にですけ
ど考えられますので、そういった視点から広域連携というのは非常に効果があるというふうに考え
ますので、ちょっと私も今の段階でどういった作物が周辺で必要かというところが情報がなくて、
そういったところを今後ちょっと情報収集する中で、ぜひその形によってうまくいくのであれば、
検討していきたいなというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ぜひご検討いただきたいなというふうに思います。情報は農政課のほうで
いろいろ、地域の直売所だとか道の駅辺りに聞いていただくと、やっぱりいろいろ出てくると思
います。

私が知っている限りの話でいきますと、道の駅、小谷、結構人気の高い道の駅ですけれども、来
客数も多いところ。売るものが今なくて、困っているというような話も聞きます。それはどう
してか。小谷村で農業を続けられる人たちがもう高齢化して、だんだん少なくなった。なので出荷
数が減っているの、何とかこれを改善していきたいというような話も聞いています。ぜひ地域内
流通、白馬だけにとどまらず対応していただければなというふうに思います。

その中の1つとして、以前やっていたけれども、自分のところで作ったものを民宿の中でや
る、今民宿という形態は非常に少なくなって、ホテルとかレストランとか飲食関係になっていくわ
けなんですけれども。そこで、先ほど申し上げたガストロノミーツーリズムということになるん
です。地産地消という言葉がありますが、地産地産、ここで消費するものをここで作る。実は私の思
っている地産地産は、違うんです。消の字は消費するの消ではなくて、商売の商、商品の商、それ
が一番私は合っているのかなというふうに思うんです。ここでしっかりと商いをしていく、そのた
めにものを作るという考え方なんです。そういうふうな形になっていくことが大事かなと。

村長のほうの先ほどの答弁の中でも、非常に国でも政策的にも始まっていますし、白馬村でもこ
れについて、もう少し取り組んでいきたいという話があります。全くそのとおりだと私も思いま
すし、ぜひ推進してもらいたいなというふうに思うんですけれども、いかんせん、本当にお恥ずか
しい話なんですけれども、さっき白馬バレーツーリズムのほうで県の予算を使いながらやっている

ということなんですけれども、ホームページなんかを見ると、何をやりたいのか、どうしたいのか。それは観光事業者がやっているからなんです。だからやはりそれじゃガストロノミーツーリズムには、私はならないと思っているんです。

やはり観光事業者で1人でやるんだったら、農家は悪いけど、観光事業者のだしにしか使われな、要するに安く仕入れてもらって、安く買い入れれば、それでもっていいというような関係なんですけれども、やはりそれじゃ駄目なんです。ガストロノミーツーリズムにはならないんです。やはりこの多様なステークホルダー、利害関係者がこのところに出てこなければ駄目だと思っています。

さっき村長もいろいろ言いましたけれども、やはり1つは生産者、食品製造加工業者、料理人、レストラン、飲食店経営者、販売者、これはいわゆるお土産屋さんとか、道の駅とかそういうようなところになります。市民団体、いわゆるいろんなイベント、今年もありましたよね、そういうようなイベント、市民団体、それでここで公共機関、DMOというのが出てきます。取りまとめ役になります。

それからほかの地域に行くと、地場産業で、例えば食器だとか、食に関わるいろんなことをやられておる、箸を作ったりとか、器を作ったりとかしているところもあつたり、こういう事業者も全て巻き込んでやっていくのがガストロノミーツーリズム。やっぱり村がやらなきゃいけないのは、これらを上手にマネジメントするということになるわけなんですけど、到底、申し訳ないですが、白馬バレーツーリズムではできません。観光課長、聞きますけど、どう思いますか、あのホームページ見て。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

先ほど津滝議員がおっしゃっていることと、村長の答弁にありましたとおり、農業と観光を継続、持続可能な形にしていくためには、観光事業者目線だけでは足りないというふうに考えております。もちろん、生産者目線での適正な価格っていうものをしっかりと確保していかないと、お互いよいものを作り、よいものを提供するという形にならないと思いますので、ホームページどう思うかということではないんですけども、ガストロノミーツーリズムの委員会の構成には、私も、生産者、広く関係する方を含めたほうがいいのかなというふうに考えます。そのあたりは、ツーリズムの中でも意見したいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 白馬村の観光局、もしくは村のホームページはすごくいいホームページで、動画も本当に見る人をあせんとさせます。その反面、本当に、こういう言い方して失礼かもしれないですけど、お粗末過ぎます。やはり世界に冠たる白馬ということで打ち出していくんだったら、

すぐにでも改めていただいて、ホームページをつくり直していただいて、特にこのガストロノミーツーリズムについて、何をやりたいのか、どんなお客さんに来てもらいたいのか、売り物になるものは何なのかということをやはりきちっと見せるべきだと思います。

観光庁では既に、これは観光課長知っていることだと思いますけれども、このガストロノミーツーリズムの推進事業の交付金、補助金みたいなものもあつたりなんかしまして、今年も公募がかかっておりますので、やるかどうかは別として、来年に向けて、ぜひこの補助金を取っていただいて、ご対応いただければなというふうに思います。

今のその食という、ガストロノミーツーリズム、食というもので全てがつながっています。自然、歴史、伝統、習慣、民族、信仰、美術、生命、文化、科学など、いわゆる食べることに関して全てがガストロノミーツーリズムというふうに、私は理解しています。これから地方誘客、いわゆるインバウンドのお客さんも含めてになるわけですが、観光商品額を上げて地域経済をいかに回すか。スキー場だけで回すんじゃなくて、地域の中でしっかりと回していく。農業者も、私のやっていることがインバウンド事業や観光に携わっていることなんだと、私も村の経済の中の一員なんだというような、実感が沸くような地域内経済の仕組みというんですか、こういうのをぜひつくっていただきたいなと思っています。

最後なんですけれども、イタリアという国がありますけれども、先進7か国の中に入っていますけど、非常によく日本と似ていて、今、高齢化が進んでいて、人口減少であります。ですけど、やはり世界から食を求めてイタリアにたくさんの人たちが、当然コロナで行かれなかった時期もありますが、コロナが解禁されたときに物すごい人が行っています。

特に中央ではなくて、もちろんローマとかフィレンツェとかそういうところに行くわけなんですけれども、それ以外の地方の農村へ行くんです、みんなね。何で行くのかと。そこにおいしいものがあるからです。しっかりとしたおもてなしがあるからだと、私は思っています。

やはりこのイタリアを、私は結構手本にしたらいいかなど。いろんな雑誌を見れば大体分かります。どんなことをやっているか。農業もすごい盛んなんです、各地域に行っても。ここで行なわれていることというのは、スローなライフとか、スローなフードという、聞いたことあると思うんですけど、スローライフというのは人生をゆっくり楽しむということで、アグリツーリズムなんというような言葉もあつたりします。農業を体験しながら、そういったゆっくりとした時間を楽しんでいただくと。

今朝テレビ見ましたか、ちょっと唐突で申し上げないんですけど、NHKでアドベンチャーツーリズムってやっていたんです。非常にこれよく似ている話で、ただそこに行っているいろんなものを体験するのではなくて、文化とかそこにある史跡とかいろんなものを外国人の人たちに体験してもらうということで、物すごい市場だと言っているんです。70兆円とか言っていましたけれども。

白馬にも山があるだけではなく、アウトドアを楽しむだけではなく、やはり食べるものがこれか

ら非常に大事だと思います。白馬バレーツーリズムの中にも、実はキラークンテンツという言葉が書いてあって、今、外国人の皆さんに何が一番キラークンテンツなのか、村長、知っていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） すみません。私確認していません。申し訳ないです。食でということですか。全てを含めた中でということですか。

第8番（津滝俊幸君） 要するに、観光でいうキラークンテンツ……。

議長（太田伸子君） 手を挙げて発言してください。

村長（丸山俊郎君） すみません。全体では把握していません。

議長（太田伸子君） 津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） すみません。唐突に。外国人の皆さんが日本に来て、大変満足するキラークンテンツというのは何かというと、日本食と、それから温泉だそうです。この両方がこの白馬にはありますよね。だから外国人が来るんです。どっちかが、日本食のほうは少し凹んでいるかなという感じがするので、ここを少してこ入れしていただいて、ローカルのものを、国内の人もそうなんですけど、旅の思い出というのは、やっぱりあそこに行って、こういう美味しいものを食べたよねというのが一番大事かなと思いますので、ぜひ食べ物をじっくり見直すことから、我々の生活に豊かさを持つというような、こんな白馬村になっていったらなと、そういうことをできるのは、1つは次の戦略として、ガストロノミーツーリズムかなと私は思いますので、ぜひご一考をお願いできればというふうに思います。

ちょっと時間が余してしまいましたが、私の質問は以上で終わりにいたします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から9月20日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、9月21日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から9月20日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、9月21日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

令和5年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和5年9月21日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

令和5年第3回白馬村議会定例会議事日程

令和5年9月21日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第17号 白馬村教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第43号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 発委第 4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
- 日程第 6 発委第 5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書
- 日程第 7 発委第 6号 現行の健康保険証の継続を求める意見書
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第10 議員派遣について

令和5年第3回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和5年9月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第8番	津滝俊幸
第2番	増井春美	第9番	松本喜美人
第3番	横川恒夫	第10番	加藤亮輔
第4番	切久保達也	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第5番 加藤ソフィー

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 決算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

同意第17号（村長提出議案）説明、採決

議案第43号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第4号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第5号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第6号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 同意第17号 白馬村教育委員会委員の任命について
 2. 議案第43号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和5年第3回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

第5番加藤ソフィー議員が、所用により欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より、審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決を行ないたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 先週の14日に開かれました総務社会委員会の審査等の委員長報告をさせていただきます。

令和5年第3回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案3件、請願2件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第36号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。

白馬村空家等対策協議会設置要綱の制定に伴い、当該協議会委員報酬の額について定めるもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第36号は、委員長除く委員全員の賛成により原案は可決すべきものと決定しました。

議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項。

歳入歳出それぞれ1億8,746万4,000円を増加し、予算の総額を62億6,410万3,000円とするもの。今回の補正での人事異動に伴う人件費については、省略させていただきます。

初めに、住民課関係です。

戸籍住民基本台帳事業の番号カード関連事務交付金307万円の減額は、マイナンバーカードの発行を郵便局に委託していたが、総務省より直接経費が出るようになり、村を経由しないので減額補正するもの。し尿処理事業300万4,000円の増額は、白馬山麓事務組合負担金によるもの。

質疑、意見に入りまして、再発行の手数料は幾らか。紛失した場合の失行等の対応はの問いに、交付手数料は1,000円。紛失した場合は、住民課に届出された時点で無効となる。新規のときと同様の手続を実施するとの答え。

窓口で即時失効できるのかの問いに、紛失した場合は24時間対応の専用の電話番号がある。一時停止の連絡をして再発行する場合は、住所地の市町村で申請を行なう。申請前に見つかった場合は、住所地の市町村窓口で一時停止の解除ができるとの答え。

交付金減額の内容はの問いに、国からJ-LISへ直接支払うようになり、村経由がなくなったことによる減額との答え。

続きまして、総務課関係です。

一般管理事業401万3,000円の増額は、庁内DX化に関連した勤怠管理システム導入委託料278万3,000円が主なもの。財産管理事業79万8,000円の増額は、修繕費と役場駐車場土地購入費。ふるさと納税事業5,902万2,000円の増額は、返礼業務委託料が主なもの。移住・交流・集落支援事業526万8,000円の増額は、人件費と空家推進モデル実証実験業務委託料が主なもの。非常備消防事業43万円の増額は、分団幹部クラスの退職によるもの。ふるさと納税基金事業8,750万円の増額は、ふるさと白馬を応援する寄附金に基づく積立金。

質疑、意見に入りまして、勤怠管理システムはどういう業者を選定したのかの問いに、クロノス株式会社のシステムを利用すると庁内決定している。給与システムを扱っている電算との連携が容易に可能なことが主な理由との答え。

何社比較したのかの問いに、DX推進チームで各種資料を取り寄せ、ヒアリングを実施したのはクロノスともう1社との答え。

庁舎外で関わる職員にも全員導入するのかの問いに、庁舎外も含め正規職員について直ちに行なう。会計年度任用職員については、費用対効果を見ながら検討していくとの答え。

今回の補正はハードのみか。セキュリティ関係は。クラウドにした理由はの問いに、今回の補正はシステム導入の費用のみ。ランニングコストは計上していない。国の要綱があるので、運用方法は人事担当でマニュアル化する。パスワード管理しているので、本人以外行なうことはない。クラウドにした理由は、1人1台パソコンを所有していない施設もあり、パソコンを購入するよりもスマホを使用したほうが良いと判断したためとの答え。

地域おこし協力隊の今の仕事はの問いに、空家対策協議会を進める上で、机上及び現地の実態調査、村有地の活用や状況等の調査照合も行なっているとの答え。

空き家だけではなく、移住・定住向けの土地の分譲としての候補地等も調べてもらいたい。土地開発公社を使った宅地分譲などを想定したものをやってもらいたい問いに、まずは村有地の現地調査をして分譲可能かどうかを相談している。利用可能な村有地であれば土地開発公社が取得し、宅地分譲するような計画に入れてほしい旨は指示しているとの答え。

役場駐車場は施設利用の際、駐車ができない状況がある。駐車場を広げる予定はこの問いに、現時点では広げることは考えていない。行事がある際はあらかじめ分散するよう指示はしている。駐車場が少ないということは理解しているとの答え。

意見として、役場を中心とした周りの土地の利用方法を検討してほしい。

続きまして、税務課関係です。国税連携委託料44万円の増額は、電子申告が行なえるようシステムの導入による初期費用によるもの。

質疑、意見はありませんでした。

続きまして、健康福祉課関係です。

長野県価格高等特別対策支援金664万5,000円の増額は、長野県生活困窮世帯緊急支援事業費及び事務費を活用した支援金が主なもの。

質疑、意見として、コロナワクチン接種について、無料接種はこれが最後か。有料化された場合の個人負担は幾らかの問いに、この9月の国のワーキンググループでの話し合いでは、来年度からはインフルエンザと同様の形になる見込みで、ワクチン代等は公表されていないとの答え。

長野県価格高等特別対策支援金について、国の同様な支援金との違いはこの問いに、所得割と均等割の両方非課税世帯が国の支援金の対象となり、均等割のみ課税となっている世帯が県の支援金の対象となるとの答え。

続きまして、教育課関係です。

学校環境整備事業212万6,000円の増額は、修繕費、工事請負費と中古パソコン39台の購入費90万3,000円によるもの。学校給食センター事業は、新電力切り替えによる光熱水費の減額と施設等保守管理委託料によるもの。

質疑、意見に入りまして、中古パソコンを購入したとのことだが、中古でどのくらいもつのかの問いに、令和6年度に2学年分をChromebookに更新する予定があるので、それまでの応急措置との答え。

更新後、購入したパソコンはどうするのかの問いに、1学年はWindowsのままなので、予備機に充てるとの答え。

給食センターの電気代が下がったことにより、施設等保守管理委託料に充てたとのことだが、電気代が上がっているのに減額していいのかの問いに、当初予算が最終保障の料金を計上しており、新電力に移行した電気料の下げ幅が大きかったことによるとの答え。

新電力で失敗して、中部電力を経て、新電力にしているが大丈夫かの問いに、庁舎の電気は関西

電力が入っているが、そこをあっせんした会社を通してエネットと契約している。そのあっせん業者と委託契約をし、最適な電力会社を紹介していただき契約することになるとの答え。

続きまして、子育て支援課関係です。

長野県子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）302万円の増額は、長野県子育て世帯生活支援特別給付金210万円が主なもので、財源は県特別給付金を活用。

質疑、意見はありませんでした。

続きまして、生涯学習スポーツ課関係です。

ウイング21維持管理事業1,569万3,000円の増額は、修繕費と工事請負費1,459万7,000円。

質疑、意見として、ウイング21の修繕費等は来年度以降かなりかかるのかの問いに、劣化しているマンホールポンプ2台で350万円程度。ホールのエアコンの排熱が多目的室に入るので、その改修。放送関係や監視装置なども更新しなければならないとの答え。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第39号は、委員長除く委員全員の賛成により原案は可決すべきものと決定しました。

議案第40号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出それぞれ405万1,000円を減額し、予算総額10億2,687万7,000円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第40号は、委員長除く委員全員の賛成により原案は可決すべきものと決定しました。

続きまして、請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願。

提出者は、白馬村大字北城7078、長野県教職員組合白馬単組執行委員長竹内均です。受理年月日は令和5年7月28日。

請願内容は、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るため、へき地手当およびへき地手当に準ずる手当の支給率について、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻す内容の意見書を長野県知事、長野県議会議長宛てに提出を要望するもの。

行政への質疑として、県はなぜ支給しないのかの問いに、全国的に見ても長野県は極端に低い。支給される学校は40校程度ある。ほとんどが1級僻地となっている。平成15年に都道府県が支給率を決められるようになり、そのときに長野県は極端に下げた経緯があるとの答え。

討論はなく、採決したところ、請願第1号は、委員長除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

続きまして、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願。

提出者は、白馬村大字北城7078、長野県教職員組合白馬単組執行委員長竹内均です。受理年月日は令和5年7月28日。

請願内容は、どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。教育の機会均等とその水準の維持向上のため、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど拡充することの意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出を要望するもの。

行政への質疑として、学校の先生が不足している状況なのに少人数学級にした場合、さらに先生が不足するのではの問いに、長野県では、県の単独費用を使って少人数学級を行っており、先生が足りなくなることはない。国が35人学級を定めてくれると補助金が増額され、県で単独で出していた費用をほかに充てることができるため、実現してほしいとの要望である。

討論はなく、採決したところ、請願第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

続きまして、陳情第6号 現行の健康保険証を残すよう国に意見書提出を求める陳情。

提出者は、大町市八坂808の41、大北生活と健康を守る会会長松島吉子です。受理年月日は令和5年8月18日。

陳情内容は、マイナンバーカードによる誤登録、情報漏えい、受診トラブルが続出している。健康保険証の廃止によって、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる危険性を含んでいるので、現行の健康保険証を残すことを国に対して意見書を提出することを要望する陳情です。

提出者より趣旨説明の申出があり、説明終了後に審査を実施。説明者は宮脇哲也です。

説明者への質疑として、現行の保険証と併用でやっていきたいという趣旨でよいかの問いに、そのとおりですとの答え。

続きまして、行政への質疑として、市町村が認める任意の代理人は申請が可能とあるが、これは施設の人でもできるのか。医療機関で発行できればいいと思うので、調べていただきたいとの問いに、現状の保険証の発行はほとんど本人に発行している。親族が遠方にいる場合は、施設長名義で発行するときがあるとの答え。

討論に入りまして、採択すべきとして、マイナ保険証を使用して受診したことがあるが、何回も承認や入力が必要で単純化したほうがよい。医療機関からも進める案内もない。

採択すべきとして、国民皆保険制度があるのに、マイナンバーカードを利用したくない人は保険制度から外れてしまう。

不採択すべきとして、最初はトラブルもあると思うが、最終的には国民のためになると解釈している。保険証の代わりになるものを発行するとの報道もあるので、注視しながらやっていけばいい。

採択すべきとして、マイナ保険証に関しては、村でサポートできる体制がないとうまくいかない。
採択すべきとして、交付申請等が大変複雑。

採決したところ、陳情第6号は、委員長除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第36号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。請願に対する委員長報告は採択です。請願第1号 「へき地教育振興法鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についての請願の件は、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。請願に対する委員長報告は採択です。請願第2号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についての請願の件は、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決いたしました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。陳情第6号 現行の保険健康保険証を残すよう国に意見書を提出する陳情について、この陳情について不採択です。

マイナンバーカードと保険証とのひもづけについて、政府は2024年秋に今の健康保険証を原則廃止することを盛り込んだ改正マイナンバー法など改正関連法案が成立しました。保険証の機能をマイナンバーカードに搭載したマイナ保険証をめぐる、別人の情報がひもづけられるなどの深刻なトラブルが相次いで見つかっていることは承知しています。

白馬村では、マイナンバーカード8月末において7,399件発行及び申請されており、普及率は88%と高い水準です。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることにより、メリットには、医療機関での受付が簡単になる、過去の診療データの共有化でスムーズな診察が受けられることなどあります。現在は手続の移行期間であり、初期のバグ——不具合のことですが——想定範囲内と考えられます。また、政府はマイナンバーカードを持っていない人に、持っても保険証とひもづいていない人、または紛失した人、介護が必要な高齢者や子供ら、カード取得が難しい人でも保険診療を受けられるように、健康保険組合などの保険者が保険証の代わりになる資格確認書を無料で発行する仕組みをつくっています。さらに、健康保険証と一体化したマイナンバーカードを利用することによって、医療機関受診時の初診料、再診料が通常より安くなることなど、国民生活の利便性、行政手続の簡素化、効率化、不正給付の防止等が主な活用目的です。

以上のことから、この陳情については不採択とすべきです。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番加藤亮輔です。陳情第6号 現行の健康保険証を残すよう国に意見書提出を求める陳情について、賛成討論を行ないます。

政府は2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい、資格無効と表示されるなど、マイ

ナンバーカードでの受診によるトラブルが数多く報道され、多くの患者、国民が不安を抱えています。

また、全国保険医団体連合会も保険資格の確認が取れないと困惑し、健康保険証を残すことを要求しています。

さらに、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられ、国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされます。共同通信の世論調査でも、健康保険証を廃止すべきと答えた人は24.5%で、延期、撤回を求めた人は72.1%、毎日新聞も賛成は31%、反対57%と多くの国民は健康保険証廃止にノーを示しています。

皆さん、国民も患者も医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一本化はやめて、誰でも気軽に受診できるように今ある健康保険証を残す陳情に賛成することをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第6号 現行の健康保険証を残すよう国に意見書提出を求める陳情についての陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長（切久保達也君） 令和5年第3回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告。本定例会において、産業経済委員会に託された案件は議案3件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第39号 令和5年度一般会計補正予算（第2号）所管事項。

農政課関係。農業委員会費210万4,000円減額は、人事異動の減額によるものや地域計画策定に伴う目標地図作成委託料44万円の増額によるもの。農業総務費452万円の減額は、人事異動によるもの。農業振興費178万2,000円増額の主なものは、農業機械等導入支援補助金69万2,000円や白馬村農業再生協議会負担金33万円によるもの。林業振興費197万8,000円の増額は、林道管理等委託料23万3,000円と有害鳥獣被害防止対策協議会負担金174万5,000円によるものです。

質疑、意見。農業機械支援補助金交付対象の認定農業者は以前も活用か、また本人は自身で機械購入する意識はあるのかの問いに、数年前に一度活用しているが、借入れも視野に入れていると聞

いているとの答弁です。

農業機械等導入支援補助金69万2,000円の内訳はの問いに、認定農業者へ向けての補助金が49万2,000円、充電式の草刈り機補助金が20万円の答弁です。

対象事業所は、草刈り機は何件くらいを見込んでいるのかの問いに、農業法人ではなく個人経営への認定農業者。草刈り機は4月から始めた制度で、上限2万円の補助金。上限で計算すると10件の見込みとの答弁です。

目標地図委託料は、人・農地プランの地域計画をつくるためのものか。また、作成者はの問いに、昨年、農業基盤強化促進法が改正され、主に農業委員会が素案を作成。今回の補正予算で増額した人件費で雇用される職員が目標地図を令和7年4月までに作成する。委託料はシステム関係の業者に支払うものとの答弁です。

農業再生協議会負担金の詳細はの問いに、燃料・資材等の高騰に係る補助。今年変更した部分は面積が少ない人も対象とした。対象者が多かったため、今回増額補正をすとの答弁です。

有害鳥獣対策事業、現状の被害の把握はの問いに、被害状況はおおむね50万円程度の被害額。サルについては、令和3年度にGPSの首輪で調査したところ4群れいると確認している。1つの群れで30匹。今年度は、昨年の冬に八方の町中にも出没したので、ジャンプ台のそばに檻を設置したいと考えているとの答弁です。

サル用の檻の金額はの問いに、カメラや無線式トリガーも含めて130万円ほどとの答弁です。

次に、観光課関係。

観光商工費、観光施設整備費の平地観光施設管理事業33万5,000円増額は、庄屋丸八の普通財産移行による土地借上料によるもの。21観光戦略事業46万1,000円の増額は、増員する観光大使1名分の旅費等、海外観光客受皿整備事業99万5,000円の増額は、国の補助事業の採択を受けて、事業主体を村から協議会へ変更したことなどによるナイトデマンドタクシー事業に係る負担金。商工振興費760万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した公共交通確保緊急支援で、夏のデマンドタクシーシステム使用変更によるもの。

質疑、意見。デマンドタクシーは白馬村の中でエリアが決まっているのかの問いに、エリアは白馬村全体。今年は乗降ポイントが全域になり、今シーズンは昨シーズンよりポイントを増やす予定で調整しているとの答弁です。

観光課の事業だが、村内で利用したい人もいる。外に出る機会を村民に与えられればいいと思うので、村民の使用も検討してほしいとの問いに、昨年の冬のアンケートだと2割弱が住民利用だった。この冬は1回500円に設定するが、別モデルとしてマイナンバーカードを利用した70日間の定額3,000円で乗り放題というプランを設定したとの答弁です。

飲食店の予約に関しては、全ての飲食店が加入するということかの問いに、あくまでも飲食店はモニターとしている。25店舗程度と想定しているが、事業に前向きな飲食店業者が手を挙げてく

れると思う。また、飲食店の人材不足の課題解決に多くの飲食店で移行してもらえればよいと考え
るとの答弁です。

次に、建設課関係。

土木総務費17万8,000円の増額は、9月2日に行なわれた駅前ストリートフェスイベント
に係る消耗品や施設管理委託料によるもの。河川総務費25万8,000円増額は、直轄砂防促進
期成同盟会負担金で、県砂防事業の増加分によるもの。住宅管理費58万1,000円の増額は、
村営住宅管理事業の修繕費によるもの。

質疑、意見。この村営住宅はどこが該当かの問いに、堀之内東団地の一棟との答弁です。

該当者は長く入っていたのかの問いに、復興住宅のため震災後から入居し8年間居住との答弁で
す。

全体を通しての討論はなく、採決したところ、議案第39号委員会所管事項は、委員長除く委員
全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的支出に593万8,000円を増額し、2億9,534万2,000円、予算第4条本文括
弧書き「不足する額1億8,867万円」を「不足する額1億9,323万円」に改め、資本的支出
の予算額を456万円増額し、3億314万4,000円とするものです。予算第8条に定めた経
費の職員給与費を743万7,000円増額し、5,223万7,000円に改めるもの。

収益的支出では、人事異動に伴う増額や水道料金体系等検討業務委託料、利率の上昇に伴う企業
債償還利息不足による増額が主なものです。資本的支出においては、人事異動に伴う増額が主なも
のです。

質疑、意見はありませんでした。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第41号は、委員長除く委員全員の賛成により可決す
べきものと決定いたしました。

議案第42号 令和5年度白馬村下水道事業補正予算（第2号）。

収益的支出に444万6,000円を減額し、4億5,525万4,000円、予算第4条本文括
弧書き「不足する額8,340万円」を「不足する額8,285万8,000円」に改め、資本的支
出の予算の予算額を54万2,000円減額し、4億9,995万8,000円とするものです。予
算第8条に定めた経費の職員給与費を678万8,000円減額し、2,169万6,000円とす
るものです。

収益的支出では、人事異動による減額や利率上昇に伴う企業債償還利息不足による増額によるも
のです。資本的支出においては、人事異動に伴う減額や公共樹設置工事による増額分が主なもので
す。

質疑、意見。公共樹の設置場所はの問いに、現在7件実施。工事予定と今後見込まれる工事の概

算で計上しているとの答弁です。

修繕なのか、新たに設置するということかの問いに、修繕ではなく、村として整備しなければならぬ部分の設置との答弁です。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第42号は、委員長除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会報告とします。

(発言する声あり)

産業経済委員長（切久保達也君） すみません、失礼しました。ちょっと一部訂正をお願いいたします。議案第39号 一般会計補正予算（第2号）の観光課関係の商工振興費760万円というふうに私言ったんですが、正しくは76万円になります。訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第2 決算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

決算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎決算特別委員長。

決算特別委員長（丸山勇太郎君） 令和5年第3回白馬村議会定例会決算特別委員会審査報告をいたします。本定例会において、決算特別委員会は9月5日から13日までの間の5日間にわたり、認定第1号から認定第6号までの決算認定案件6件と決算に付随する議案第37号及び議案第38号を審査しました。

各会計の主要な施策の成果説明書を中心に、決算書、監査委員の決算審査意見書及び提出された説明資料に基づき、事業の成果と効果を主眼に審査を行ないました。以下、審査の概要と結果を報告します。

なお、各決算認定の数字は、1,000円未満を切り捨てて読み上げます。

議案第37号 令和4年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

水道事業会計の決算に関わる議案で、未処分利益剰余金3億7,983万3,359円のうち3億円を資本金に組入れ、7,000万円を建設改良積立金として積み立てるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第37号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号 令和4年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

下水道事業会計の決算に関わる議案で、未処分利益剰余金3,219万7,118円のうち3,000万円を建設改良積立金として積み立てるものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第38号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額が69億6,560万1,000円。歳出総額が67億74万1,000円で、歳入歳出差引額2億6,486万円。実質単年度収支は1億5,740万8,000円の黒字決算。

村税の現年分徴収率は98.6%、滞納繰越分合算徴収率は86.7%との高率で、財政調整基金、減債基金とも取崩しはなく、財政調整基金には令和3年度会計からの7,000万円と今回の歳出から8,400万円を積立て。減債基金には2,600万円の積立てをし、両基金合計額は、過去最

高の14億8,876万7,000円となった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より4.9ポイント増の79.2%。実質公債費比率（3か年平均）は1.2ポイント増の14.3%、将来負担比率は18.3ポイント減の21.7%とのことでした。

次に、審査中に出された質疑、意見の主なものだけを、審査した順番で課ごとに報告します。

会計室と議会事務局は、質疑はありませんでした。

総務課関係では、財政調整基金が過去最高との話。積み立てた基金の今後の使い方はの問いに、適正規模は難しい課題。急激な景気変動での税収低下や大きな災害があった場合に備える。標準財政規模の5%から10%を備えておくと言われている。事業に回すこともあるが、減債基金に積み立てて、繰上償還の財源にしていくという考えもあるとの答え。

コミュニティ推進事業は拡大していくべき。今後の考えはに対し、過去、花の里づくりは単独の事業だった。景観に寄与するので同じ趣旨でのメニューと、防犯灯、病虫害駆除を含めて30万円とした。上限額を上げて補助率が変わらないと、地区負担が大きくなってしまうので、全体的なボリューム感を含め検討していくとの答え。

消防団員の服装を、乙号から活動服にしてほしいと思うがに対し、県内でも多くなっていると聞いているので、正副分団長会議にかけ検討するとの答え。

ふるさと人材奨学金返還補助事業の制度を説明するタイミングと対象者はに対し、現役の高校生には説明している。卒業生へは、ホームページやSNS、同窓会の総会でも資料を配り周知しているとの答え。

これに関わる意見として、課題の白馬高校への地元進学にも関わってくるので、中学生にも告知してもらいたい。他市町村の同制度はもう少し金額ボリュームがあるので検討をという意見でした。

地球温暖化対策事業の決算額が少なくなっている理由は、事業そのものが少ない。住民がやれる対策もあり、細かい事業がおろそかになっていないかの問いに、この事業だけで見ると少なくなっているが、複数の課がゼロカーボン事業を行なっている。見せ方を検討するとの答え。

これに関わる意見として、地球温暖化対策事業は必ずしも総務課でやる必要はないし、むしろ片手間でやってほしくない。

税務課関係では、家屋評価システムの目的と、作業は簡単なのか。過去に評価したものはどうなるのかの問いに、計算間違いなど人的ミスをなくすことと、時間短縮で導入した。ただし、現場では従来どおり図面を持って評価に当たる。また、家屋評価システムと電算システムとの連携はできていないので、算出したものを電算システムに手入力する必要がある。過去のものが入っていないとの答え。

県内下位の徴収率は、どの程度改善されたかの問いに、下位からは抜け出せないが、徴収率の改善度では上から2番目となった。現在の徴収率は下から10番目との答え。

観光課関係では、広域DMOハクババレーツーリズムへの会費700万円の使途と、今後の対応は、人事刷新と組織替えが必要ではの問いに、700万円は6名分の人件費。3市村が各700万円を負担しているほか、索道事業者が2,400万円負担している。

今後の展開には、各市村ともに課題を感じている。事業者との距離が遠く、組織が何を行なっているのか見えないと感じており、今後の方向性や観光局とのすみ分けを含め課題を伝えているとの答え。

創業支援事業補助金で補助した後、2、3年後の創業者は怎么样了のか。このままの事業内容でよいのかの問いに、創業支援は今年で10年を迎える。約30件のうち返還案件は3件あった。審査から交付までの過程を今後見直す。移住につながる創業となるよう関係者と話をするととの答え。

宿泊産業イノベーション研修実践事業は前に進んでいるのか。今の状況では参加したいと思わないし、専門家派遣事業の一環としか見えないがの問いに、目に見える効果は、参加者は自立し考え始めたこと。まずは関心のある方、やる気のある方を中心に波及していけばいいと思っているとの答え。

スノーピークの通称グランピング事業はようやく終わったが、このKPI達成率で会計検査に耐えられるのか。マルシェには村が関わって地元農業生産者の出展を促してほしいがの問いに、KPIについてはこの結果になってしまった状況を説明するしかないと思っている。マルシェは、村が使い倒すつもりではいる。農政課と連携して村内の生産者に働きかけていくとの答えでした。

建設課関係では、無電柱化事業の今後の方針はの問いに、来年度で工事が終わり、電柱が取れるのは令和7、8年。国道は2期工事として計画に入っており、継続要望している。並行して県道白馬岳線も要望しているが、国道のほうが優先と言われている。景観上、県道はメインの路線なので要望は継続する。

街路灯は、地域主体で村が補助している。今後の街路灯の扱いを含めて地域で検討してもらい、県の事業に遅れを取らないよう進めていきたいとの答え。

県道の街路灯のデザインについて、八方口区は承諾しているのか。八方はほかのデザインにしてほしいと考えているがの問いに、街路灯は行政区絡みの事業であり、費用負担は主に地区。金の区面で頭を痛めていると聞いている。検討会には八方口区長も入っており、内容は承知している。今後も地区民と対話し、デザインを含めて検討し進めていくとの答え。

無散水消雪施設はどのくらい割高で、何が導入リスクか。燃料高騰で除雪事業者は投資が厳しく、少ない機械でやっていくしかないがの問いに、消雪施設は気温が低いとずっと稼働する。逆に、除雪機械は雪が降ったときしか稼働しない。長い目で見れば委託のほうが効率的。高いコストの消雪施設は雪の押し出し場所がなく、排雪まで必要な限られた路線のみ。新規の消雪施設は難しいとの答え。

白馬村は、公営住宅が足りていないのではの問いに、公営住宅は、公営住宅法に基づいて国からの補助を受けて設置する。法に基づく入居者の収入要件、高齢者要件等を充足させないと補助金はない。低所得者向けなのか、移住・定住対策なのかでターゲットが変わる。建設課としては、これ以上のハード投資はしないとの答えでした。

農政課関係に入ります。

北部南部圃場整備で、供用開始部分は土地改良区に事務委託しているのか、地代は農業委員会が決めた地代か。今後は使用者が払っていくほうがよいのではの問いに、1、2工区の供用開始部分と未完了地の両方持っている地権者がいることから、事業が全て完了後に新たな利用料にする。それまでは、現地権者が従前の面積で、水利権料、農地使用料とも支払うとの答え。

岩岳のナラ枯れの状況がひどくなっているが、310万円の決算額をどう考えているかの問いに、専門家と検討しているが、現場まで行けない場所があり、処理が追いついていない状況で、人家に影響のある箇所を優先させてきた。今月20日に専門家に加え、地域からの参加者まで広げて対策会議を行なうとの答え。

これに関わる意見として、300万円程度ではどうにも止まらない。これは対応を誤ると白馬村の命取りになる。

木流川沿いの多面的機能支払交付金事業導入は。以前は木流用水管理組合があったが、現在の状況は。保全活動にもう少し補助してほしいかの問いに、今後関係者と懇談していきたい。管理組合は承知していないとの答え。

木流川は、かつて水環境整備事業で2億円投下し整備した場所。観光的価値が高い場所なのに、現在ではクマが出る林になっている。続きの緩衝帯整備はどうなっているか。また、保育園側はどうなっているかの問いに、北側は続きの緩衝帯整備は行なう。保育園側は農振の用地になっていた。そのままでは森林税が活用できないため、昨年度に農振を外して整備を行なったとの答え。

住民課関係に入ります。

在留関係事務について、何か国語で広報しているか。多言語での広報が必要ではの問いに、現状を見ると英語のみでよいと考えている。

石彫の復旧移設場所は、リサイクルプラザのほうがお客様の目に留まるのではの問いに、地元の同意も得て場所は決定し既に移した。地元区からは、松川の河川公園を含めた広いエリアでの整備をとの意見を伺っているので、今後は反映できればと考えているとの答え。

ごみの収集実績で、リサイクルセンター分、営業施設からの業者収集分は。粗大ごみのときのリサイクル収集は、なぜいまだ行なっているかの問いに、リサイクルセンター受入れ分は209トン。営業施設からの業者収集分は把握できていない。粗大ごみ場でのリサイクル収集は今までどおりにしているとの答え。

これに関する意見として、立派なリサイクルセンターができたので、粗大ごみ場でのリサイクル

収集はやめてよい。それが行政区への加入動機にもつながる。

健康福祉課関係に入ります。給付金事業等に関する電算委託は、電算でなくても自力でできるのでは。または、国から指示された様式は同じなので、近隣市町村と共同でシステム改修すればコスト削減できるのではの問いに、他村で職員が自力でやったが、膨大な時間とミスがあったと聞いた。委託価格は近隣自治体と標準的にできるようにしたいとの話はしているとの答え。

敬老会に足がなくて行けない人への対応はの問いに、ふれあい号のような送迎は人数的に難しい。各地区で送迎してもらい、それに対して助成する制度がよく、来年度予算に向けて検討するとの答え。

デマンドタクシーの免許自主返納者への利用券配布と割引は、昔から免許証がなかった人からすれば不公平。年齢撤廃をしたならば、年齢に応じて金額を減らすなど制度の変更を検討してほしいとの問いに、この制度は自主返納を促進するための側面があるが、同じ年齢での不公平感もあると思うので検討していきたいとの答え。

次、教育課関係では、中学校のトイレ洋式化で、小中学校の洋式化率は。生理の貧困問題があるが、女子トイレに生理用品は設置しているかの問いに、洋式化は8、9割程度。生理用品はまだトイレには設置していないが、保健室でもらえる。棚は今回設置したとの答え。

スクールバスの費用に対する特別交付税措置の額と割合はの問いに、特別交付税は1,100万円程度、事業費の7割程度交付されているとの答え。

白馬高校支援事業負担金は、当初5,000万円を目安にすると考えていたと思うが、6,000万円支出している。どのくらいまで支出するのかの問いに、当初は4,000万から5,000万円程度という話があった。現在は、事業創生推進交付金を活用しているため、予算規模が膨らんでいる。それも令和6年度までのため、事業内容は整理しなければならないと考えているとの答えでした。

次、子育て支援課関係では、一時預かり保育で3歳以上児を預けるケースは、どのようなケースかの問いに、幼稚園児を夏休みや春休みに預けるケースが多い。また、転入されてきて、まだ保育園に入れない児童もいるとの答え。

保育料と副食費の金額は毎年見直しをしているのか。人件費や物価の高騰などを考えると、利用者の負担はあっていると思うかの問いに、保育料の見直しは毎年はやっていない。国の基準の単価よりも、白馬村は安くしているとの答え。

北小放課後児童クラブは1日当たり何人で、指導者は何人つくか。夏休み中の対応と学習の指導は行なっているかの問いに、平均20名前後で指導員は2名。夏休み、春休みは南北合同で実施し、指導員4名で割り振りをしている。宿題の時間を設けているが、指導はしていないとの答え。

生涯学習スポーツ課に入ります。

スノーハープ、ジャンプ競技場の事業費は、これまで一般財源が2,000万円超かかっていたものが、4年度は2,000万円を切ったのは評価できる。これは、ナショナルトレーニングセン

ターの費用が入っているためかの問いに、ナショナルトレセン事業からジャンプ競技場へ1,037万6,000円、クロスカントリー競技場へ113万2,000円充当している。その部分も影響していると考えているとの答え。

氷河調査、神城断層地震アーカイブ、伝統的建造物群保存事業はいつまでやるのか。終わりの設定をするときが来ていると思うかの問いに、氷河認定を受けることの効果が大きく、見合った時期までは実施したい。アーカイブは子供たちへの伝承が重要。来年が地震から10年の節目となり、その辺りを考えていきたい。伝建事業は文化的に重要なので、今すぐはやめないとの答え。

氷河調査の結果は、氷河だったのかの問いに、杓子沢と不埒沢は昨年度の時点で論文にかけるだけのデータは取得でき、氷河として認定される可能性が高い。白馬沢は現地まで行けない状況が続き、データが取れない状況との答え。

課ごとの討論は、いずれの課もありませんでした。

全体討論では、過去最高基金残高などよい決算を打てたのは、多分に地方創生臨時交付金に助けられている側面はある。期数を重ねた者から見れば、毎年度ずっと変わらない事業をやっている。

令和6年度予算編成では、何か事業そのものをやめないと新規事業着手はできないし、やめることはやめる、経費削減に努めたとの姿勢を見せないと、新たな財源を求めることの理解は、村民感情的に得られないと考える。この決算そのものは認めるべきものとの討論でした。

採決の結果、認定第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入決算額は10億1,852万2,000円。うち県支出金は6億9,803万9,000円。国保税の収納状況は、現年課税分1億9,679万円、徴収率98.3%、滞納繰越分合算では2億189万円、徴収率93.3%。

歳出決算額は、10億1,306万9,000円。保険給付費が2,151万円余り増加したが、事業費納付金の減額により、合計では減額となった。実質収支額545万2,000円は全額翌年度へ繰越し。年度末の国保世帯数は1,841世帯、加入率は43.8%、被保険者数は2,846人との説明でした。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入決算額は1億678万4,000円。うち保険料は8,058万6,000円で、現年度賦課分の徴収率は99.5%。

歳出決算額は、1億667万8,000円。主な歳出は、長野県後期高齢者医療広域連合負担金1億481万円余り、年度末被保険者数は1,451人との説明です。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入決算額は356万7,000円で、使用料と一般会計繰入金261万円など。歳出決算額は356万1,000円。内訳は、施設維持管理費と公債費が178万4,000円。

質疑、意見では、保守管理委託料の内容とトイレ清掃は他の公衆トイレと見合う額に調整したほうがいいのではの問いに、施設周辺の草刈り2回分と処理場のトイレ清掃で、その金額は妥当になるように交渉していくとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 令和4年度白馬村水道事業会計決算認定について。

収益的収入は、事業収益が3億4,468万8,000円。営業収益は3億95万5,000円。給水口数は71口の増、有収水量は125万1,000立方メートルで、前年度比1万1,000立方メートルの減、有収率は44.45%で若干の向上となった。

収益的支出は、事業費用が2億6,078万5,000円。営業費用は2億4,284万9,000円。営業外費用は1,682万5,000円。特別損失の過年度損益修正損110万9,000円の決算額。

資本的収入は、5,763万9,000円。資本的支出は、4億4,976万8,000円。これは投資有価証券の購入増が主な要因。

収支不足額は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金3億円で補填との説明でした。

質疑、意見では、有価証券3億円は東電の社債ということだが安全性はの問いに、証券の安全性は高い。格付Aランク以上でないと購入しないことになっている。会社が潰れても担保され、満期まで持っているとは必ず格面は補償されるとの答え。

水道ビジョンで、「今後10年間で35億円の投資が必要」は重要な発言。どのように計画的にやるのか。特に二股浄水場の更新をどうするかだが考えはの問いに、二股浄水場は更新の時期が到来している。令和12年の水利権更新に向けては適正規模の実施計画が必要で、そこを目指して調査中。10億円を超えればPPP、PFIの導入調査も必要で、結論は出ていないとの答え。

討論はなく、採決の結果、認定5号は委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 令和4年度白馬村下水道事業会計決算認定について。

収益的収入は、事業収益が5億724万4,000円。営業収益は、1億9,128万4,000円。年間有収水量は75万8,000立方メートルで、昨年度比6万1,000立方メートルの増、営業

外収益は3億1,595万9,000円。収益的支出は、事業費用が4億7,873万7,000円。営業費用が4億1,593万円。営業外費用は6,030万8,000円。特別損失の過年度損益修正損249万8,000円の決算額。

資本的収入は、3億5,628万円。内訳は、企業債1億1,000万円、補助金2億3,250万円など。資本的支出は、4億7,536万5,000円。国道無電柱化工事に伴うものと企業債償還金4億3,000万円余り。資本的収支において不足する額は、過年度分及び現年度分損益勘定留保資金で補填との説明。

質疑、意見では、下水道区域内で浄化槽のままの施設の件数把握は、どのくらい強力に働きかけしているかの問いに、把握はしている。浄化槽から転換する方には1年間使用料を免除する施策を行ない、ダイレクトメールで加入促進も行なった。減免延長など引き続き、加入促進策の検討をしていきたいとの答えでした。

討論はなく、採決の結果、認定第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

決算特別委員会に付託された議案第37号及び議案38号並びに認定第1号から認定第6号までの採決の方法は起立により行ないますので、あらかじめ申し上げます。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号 令和4年度白馬村水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号 令和4年度白馬村下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 令和4年度白馬村一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第2号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第3号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第4号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第5号 令和4年度白馬村水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。
認定第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。認定第6号 令和4年度白馬村下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

村長から同意案件の申出、議案の申出、総務委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(太田伸子君) ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時29分

議長(太田伸子君) 会議を再開いたします。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第17号から日程第7 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第3 同意第17号から日程第7 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、日程第3 同意第17号から日程第7 発委第6号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することが可決されました。

これにより、同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。同意第17号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。同意第17号は、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、同意第17号は質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第3 同意第17号 白馬村教育委員会委員の任命について

議長（太田伸子君） 日程第3 同意第17号 白馬村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 同意第17号 白馬村教育委員会委員の任命について。

次の者を白馬村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めたく存じます。

住所、北安曇郡白馬村大字北城1174番地1。氏名、服部知子。生年月日、昭和49年9月30日。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第17号 白馬村教育委員会教育委員の任命については、原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第4 議案第43号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第4 議案第43号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第43号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,410万3,000円とするものでございます。

予算書、最終ページの6ページ、歳出明細を御覧ください。

5款2項1目林業振興費に森林病虫害等防除事業として2,000万円を追加するもので、どんぐり区から岩岳スキー場にかけて拡大をしているナラ枯れ被害に対して緊急に対応するための被害木伐倒委託料1,880万円をはじめ、薬剤及び資材等の購入費用を計上するものでございます。

予算書、1ページお戻りいただき5ページ、歳入明細を御覧ください。

歳出に伴う財源につきましては、10款1項1目普通交付税を44万6,000円、19款1項1目繰越金1,955万4,000円を充てることとしております。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 8番津滝俊幸です。議案第43号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、ナラ枯れ対策に関わる補正予算についてお伺いいたします。

民有地内での公金使用による伐採が主な事業ですが、基本は所有者が対処すべき行為で、公金を使用して行なう事業とする理由は何かお伺いします。

前年度にも同様の事業を行なった経緯がありますが、今後もこのような事業を継続または同様な事象が発生した場合、行政側が全て対処してもらえるのかお伺いします。

さらに、クマやサル、イノシシなどの出没により、農作物の被害をはじめ住民生活が脅かされています。造林された山林の間伐など森林整備も喫緊の課題です。それと今回の対策事業の違いは何かお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 津滝俊幸議員から、ナラ枯れ対策に関わる補正予算について3点質問を頂いておりますので答弁いたします。

1点目の基本は所有者が対処すべき行為で、公金を使用してする事業とする理由は何かのご質問ですが、議員がおっしゃるように、森林管理の基本は所有者管理が基本となって、所有者責任となっております。これは、森林経営管理法第3条の森林所有者の責務、大原則になります。その上で、公金を使用する理由ですが、1つ目は、人命、財産を守るリスクの観点から、災害、人的被害につながる可能性のある場所の枯れ木処理を急ぐ必要があると考えるからです。2つ目は、産業の観点から、観光地としてスキー場エリア等に広がることを少しでも避けるためです。3つ目は、景観の観点から、景観行政団体に移行した村として、少しでも早期にナラ枯れの収束を願うためです。

2点目の今後もこのような事業を継続し、行政側で全て対処してもらえるのかのご質問ですが、処理には多額の費用を要することから全ては難しいですが、少なくとも森林病虫害に起因し、災害、

人的被害につながる可能性のある場合は、対応は必要と考えております。

3点目のクマやサル、イノシなどの出没による農作物被害と住民生活への影響。造林された山林の間伐などの森林整備と今回の対策事業の違いは何かとのご質問ですが、今回の森林被害は、本村の観光地としての最大の観光資源である自然景観の損失や倒木による人的財産の被害につながる上に、森林の有する公的機能の発揮に影響を与えるおそれがあることによる森林病虫害防除対策になります。

通常の森林整備は、人が手を加えた人工林の育林になりますが、整備を定義しています。一方、農作物被害は、鳥獣被害の防止を図るために個体数調整、被害防除、生息環境管理の3つを適切に組み合わせ総合的に取組みを行なっており、継続的に被害対策に取り組む必要があることから、地域住民の指導により村や関係機関とともに取り組んでいるところでございます。答弁は以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） この対策事業を行なうことによる効果はどの程度あるのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 昨日、議員各位も出席いただきまして、専門家による会議を開催しました。

まず、他の市町村の実施状況などをお聞きしたところ、古損木等による処理によって人命的財産等が失われる場合についてというところがやはり大前提というふうには伺っております。その上で、本村では、景観行政団体に移行したということもありまして、今一番目立つエリア、そこを何とかしたいという思いがありまして、そこを対応するにはどうしたらいいかというような昨日の話がございまして、それについてはまず、景観という観点からいきますと、薫蒸まで行かなくて、伐倒するしかないのではないかとというような話がございました。ただ、現地は非常に急峻でガレ場ということもありまして、大原木が密になっていることから危険もあるというようなお話がございまして、まずは3年ほど前に調査をしましたが、もう一回現地調査を関係者でましようというような話になっておりまして、その対応ができると、景観というか見た目がよくなっていくという意見がある一方、例えば木を倒してしまうとそれがよくないというような意見もありまして、そこについては、これから関係者ともう一回調整を図りながら、事業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終了しました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ナラ枯れは止まるかということをお聞きしました。もう一度お答えします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） ナラ枯れが止まるかどうかというのは、はっきり言って分からないというところがあります。ただ、古来からの森林病虫害でありまして、収束にある程度の年数が、5年程度かかるというようなこともありまして、これが村の願いとしましては、この事業をやることに

よって収めたいというようなことを思っております。以上です。

議長（太田伸子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第43号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（太田伸子君） 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 発委第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第5 発委第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 発委第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。請願第1号が採択されたことに伴い意見書を提出するものです。

内容は、近隣県より支給率が低くなっている僻地等及びへき地手当に準ずる手当の支給率を近隣県と均衡を勘案し、平成17年度以前の水準に戻すことを求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したいものであります。提出者は長野県知事、長野県議会議長です。以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第6 発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。請願第2号が採択されたことに伴い意見書を提出するものです。

内容は、長野県では既に35人学級の小中学校で実施しているが、国では小学校35人学級を令和3年度から五か年計画で段階的に実施していくことがあるが、中学校においては40人学級のままとなっています。どの子にも行き届いた教育をするため2項目について改善等を求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したいものであります。提出者は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣です。以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第5号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第6号 現行の健康保険証の継続を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第7 発委第6号 現行の健康保険証の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 発委第6号 現行の保険証の継続を求める意見書。陳情第6号が採択されたことに伴い意見書を提出するものです。

内容は、国では令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案

を可決成立したことにより、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる危険性を含んでいること。また、現在のマイナンバーカードの利用において受診トラブルが続出していることなどから、現行の健康保険証の継続を求めため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を提出したいものであります。提出先は衆議院議長、参議院議長です。以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発意第6号 現行の健康保険証の継続を求める意見書は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の

継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第10 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 令和5年第3回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、今月5日に開会し、本日まで17日間にわたり提出いたしました全ての案件につき、原案のとおりお認めを頂き厚く御礼申し上げます。

今回の定例会は、特に、決算議会として終始ご清栄賜り、本会議及び各委員会においてご審議を尽くされましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、今後の事務事業の執行、そして来年度予算編成に反映してまいる所存です。

また、一般質問において議員各位から頂きましたご意見、ご提言等につきましては、その対応を十分留意し、今後の村政運営に努めてまいります。

さて、先ほど一般会計補正予算（第3号）により、ナラ枯れ関連、森林病害虫防除事業についてお認めいただきありがとうございます。ナラ枯れは、カシノナガキクイムシが伝播する病原菌による伝染病で、被害を受けたナラ類の樹木は、まるで季節外れの紅葉のように真っ赤になって枯れ果て、森林景観が大きく損なわれたり、多様な動植物のすみかとなっている森林生態系の質の低下や山火事の発生危険度の上昇、さらに枯死木が民家や道路の近くにある場合、強風などで倒れると思われ被害を生じることが懸念されます。過去には、平成21年から27年頃に発生し、一旦は収束したものの、令和2年秋頃から再発生し、例年300万円ほどの予算をかけて人や人家等に危険が及ぶ可能性がある被害木を優先的に伐倒、薫蒸処理、樹幹注入等により取り組んできましたほか、林業事業者による更新伐等も実施してまいりましたが、まだまだ被害が収まらない状況に加え、観光地として看過できない問題と捉えた対応になります。

昨日は、国、県の専門家を交え、関係区等と対策会議を開催したところですが、今後も関係者間の連絡を密にして、その対策に取り組んでまいります。

各地域では、五穀豊穡や無病即災を祈り、喜び、秋祭りが営まれております。議員各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、引き続き本村の発展と住民福祉向上のためご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございます。

ございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和5年第3回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 9月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員